

三重県公共工事共通仕様書 令和3年7月一部改定
新旧対照表

◆第1編 共通編	P1～P12		
◆第2編 材料編	P12	◆第16編 農業農村整備編	P32
◆第3編 土木工事共通編	P13～P19		
◆第6編 河川編	P20～P22	◆第18編 林道編	P32
◆第7編 河川海岸編	P23		
◆第8編 砂防編	P23		
◆第9編 ダム編	P23		
◆第10編 道路編	P24～P31	◆建設工事施工管理基準（案）	P36～P37
		◆出来形管理基準	P38～P69
		◆品質管理基準	P70～P71
		◆写真管理基準（案）	P72～P112

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和2年版）						新条文（令和3年版）						改定理由									
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編	章	節	条	項	項以下			
1	1	0	0	0	1	第1章	1	1	0	0	1	第1章	1	1	0	0	1	第1章			
1	1	1	0	0	1	第1節	1	1	1	0	0	第1節	1	1	1	0	0	1	第1節		
1	1	1	2	0	1	1-1-1-2	1	1	1	2	0	1-1-1-2	1	1	1	2	0	1	1-1-1-2		
1	1	1	2	22	1	22. 連絡	1	1	1	2	22	1	22. 連絡	1	1	1	2	22	1	22. 連絡	押印等の見直しに伴う規定の変更。
1	1	1	2	26	1	26. 書面	1	1	1	2	26	1	26. 書面	1	1	1	2	26	1	26. 書面	押印等の見直しに伴う規定の変更。
							1	1	1	2	37	1	37. 段階確認	1	1	1	2	37	1	37. 段階確認	3-1-1-1 から編入
							1	1	1	2	38	1	38. 未制定	1	1	1	2	38	1	38. 未制定	3-1-1-1 から編入
1	1	1	2	37	1	37. 工事検査	1	1	1	2	39	1	39. 工事検査	1	1	1	2	39	1	39. 工事検査	
1	1	1	2	38	1	38. 検査員	1	1	1	2	40	1	40. 検査員	1	1	1	2	40	1	40. 検査員	
1	1	1	2	39	1	39. 同等以上の品質	1	1	1	2	41	1	41. 同等以上の品質	1	1	1	2	41	1	41. 同等以上の品質	
1	1	1	2	39	2		1	1	1	2	41	2		1	1	1	2	41	2		
1	1	1	2	40	1	40. 工期	1	1	1	2	42	1	42. 工期	1	1	1	2	42	1	42. 工期	
1	1	1	2	41	1	41. 工事開始日	1	1	1	2	43	1	43. 工事開始日	1	1	1	2	43	1	43. 工事開始日	
1	1	1	2	42	1	42. 工事着手	1	1	1	2	44	1	44. 工事着手	1	1	1	2	44	1	44. 工事着手	
1	1	1	2	43	1	43. 準備期間	1	1	1	2	45	1	45. 準備期間	1	1	1	2	45	1	45. 準備期間	
1	1	1	2	44	1	44. 工事	1	1	1	2	46	1	46. 工事	1	1	1	2	46	1	46. 工事	
1	1	1	2	45	1	45. 本体工事	1	1	1	2	47	1	47. 本体工事	1	1	1	2	47	1	47. 本体工事	
1	1	1	2	46	1	46. 仮設工事	1	1	1	2	48	1	48. 仮設工事	1	1	1	2	48	1	48. 仮設工事	
1	1	1	2	47	1	47. 工事区域	1	1	1	2	49	1	49. 工事区域	1	1	1	2	49	1	49. 工事区域	
1	1	1	2	48	1	48. 現場	1	1	1	2	50	1	50. 現場	1	1	1	2	50	1	50. 現場	
1	1	1	2	49	1	49. SI	1	1	1	2	51	1	51. SI	1	1	1	2	51	1	51. SI	
1	1	1	2	50	1	50. 現場発生品	1	1	1	2	52	1	52. 現場発生品	1	1	1	2	52	1	52. 現場発生品	
1	1	1	2	51	1	51. JIS規格	1	1	1	2	53	1	53. JIS規格	1	1	1	2	53	1	53. JIS規格	
1	1	1	3	0	1	1-1-1-3	1	1	1	3	0	1	1-1-1-3	1	1	1	3	0	1	1-1-1-3	
1	1	1	3	1	1	1. 図面原図の貸与	1	1	1	3	1	1	1. 図面原図の貸与	1	1	1	3	1	1	1. 図面原図の貸与	設計業務等共通仕様書と表現を統一。
1	1	1	7	0	1	1-1-1-7	1	1	1	7	0	1	1-1-1-7	1	1	1	7	0	1	1-1-1-7	
1	1	1	7	2	1	2. 用地の確保	1	1	1	7	2	1	2. 用地の確保	1	1	1	7	2	1	2. 用地の確保	構造物掘削等に伴う借地には、発注者の負担により借地する範囲もあることから規定に追記。
1	1	1	10	0	1	1-1-1-10	1	1	1	10	0	1	1-1-1-10	1	1	1	10	0	1	1-1-1-10	

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和2年版）						新条文（令和3年版）						改定理由								
編	章	節	条	項	以下	編	章	節	条	項	以下		編	章	節	条	項	以下		
1	1	1	10	1	1	1. 一般事項	受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成30年12月20日付け国官技第62号、国営整第154号、平成27年3月27日付け国港技第123号、平成27年3月16日付け国空安保第763号、国空交企第643号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。	1	1	1	10	1	1	1. 一般事項	受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（令和3年3月5日付け国官技第319号、国営建第16号、令和3年3月22日付け国港技第90号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。 なお、施工体制台帳等は、原則として、電子データで作成・提出するものとする。					施工体制台帳に係る書類の提出についての改正にともなう
1	1	1	10	2	1	2. 施工体系図	第1項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成27年3月30日付け国官技第325号、国営整第292号、平成27年3月27日付け国港技第123号、平成27年3月16日付け国空安保第763号、国空交企第643号）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員に提出しなければならない。	1	1	1	10	2	1	2. 施工体系図	第1項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（令和3年3月5日付け国官技第319号、国営建第16号、令和3年3月22日付け国港技第90号）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員に提出しなければならない。					施工体制台帳に係る書類の提出についての改正にともなう
1	1	1	10	3	1	3. 名札等の着用	第1項の受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請負者を含む）及び第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図1-1-1を標準とする。 （監理技術者補佐は、建設業法第26条第3項ただし書きに規定する者をいう。なお、令和2年10月1日以降において、監理技術者補佐を配置する場合に適用する。）	1	1	1	10	3	1	3. 名札等の着用	第1項の受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請負者を含む）及び第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図1-1-1を標準とする。 （監理技術者補佐は、建設業法第26条第3項ただし書きに規定する者をいう。）					監理技術者補佐制度の施行開始にともなう
1	1	1	11	0	1	1-1-1-11	受発注者間の情報共有	1	1	1	11	0	1	1-1-1-11	受発注者間の情報共有					
1	1	1	11	1	1		受発注者間の設計思想の伝達及び情報共有を図るため、設計者、受注者、発注者が一堂に会する会議を施工者が設計図書の照査を実施した後及びその他必要に応じて開催するものとする。なお、開催の詳細については、特記仕様書の定めによるものとする。	1	1	1	11	1	1		受発注者間の設計思想の伝達及び情報共有を図るため、設計者、受注者、発注者が一堂に会する会議を施工者が設計図書の照査を実施した後及びその他必要に応じて開催するものとする。なお、開催の詳細については、 特記仕様書 の定めによるものとする。					
1	1	1	14	0	1	1-1-1-14	工事の一時中止	1	1	1	14	0	1	1-1-1-14	工事の一時中止					
1	1	1	14	3	1	3. 基本計画書の作成	前1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督員を通じて発注者に提出し、 承諾を得るものとする 。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。	1	1	1	14	3	1	3. 基本計画書の作成	前1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督員を通じて発注者に提出し、 協議するものとする 。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。					工事の一時中止に伴う増加費用等の積算方法について（H28.3.14）及び本省版ガイドラインでは、「発注者に提出し協議する」と記載
1	1	1	17	0	1	1-1-1-17	支給材料及び貸与品	1	1	1	17	0	1	1-1-1-17	支給材料及び貸与品					
								1	1	1	17	5	1	5. 貸与機械の使用	受注者は、貸与機械の使用にあたっては、別に定める仕様書等によらなければならない。					3-1-1-5 から編入
1	1	1	17	5	1	5. 返還	受注者は、契約書第15条第9項「不用となった支給材料又は貸与品」の規定に基づき返還する場合、監督員の指示に従うものとする。	1	1	1	17	6	1	6. 返還	受注者は、契約書第15条第9項「不用となった支給材料又は貸与品」の規定に基づき返還する場合、監督員の指示に従うものとする。					
1	1	1	17	5	2		なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。	1	1	1	17	6	2		なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。					
1	1	1	17	6	1	6. 修理等	受注者は、支給材料及び貸与物件の修理等を行う場合、事前に監督員の承諾を得なければならない。	1	1	1	17	7	1	7. 修理等	受注者は、支給材料及び貸与物件の修理等を行う場合、事前に監督員の承諾を得なければならない。					
1	1	1	17	7	1	7. 流用の禁止	受注者は、支給材料及び貸与物件を他の工事に流用してはならない。	1	1	1	17	8	1	8. 流用の禁止	受注者は、支給材料及び貸与物件を他の工事に流用してはならない。					
1	1	1	17	8	1	8. 所有権	支給材料及び貸与物件の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。	1	1	1	17	9	1	9. 所有権	支給材料及び貸与物件の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。					
1	1	1	19	0	1	1-1-1-19	建設副産物	1	1	1	19	0	1	1-1-1-19	建設副産物					
1	1	1	19	6	1	6. 実施書の提出	受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を 発注者 に提出しなければならない。	1	1	1	19	6	1	6. 実施書の提出	受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を 監督員 に提出しなければならない。					実施書は「発注者に提出」と記載されているが、他項は「監督員に提出」と記載されている
1	1	1	27	0	1	1-1-1-27	工事中の安全確保	1	1	1	27	0	1	1-1-1-27	工事中の安全確保					
1	1	1	27	1	1	1. 安全指針等の遵守	受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和2年3月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	1	1	1	27	1	1	1. 安全指針等の遵守	受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和3年3月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。					諸基準類の改定にともなう

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和2年版）							新条文（令和3年版）							改定理由	
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項		新条文
							1	1	1	27	2	1	2.建設工事公衆災害防止対策要綱	受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省 告示第496号、令和元年9月2日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。	3-1-1-12 から編入
1	1	1	27	2	1	2.支障行為等の防止	1	1	1	27	3	1	3.支障行為等の防止	受注者は、工事施工中、監督員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、または公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。	
							1	1	1	27	4	1	4.使用する建設機械	受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督員の承諾を得て、それを使用することができる。	3-1-1-12 から編入
1	1	1	27	3	1	3.周辺への支障防止	1	1	1	27	5	1	5.周辺への支障防止	受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。	
							1	1	1	27	6	1	6.架空線等事故防止対策	受注者は、架空線等上空施設の位置及び占有者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材等置き場等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現地調査（場所、種類、高さ等）を行い、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず、監督員へ報告しなければならない。	3-1-1-12 から編入
1	1	1	27	4	1	4.防災体制	1	1	1	27	7	1	7.防災体制	受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておくなくてはならない。	
1	1	1	27	5	1	5.第三者の立入り禁止措置	1	1	1	27	8	1	8.第三者の立入り禁止措置	受注者は、工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。	
1	1	1	27	5	2		1	1	1	27	8	2		なお、空港工事にあつては、監督員の承諾を得るものとする。	
1	1	1	27	6	1	6.安全巡視	1	1	1	27	9	1	9.安全巡視	受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない。	
1	1	1	27	7	1	7.現場環境改善(1)	1	1	1	27	10	1	10.現場環境改善(1)	受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美化に努めるものとする。	
1	1	1	27	8	1	8.定期安全研修・訓練等	1	1	1	27	11	1	11.定期安全研修・訓練等	受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上時間を割当て、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。	複数回に分けて実施できる規定の追記。
1	1	1	27	8	2	(1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育	1	1	1	27	11	2	(1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育		
1	1	1	27	8	3	(2) 当該工事内容等の周知徹底	1	1	1	27	11	3	(2) 当該工事内容等の周知徹底		
1	1	1	27	8	4	(3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底	1	1	1	27	11	4	(3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底		
1	1	1	27	8	5	(4) 当該工事における災害対策訓練	1	1	1	27	11	5	(4) 当該工事における災害対策訓練		
1	1	1	27	8	6	(5) 当該工事現場で予想される事故対策	1	1	1	27	11	6	(5) 当該工事現場で予想される事故対策		
1	1	1	27	8	7	(6) その他、安全・訓練等として必要な事項	1	1	1	27	11	7	(6) その他、安全・訓練等として必要な事項		
1	1	1	27	9	1	9.施工計画書	1	1	1	27	12	1	12.施工計画書	受注者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載しなければならない。	
1	1	1	27	10	1	10.安全教育・訓練等の記録	1	1	1	27	13	1	13.安全教育・訓練等の記録	受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。	
1	1	1	27	11	1	11.関係機関との連絡	1	1	1	27	14	1	14.関係機関との連絡	受注者は、所轄警察署、所管海上保安部、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、港湾管理者、空港管理者、海岸管理者、漁港管理者、海上保安部、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。	
1	1	1	27	12	1	12.工事関係者の連絡会議	1	1	1	27	15	1	15.工事関係者の連絡会議	受注者は、工事現場が隣接または同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。	
1	1	1	27	13	1	13.安全衛生協議会の設置	1	1	1	27	16	1	16.安全衛生協議会の設置	監督員が、労働安全衛生法（令和元年6月改正法律第37号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。	

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和2年版）						新条文（令和3年版）						改定理由					
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編	章	節	条	項
1	1	1	27	14	1	14. 安全優先	受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（令和元年6月改正法律第37号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。	1	1	1	27	17	1	17. 安全優先	受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（令和元年6月改正法律第37号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。		
1	1	1	27	15	1	15. 災害発生時の応急処置	災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡しなければならない。	1	1	1	27	18	1	18. 災害発生時の応急処置	災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡しなければならない。		
1	1	1	27	16	1	16. 地下埋設物等の調査	受注者は、工事施工箇所地下埋設物等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督員に報告しなければならない。	1	1	1	27	19	1	19. 地下埋設物等の調査	受注者は、工事施工箇所地下埋設物等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督員に報告しなければならない。		
1	1	1	27	17	1	17. 不明の地下埋設物等の処置	受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督員に連絡し、その処置については占有者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない。	1	1	1	27	20	1	20. 不明の地下埋設物等の処置	受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督員に連絡し、その処置については占有者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない。		
1	1	1	27	18	1	18. 地下埋設物等損害時の措置	受注者は、地下埋設物等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡し、応急措置をとり補修しなければならない。	1	1	1	27	21	1	21. 地下埋設物等損害時の措置	受注者は、地下埋設物等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡し、応急措置をとり補修しなければならない。		
1	1	1	27	19	1	19. 情報BOX等の埋設管路の事故防止	(1) 総則	1	1	1	27	22	1	22. 情報BOX等の埋設管路の事故防止	(1) 総則		
1	1	1	27	20	1	20. 風対策	受注者は、本条第4項のほか、風に対しても注意を払わなければならない。	1	1	1	27	23	1	23. 風対策	受注者は、本条第7項のほか、風に対しても注意を払わなければならない。		
1	1	1	27	21	1	21. 現場環境改善(2)	工事現場の現場環境改善は、周辺住民への生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うことを目的とする。よって、受注者は、施工に際しこの主旨を理解し発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施しなければならない。	1	1	1	27	24	1	24. 現場環境改善(2)	工事現場の現場環境改善は、周辺住民への生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うことを目的とする。よって、受注者は、施工に際しこの主旨を理解し発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施しなければならない。		
1	1	1	27	22	1	22. 南海トラフ地震に係る地震防災対策強化地域における工事	受注者は、南海トラフ地震防災対策推進地域における工事にあつては、南海トラフ地震に関連する情報が気象庁から出された場合には、工事中断等の措置をとるものとし、これに伴う必要な補強・落下防止等の保全処置を講じなければならない。	1	1	1	27	25	1	25. 南海トラフ地震に係る地震防災対策強化地域における工事	受注者は、南海トラフ地震防災対策推進地域における工事にあつては、南海トラフ地震に関連する情報が気象庁から出された場合には、工事中断等の措置をとるものとし、これに伴う必要な補強・落下防止等の保全処置を講じなければならない。		
1	1	1	27	23	1	23. 足場の設置	受注者は、足場を設置する場合は労働安全衛生規則によるものとし、安全ネット・手すりについて、工事写真により実施状況を記録し、監督員の要求があった場合は、速やかに提示するものとする。	1	1	1	27	26	1	26. 足場の設置	受注者は、足場を設置する場合は労働安全衛生規則によるものとし、安全ネット・手すりについて、工事写真により実施状況を記録し、監督員の要求があった場合は、速やかに提示するものとする。		
1	1	1	27	24	1	24. 転落・落下の防止	受注者は、工事施工中における作業員の転落・落下の防止のため、防護設備及び昇降用梯子等安全施設を設けなければならない。	1	1	1	27	27	1	27. 転落・落下の防止	受注者は、工事施工中における作業員の転落・落下の防止のため、防護設備及び昇降用梯子等安全施設を設けなければならない。		
1	1	1	27	25	1	25. 安全巡視	受注者は本条第6項に基づき、安全巡視者を定め次に上げる任務を遂行しなければならない。	1	1	1	27	28	1	28. 安全巡視	受注者は本条第9項に基づき、安全巡視者を定め次に上げる任務を遂行しなければならない。		
1	1	1	27	26	1	26. 定期安全研修・訓練等	受注者は本条第8項に基づいて以下に示す項目の具体的な安全研修・訓練の計画を作成し施工計画書へ記載しなければならない。	1	1	1	27	29	1	29. 定期安全研修・訓練等	受注者は本条第11項に基づいて以下に示す項目の具体的な安全研修・訓練の計画を作成し施工計画書へ記載しなければならない。		
1	1	1	27	27	1	27. 工事説明書	受注者は、事業名、事業の内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を発注者とともに作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。	1	1	1	27	30	1	30. 工事説明書	受注者は、事業名、事業の内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を発注者とともに作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。		
1	1	1	31	0	1	1-1-1-31	環境対策	1	1	1	31	0	1	1-1-1-31	環境対策		
1	1	1	31	6	1	6. 排出ガス対策型建設機械	受注者は、工事の施工にあたり表1-1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成29年5月改正法律第41号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成23年7月13日付国総環リ第1号)」に基づき指定された排出ガス対策型建機械(以下「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。	1	1	1	31	6	1	6. 排出ガス対策型建設機械	受注者は、工事の施工にあたり表1-1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成29年5月改正法律第41号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号)」に基づき指定された排出ガス対策型建機械(以下「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。	諸基準類の改定にともなう	
1	1	1	31	6	2		排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。	1	1	1	31	6	2		排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。		

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和2年版）							新条文（令和3年版）									
1	1	1	31	6	3	受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和元年6月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成23年7月13日付国総環第1号）」に基づき指定されたトンネル工事中用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事中用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。	1	1	1	31	6	3	受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和元年6月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環第6号）」に基づき指定されたトンネル工事中用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事中用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。	諸基準類の改定にともなう		
1	1	1	33	0	1	1-1-1-33	交通安全管理	1	1	1	33	0	1	1-1-1-33	交通安全管理	
								1	1	1	33	2	1	2. 施工計画書	受注者は、指定された工事中用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。	3-1-1-13 から編入
1	1	1	33	2	1	2. 輸送災害の防止	受注者は、工事中用車両による土砂、工事中用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導警備員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。	1	1	1	33	3	1	3. 輸送災害の防止	受注者は、工事中用車両による土砂、工事中用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導警備員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。	
1	1	1	33	3	1	3. 交通安全等輸送計画	受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事中用資材等の輸送をともなう工事は、事前に関係機関と打合せのうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載しなければならない。	1	1	1	33	4	1	4. 交通安全等輸送計画	受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事中用資材等の輸送をともなう工事は、事前に関係機関と打合せのうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載しなければならない。	
1	1	1	33	4	1	4. 交通安全法令の遵守	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成30年12月改正内閣府・国土交通省令第5号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。	1	1	1	33	5	1	5. 交通安全法令の遵守	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和2年3月改正内閣府・国土交通省令第1号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。	諸法令の改正にともなう
1	1	1	33	5	1	5. 工事中用道路使用の責任	発注者が工事中用道路に指定するもの以外の工事中用道路は、受注者の責任において使用するものとする。	1	1	1	33	6	1	6. 工事中用道路使用の責任	発注者が工事中用道路に指定するもの以外の工事中用道路は、受注者の責任において使用するものとする。	
1	1	1	33	6	1	6. 工事中用道路共用時の処置	受注者は、特記仕様書に他の受注者と工事中用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。	1	1	1	33	7	1	7. 工事中用道路共用時の処置	受注者は、特記仕様書に他の受注者と工事中用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。	
								1	1	1	33	8	1	8. 工事中用道路の維持管理	受注者は、設計図書において指定された工事中用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事中用道路の維持管理及び補修を行うものとする。	3-1-1-13 から編入
1	1	1	33	7	1	7. 公共交通の確保	公共交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料または設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断する時には、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。	1	1	1	33	9	1	9. 公共交通の確保	公共交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料または設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断する時には、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。	
1	1	1	33	8	1	8. 水上輸送	工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門、または水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。	1	1	1	33	10	1	10. 水上輸送	工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門、または水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。	
1	1	1	33	9	1	9. 作業区域の標示等	受注者は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。また、作業船等が船舶の輻輳している区域を航行またはえい航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。	1	1	1	33	11	1	11. 作業区域の標示等	受注者は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。また、作業船等が船舶の輻輳している区域を航行またはえい航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。	
1	1	1	33	10	1	10. 水中落下支障物の処置	受注者は、船舶の航行または漁業の操業に支障をきたすおそれのある物体を水中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。	1	1	1	33	12	1	12. 水中落下支障物の処置	受注者は、船舶の航行または漁業の操業に支障をきたすおそれのある物体を水中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。	
1	1	1	33	10	2		なお、直ちに取除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、関係機関に通報及び監督員へ連絡しなければならない。	1	1	1	33	12	2		なお、直ちに取除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、関係機関に通報及び監督員へ連絡しなければならない。	

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和2年版）						新条文（令和3年版）						改定理由					
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編	章	節	条	項
1	1	1	33	11	1	11. 作業船舶機械故障時の処理	1	1	1	33	13	1	13. 作業船舶機械故障時の処理	受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。	受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。		
1	1	1	33	11	2		1	1	1	33	13	2		なお、故障により二次災害を招くおそれがある場合は、直ちに応急の措置を講じ、関係機関に通報及び監督員へ連絡しなければならない。	なお、故障により二次災害を招くおそれがある場合は、直ちに応急の措置を講じ、関係機関に通報及び監督員へ連絡しなければならない。		
1	1	1	33	12	1	12. 通行許可	1	1	1	33	14	1	14. 通行許可	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成31年3月改正政令第41号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和元年9月改正政令第109号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交法（令和元年6月改正法律第37号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成31年3月改正政令第41号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和2年6月改正政令第181号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交法（令和2年6月改正法律第52号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	諸法令の改正にともなう	
1	1	1	33	12	2		1	1	1	33	14	2		表 1-1-3 一般的制限値	表 1-1-3 一般的制限値		
1	1	1	33	12	3		1	1	1	33	14	3		ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。	ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。		
1	1	1	33	13	1	13. 交通管理	1	1	1	33	15	1	15. 交通管理	受注者は、安全管理については、以下によるものとするが、現場の実状に応じた施工方法等により、交通管理を実施しなければならない。	受注者は、安全管理については、以下によるものとするが、現場の実状に応じた施工方法等により、交通管理を実施しなければならない。		
1	1	1	33	13	17		1	1	1	33	15	17		令和3年1月6日迄 路線 1 一般国道1号 2 一般国道23号 3 一般国道25号 4 一般国道42号 5 一般国道163号 6 一般国道165号 7 一般国道166号 8 一般国道258号 9 一般国道260号 10 一般国道306号 11 一般国道365号 12 一般国道421号 13 一般国道477号 14 県道四日市楠鈴鹿線 15 県道四日市鈴鹿環状線 16 県道津関線 17 県道久居美杉線 18 県道松阪久居線 19 県道伊勢磯部線 20 県道鳥羽松阪線 21 県道宮妻峽線 22 県道松阪第2環状線 23 県道上海老茂福線 24 県道上浜高茶屋久居線 (参考) 平成27年3月17日付け三重県公安委員会告示第27号 (平成27年9月17日施行) 令和3年1月7日以降		旧指定路線について削除	
1	1	1	33	13	18		1	1	1	33	15	18					
1	1	1	33	14	1	14. 保安灯	1	1	1	33	16	1	16. 保安灯	受注者は、道路工事保安施設設置基準（案）により設置する保安灯のうち、電源に商用電力を用いるものにあつては停電等に対処するために乾電池式保安灯を併用しなければならない。	受注者は、道路工事保安施設設置基準（案）により設置する保安灯のうち、電源に商用電力を用いるものにあつては停電等に対処するために乾電池式保安灯を併用しなければならない。		
1	1	1	33	15	1	15. 保守点検	1	1	1	33	17	1	17. 保守点検	受注者は、設置した保安施設が常に良好な状態を保つよう、日々の保守点検を行わなければならない。	受注者は、設置した保安施設が常に良好な状態を保つよう、日々の保守点検を行わなければならない。		
1	1	1	33	16	1	16. 標識	1	1	1	33	18	1	18. 標識	受注者は、道路事業において「道路工事保安施設設置基準（案）」の標識番号⑦を設置する場合は、図 1-3 を参考に標識を作成しなければならない。	受注者は、道路事業において「道路工事保安施設設置基準（案）」の標識番号⑦を設置する場合は、図 1-3 を参考に標識を作成しなければならない。		
1	1	1	33	17	1	17. 仮区画線	1	1	1	33	19	1	19. 仮区画線	受注者は、現道拡幅等の工事で仮区画線の施工にあたっては、現地の地形的条件・交通量・供用期間・公安委員会の意見等を検討のうえ設計図書に関して監督員と協議するものとする。	受注者は、現道拡幅等の工事で仮区画線の施工にあたっては、現地の地形的条件・交通量・供用期間・公安委員会の意見等を検討のうえ設計図書に関して監督員と協議するものとする。		
1	1	1	33	18	1	18. 通行許可(2)	1	1	1	33	20	1	20. 通行許可(2)	1. 受注者は、建設機械、資材の運搬にあたり、道路法第47条第1項、車両制限令第3条における一般的制限値をこえる車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画（車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、許可証の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、施工計画書に記載しなければならない。	1. 受注者は、建設機械、資材の運搬にあたり、道路法第47条第1項、車両制限令第3条における一般的制限値をこえる車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画（車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、許可証の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、施工計画書に記載しなければならない。		

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和2年版）						新条文（令和3年版）						改定理由		
編	章	節	条	項以下	編章節条項以下	編	章	節	条	項以下	編章節条項以下		新条文	
1	1	1	35	0	1	1	1	1	35	0	1	1-1-1-35	諸法令の遵守	
1	1	1	35	1	1	1	1	1	35	1	1	1. 諸法令の遵守	受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。	
1	1	1	35	2		1	1	1	35	2		なお、主な法令は以下に示す通りである。	なお、主な法令は以下に示す通りである。	諸法令の改正にともなう
1	1	1	35	3	(1)	1	1	1	35	3	(1)	(1) 地方自治法（令和2年12月改正 法律第75号）	(1) 地方自治法（令和2年12月改正 法律第75号）	
1	1	1	35	4	(2)	1	1	1	35	4	(2)	(2) 建設業法（令和元年6月改正 法律第37号）	(2) 建設業法（令和元年6月改正 法律第37号）	
1	1	1	35	5	(3)	1	1	1	35	5	(3)	(3) 下請代金支払遅延等防止法（平成21年6月改正 法律第51号）	(3) 下請代金支払遅延等防止法（平成21年6月改正 法律第51号）	
1	1	1	35	6	(4)	1	1	1	35	6	(4)	(4) 労働基準法（平成30年7月改正 法律第71号）	(4) 労働基準法（令和2年3月改正 法律第14号）	諸法令の改正にともなう
1	1	1	35	7	(5)	1	1	1	35	7	(5)	(5) 労働安全衛生法（令和元年6月改正 法律第37号）	(5) 労働安全衛生法（令和元年6月改正 法律第37号）	
1	1	1	35	8	(6)	1	1	1	35	8	(6)	(6) 作業環境測定法（令和元年6月改正 法律第37号）	(6) 作業環境測定法（令和元年6月改正 法律第37号）	
1	1	1	35	9	(7)	1	1	1	35	9	(7)	(7) じん肺法（平成30年7月改正 法律第71号）	(7) じん肺法（平成30年7月改正 法律第71号）	
1	1	1	35	10	(8)	1	1	1	35	10	(8)	(8) 雇用保険法（平成30年7月改正 法律第71号）	(8) 雇用保険法（令和2年6月改正 法律第54号）	諸法令の改正にともなう
1	1	1	35	11	(9)	1	1	1	35	11	(9)	(9) 労働者災害補償保険法（平成30年5月改正 法律第31号）	(9) 労働者災害補償保険法（令和2年6月改正 法律第40号）	諸法令の改正にともなう
1	1	1	35	12	(10)	1	1	1	35	12	(10)	(10) 健康保険法（令和元年5月改正 法律第9号）	(10) 健康保険法（令和2年6月改正 法律第52号）	諸法令の改正にともなう
1	1	1	35	13	(11)	1	1	1	35	13	(11)	(11) 中小企業退職金共済法（令和元年5月改正 法律第16号）	(11) 中小企業退職金共済法（令和2年6月改正 法律第40号）	諸法令の改正にともなう
1	1	1	35	14	(12)	1	1	1	35	14	(12)	(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（令和元年6月改正 法律第37号）	(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（令和2年3月改正 法律第14号）	諸法令の改正にともなう
1	1	1	35	15	(13)	1	1	1	35	15	(13)	(13) 出入国管理及び難民認定法（平成30年12月改正 法律第102号）	(13) 出入国管理及び難民認定法（令和元年12月改正 法律第63号）	諸法令の改正にともなう
1	1	1	35	16	(14)	1	1	1	35	16	(14)	(14) 道路法（平成30年3月改正 法律第6号）	(14) 道路法（令和2年6月改正 法律第49号）	諸法令の改正にともなう
1	1	1	35	17	(15)	1	1	1	35	17	(15)	(15) 道路交通法（令和元年6月改正 法律第37号）	(15) 道路交通法（令和2年6月改正 法律第52号）	諸法令の改正にともなう
1	1	1	35	18	(16)	1	1	1	35	18	(16)	(16) 道路運送法（令和元年6月改正 法律第37号）	(16) 道路運送法（令和2年6月改正 法律第36号）	諸法令の改正にともなう
1	1	1	35	19	(17)	1	1	1	35	19	(17)	(17) 道路運送車両法（令和元年6月改正 法律第37号）	(17) 道路運送車両法（令和2年3月改正 法律第5号）	諸法令の改正にともなう
1	1	1	35	20	(18)	1	1	1	35	20	(18)	(18) 砂防法（平成25年11月改正 法律第76号）	(18) 砂防法（平成25年11月改正 法律第76号）	
1	1	1	35	21	(19)	1	1	1	35	21	(19)	(19) 地すべり等防止法（平成29年6月改正 法律第45号）	(19) 地すべり等防止法（平成29年6月改正 法律第45号）	
1	1	1	35	22	(20)	1	1	1	35	22	(20)	(20) 河川法（平成29年6月改正 法律第45号）	(20) 河川法（平成29年6月改正 法律第45号）	
1	1	1	35	23	(21)	1	1	1	35	23	(21)	(21) 海岸法（平成30年12月改正 法律第95号）	(21) 海岸法（平成30年12月改正 法律第95号）	
1	1	1	35	24	(22)	1	1	1	35	24	(22)	(22) 港湾法（令和元年6月改正 法律第37号）	(22) 港湾法（令和2年6月改正 法律第49号）	諸法令の改正にともなう
1	1	1	35	25	(23)	1	1	1	35	25	(23)	(23) 港則法（平成28年5月改正 法律第42号）	(23) 港則法（平成28年5月改正 法律第42号）	
1	1	1	35	26	(24)	1	1	1	35	26	(24)	(24) 漁港漁場整備法（平成30年12月改正 法律第95号）	(24) 漁港漁場整備法（平成30年12月改正 法律第95号）	
1	1	1	35	27	(25)	1	1	1	35	27	(25)	(25) 下水道法（平成27年5月改正 法律第22号）	(25) 下水道法（平成27年5月改正 法律第22号）	
1	1	1	35	28	(26)	1	1	1	35	28	(26)	(26) 航空法（令和元年6月改正 法律第38号）	(26) 航空法（令和2年6月改正 法律第61号）	諸法令の改正にともなう
1	1	1	35	29	(27)	1	1	1	35	29	(27)	(27) 公有水面埋立法（平成26年6月改正 法律第51号）	(27) 公有水面埋立法（平成26年6月改正 法律第51号）	
1	1	1	35	30	(28)	1	1	1	35	30	(28)	(28) 軌道法（平成29年6月改正 法律第45号）	(28) 軌道法（令和2年6月改正 法律第41号）	諸法令の改正にともなう
1	1	1	35	31	(29)	1	1	1	35	31	(29)	(29) 森林法（平成30年6月改正 法律第35号）	(29) 森林法（令和2年6月改正 法律第41号）	諸法令の改正にともなう
1	1	1	35	32	(30)	1	1	1	35	32	(30)	(30) 環境基本法（平成30年6月改正 法律第50号）	(30) 環境基本法（平成30年6月改正 法律第50号）	
1	1	1	35	33	(31)	1	1	1	35	33	(31)	(31) 火薬類取締法（令和元年6月改正 法律第37号）	(31) 火薬類取締法（令和元年6月改正 法律第37号）	
1	1	1	35	34	(32)	1	1	1	35	34	(32)	(32) 大気汚染防止法（平成29年6月改正 法律第45号）	(32) 大気汚染防止法（令和2年6月改正 法律第39号）	諸法令の改正にともなう
1	1	1	35	35	(33)	1	1	1	35	35	(33)	(33) 騒音規制法（平成26年6月改正 法律第72号）	(33) 騒音規制法（平成26年6月改正 法律第72号）	
1	1	1	35	36	(34)	1	1	1	35	36	(34)	(34) 水質汚濁防止法（平成29年6月改正 法律第45号）	(34) 水質汚濁防止法（平成29年6月改正 法律第45号）	
1	1	1	35	37	(35)	1	1	1	35	37	(35)	(35) 湖沼水質保全特別措置法（平成26年6月改正 法律第72号）	(35) 湖沼水質保全特別措置法（平成26年6月改正 法律第72号）	
1	1	1	35	38	(36)	1	1	1	35	38	(36)	(36) 振動規制法（平成26年6月改正 法律第72号）	(36) 振動規制法（平成26年6月改正 法律第72号）	
1	1	1	35	39	(37)	1	1	1	35	39	(37)	(37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（令和元年6月改正 法律第37号）	(37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（令和元年6月改正 法律第37号）	
1	1	1	35	40	(38)	1	1	1	35	40	(38)	(38) 文化財保護法（平成30年6月改正 法律第42号）	(38) 文化財保護法（令和2年6月改正 法律第41号）	諸法令の改正にともなう
1	1	1	35	41	(39)	1	1	1	35	41	(39)	(39) 砂利採取法（平成27年6月改正 法律第50号）	(39) 砂利採取法（平成27年6月改正 法律第50号）	
1	1	1	35	42	(40)	1	1	1	35	42	(40)	(40) 電気事業法（平成30年6月改正 法律第41号）	(40) 電気事業法（令和2年6月改正 法律第49号）	諸法令の改正にともなう
1	1	1	35	43	(41)	1	1	1	35	43	(41)	(41) 消防法（平成30年6月改正 法律第67号）	(41) 消防法（平成30年6月改正 法律第67号）	
1	1	1	35	44	(42)	1	1	1	35	44	(42)	(42) 測量法（令和元年6月改正 法律第37号）	(42) 測量法（令和元年6月改正 法律第37号）	
1	1	1	35	45	(43)	1	1	1	35	45	(43)	(43) 建築基準法（令和元年6月改正 法律第37号）	(43) 建築基準法（令和2年6月改正 法律第43号）	諸法令の改正にともなう
1	1	1	35	46	(44)	1	1	1	35	46	(44)	(44) 都市公園法（平成29年5月改正 法律第26号）	(44) 都市公園法（平成29年5月改正 法律第26号）	
1	1	1	35	47	(45)	1	1	1	35	47	(45)	(45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成26年6月改正 法律第55号）	(45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成26年6月改正 法律第55号）	
1	1	1	35	48	(46)	1	1	1	35	48	(46)	(46) 土壌汚染対策法（平成29年6月改正 法律第45号）	(46) 土壌汚染対策法（平成29年6月改正 法律第45号）	
1	1	1	35	49	(47)	1	1	1	35	49	(47)	(47) 駐車場法（平成29年5月改正 法律第26号）	(47) 駐車場法（平成29年5月改正 法律第26号）	
1	1	1	35	50	(48)	1	1	1	35	50	(48)	(48) 海上交通安全法（平成28年5月改正 法律第42号）	(48) 海上交通安全法（平成28年5月改正 法律第42号）	
1	1	1	35	51	(49)	1	1	1	35	51	(49)	(49) 海上衝突予防法（平成15年6月改正 法律第63号）	(49) 海上衝突予防法（平成15年6月改正 法律第63号）	
1	1	1	35	52	(50)	1	1	1	35	52	(50)	(50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（令和元年5月改正 法律第18号）	(50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（令和元年5月改正 法律第18号）	
1	1	1	35	53	(51)	1	1	1	35	53	(51)	(51) 船員法（平成30年6月改正 法律第41号）	(51) 船員法（平成30年6月改正 法律第41号）	
1	1	1	35	54	(52)	1	1	1	35	54	(52)	(52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法（平成30年6月改正 法律第59号）	(52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法（平成30年6月改正 法律第59号）	
1	1	1	35	55	(53)	1	1	1	35	55	(53)	(53) 船舶安全法（平成29年5月改正 法律第41号）	(53) 船舶安全法（平成29年5月改正 法律第41号）	
1	1	1	35	56	(54)	1	1	1	35	56	(54)	(54) 自然環境保全法（平成31年4月改正 法律第20号）	(54) 自然環境保全法（平成31年4月改正 法律第20号）	
1	1	1	35	57	(55)	1	1	1	35	57	(55)	(55) 自然公園法（令和元年6月改正 法律第37号）	(55) 自然公園法（令和元年6月改正 法律第37号）	

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和2年版）						新条文（令和3年版）						改定理由					
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編	章	節	条	項
1	1	1	35	1	58	(56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（令和元年6月改正 法律第37号）	1	1	1	35	1	58	(56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（令和元年6月改正 法律第37号）				
1	1	1	35	1	59	(57) 国等による環境物品等の調達等の推進に関する法律（平成27年9月改正 法律第66号）	1	1	1	35	1	59	(57) 国等による環境物品等の調達等の推進に関する法律（平成27年9月改正 法律第66号）				
1	1	1	35	1	60	(58) 河川法施行法抄（平成11年12月改正 法律第160号）	1	1	1	35	1	60	(58) 河川法施行法抄（平成11年12月改正 法律第160号）				
1	1	1	35	1	61	(59) 技術士法（令和元年6月改正 法律第37号）	1	1	1	35	1	61	(59) 技術士法（令和元年6月改正 法律第37号）				
1	1	1	35	1	62	(60) 漁業法（令和元年5月改正 法律第1号）	1	1	1	35	1	62	(60) 漁業法（令和元年5月改正 法律第1号）				
1	1	1	35	1	63	(61) 空港法（令和元年6月改正 法律第37号）	1	1	1	35	1	63	(61) 空港法（令和元年6月改正 法律第37号）				
1	1	1	35	1	64	(62) 計量法（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	35	1	64	(62) 計量法（平成26年6月改正 法律第69号）				
1	1	1	35	1	65	(63) 厚生年金保険法（平成30年7月改正 法律第71号）	1	1	1	35	1	65	(63) 厚生年金保険法（令和2年6月改正 法律第40号）	諸法令の改正にともなう			
1	1	1	35	1	66	(64) 航路標識法（平成28年5月改正 法律第42号）	1	1	1	35	1	66	(64) 航路標識法（平成28年5月改正 法律第42号）				
1	1	1	35	1	67	(65) 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	35	1	67	(65) 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成26年6月改正 法律第69号）				
1	1	1	35	1	68	(66) 最低賃金法（平成24年4月改正 法律第27号）	1	1	1	35	1	68	(66) 最低賃金法（平成24年4月改正 法律第27号）				
1	1	1	35	1	69	(67) 職業安定法（令和元年6月改正 法律第37号）	1	1	1	35	1	69	(67) 職業安定法（令和元年6月改正 法律第37号）				
1	1	1	35	1	70	(68) 所得税法（令和元年6月改正 法律第28号）	1	1	1	35	1	70	(68) 所得税法（令和2年3月改正 法律第8号）	諸法令の改正にともなう			
1	1	1	35	1	71	(69) 水産資源保護法（平成30年12月改正 法律第95号）	1	1	1	35	1	71	(69) 水産資源保護法（平成30年12月改正 法律第95号）				
1	1	1	35	1	72	(70) 船員保険法（令和元年5月改正 法律第9号）	1	1	1	35	1	72	(70) 船員保険法（令和2年6月改正 法律第52号）	諸法令の改正にともなう			
1	1	1	35	1	73	(71) 著作権法（平成30年7月改正 法律第72号）	1	1	1	35	1	73	(71) 著作権法（令和2年6月改正 法律第48号）	諸法令の改正にともなう			
1	1	1	35	1	74	(72) 電波法（令和元年6月改正 法律第23号）	1	1	1	35	1	74	(72) 電波法（令和2年4月改正 法律第23号）	諸法令の改正にともなう			
1	1	1	35	1	75	(73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（令和元年6月改正 法律第20号）	1	1	1	35	1	75	(73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（令和2年6月改正 法律第42号）	諸法令の改正にともなう			
1	1	1	35	1	76	(74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（平成29年6月改正 法律第45号）	1	1	1	35	1	76	(74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（令和2年3月改正 法律第14号）	諸法令の改正にともなう			
1	1	1	35	1	77	(75) 農薬取締法（平成30年6月改正 法律第53号）	1	1	1	35	1	77	(75) 農薬取締法（令和元年12月改正 法律第62号）	諸法令の改正にともなう			
1	1	1	35	1	78	(76) 毒物及び劇物取締法（平成30年6月改正 法律第66号）	1	1	1	35	1	78	(76) 毒物及び劇物取締法（平成30年6月改正 法律第66号）				
1	1	1	35	1	79	(77) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年5月改正 法律第41号）	1	1	1	35	1	79	(77) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年5月改正 法律第41号）				
1	1	1	35	1	80	(78) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（令和元年6月改正 法律第35号）	1	1	1	35	1	80	(78) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（令和元年6月改正 法律第35号）				
1	1	1	35	1	81	(79) 警備業法（令和元年6月改正 法律第37号）	1	1	1	35	1	81	(79) 警備業法（令和元年6月改正 法律第37号）				
1	1	1	35	1	82	(80) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（令和元年6月改正 法律第37号）	1	1	1	35	1	82	(80) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（令和元年6月改正 法律第37号）				
1	1	1	35	1	83	(81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成30年6月改正 法律第67号）	1	1	1	35	1	83	(81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（令和2年6月改正 法律第42号）	諸法令の改正にともなう			
1	1	1	35	1	84	(82) 漁港法（平成26年6月改正 法律第55号）	1	1	1	35	1	84	(82) 漁港法（令和元年5月改正 法律第1号）	諸法令の改正にともなう			
1	1	1	35	1	85	(83) 有線電気通信法（平成27年5月改正 法律第26号）	1	1	1	35	1	85	(83) 有線電気通信法（平成27年5月改正 法律第26号）	諸法令の改正にともなう			
1	1	1	35	1	86	(84) 電気通信事業法（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	35	1	86	(84) 電気通信事業法（令和2年5月改正 法律第30号）	諸法令の改正にともなう			
1	1	1	35	1	87	(85) 工業用水道事業法（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	35	1	87	(85) 工業用水道事業法（平成26年6月改正 法律第69号）	諸法令の改正にともなう			
1	1	1	35	1	88	(86) 水道法（平成30年12月改正 法律第92号）	1	1	1	35	1	88	(86) 水道法（令和元年6月改正 法律第37号）	諸法令の改正にともなう			
1	1	1	35	1	89	(87) 電気工事士法（平成26年6月改正 法律第72号）	1	1	1	35	1	89	(87) 電気工事士法（令和2年6月改正 法律第49号）	諸法令の改正にともなう			
1	1	1	35	1	90	(88) 電気工事業の業務の適正化に関する法律（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	35	1	90	(88) 電気工事業の業務の適正化に関する法律（平成26年6月改正 法律第69号）				
1	1	1	35	1	91	(89) 電気用品安全法（平成26年6月改正 法律第72号）	1	1	1	35	1	91	(89) 電気用品安全法（令和2年6月改正 法律第49号）	諸法令の改正にともなう			
1	1	1	35	1	92	(90) 製造物責任法（平成29年6月改正 法律第45号）	1	1	1	35	1	92	(90) 製造物責任法（平成29年6月改正 法律第45号）				
1	1	1	35	1	93	(91) 貨物自動車運送事業法（令和元年6月改正 法律第37号）	1	1	1	35	1	93	(91) 貨物自動車運送事業法（令和元年6月改正 法律第37号）				
1	1	1	35	1	94	(92) 農地法（令和元年5月改正 法律第12号）	1	1	1	35	1	94	(92) 農地法（令和元年5月改正 法律第12号）				
1	1	1	35	1	95	(93) 地方税法（平成31年3月改正 法律第2号）	1	1	1	35	1	95	(93) 地方税法（令和3年2月改正 法律第5号）	諸法令の改正にともなう			
1	1	1	38	0	1	1-1-1-38 工事測量	1	1	1	38	0	1	1-1-1-38 工事測量				
							1	1	1	38	3	1	3. 仮設標識	受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を、設置しなければならない。	3-1-1-14 から編入		
1	1	1	38	3	1	3. 工事用測量標の取扱い	1	1	1	38	4	1	4. 工事用測量標の取扱い	受注者は、用地幅杭、測量標（仮BM）、工事用多角点及び重要な工事用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督員の承諾を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督員と協議しなければならない。			
1	1	1	38	3	2	なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。	1	1	1	38	4	2	なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。				
1	1	1	38	4	1	4. 既存杭の保全	1	1	1	38	5	1	5. 既存杭の保全	受注者は、工事の施工にあたり、損傷を受けるおそれのある杭または障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。			
1	1	1	38	5	1	5. 水準測量・水深測量	1	1	1	38	6	1	6. 水準測量・水深測量	水準測量及び水深測量は、設計図書に定められている基準高あるいは工事用基準面を基準として行うものとする。			

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和2年版）						新条文（令和3年版）						改定理由										
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編	章	節	条	項	項以下				
1	1	1	41	0	1	1-1-1-41	1	1	1	41	0	1	1	1	41	0	1	1-1-1-41	保険の付保及び事故の補償	保険の付保及び事故の補償		
1	1	1	41	5	1	5. 掛金収納書の提出	1	1	1	41	5	1	1	1	41	5	1	5. 建設業退職金共済制度の履行	受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内に、発注者に提出しなければならない。	受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に提出しなければならない。 また、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査員に提示しなければならない。	建設業退職金共済制度における電子申請方式の導入等にもなう	
1	1	1	43	0	1	1-1-1-43	1	1	1	43	0	1	1	1	43	0	1	1-1-1-43	主任技術者及び監理技術者	主任技術者及び監理技術者		
1	1	1	43	1	1	1. 技術者の選任	1	1	1	43	1	1	1	1	43	1	1	1. 技術者の選任	受注者は、契約書第10条に規定する主任技術者又は、監理技術者を定める場合で、当該工事が、土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、鋼構造物工事、舗装工事、塗装工事、しゅんせつ工事、造園工事及び水道施設工事である場合には、表1-1に示す予定価格に該当する主任技術者又は、監理技術者を選任しなければならない。	受注者は、契約書第10条に規定する主任技術者又は、監理技術者を定める場合で、当該工事が、土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、鋼構造物工事、舗装工事、塗装工事、しゅんせつ工事、造園工事及び水道施設工事である場合には、表1-1に示す当初工事請負代金額に該当する主任技術者又は、監理技術者を選任しなければならない。	事後公表案件への対応	
1	1	1	43	1	2	表 1-1 主任技術者又は管理技術者の資格	1	1	1	43	1	2	1	1	43	1	2	表 1-1 主任技術者又は管理技術者の資格				
1	2	0	0	0	1	第2章	1	2	0	0	0	1	1	2	0	0	0	1	第2章	土工	土工	
1	2	2	0	0	1	第2節	1	2	2	0	0	1	1	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	適用すべき諸基準	
1	2	2	0	0	2		1	2	2	0	0	2		1	2	2	0	0	2	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	
1	2	2	0	0	3		1	2	2	0	0	3		1	2	2	0	0	3	なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。	なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。	
1	2	2	0	0	4		1	2	2	0	0	4		1	2	2	0	0	4	日本道路協会 道路土工要綱（平成21年6月）	日本道路協会 道路土工要綱（平成21年6月）	
1	2	2	0	0	5		1	2	2	0	0	5		1	2	2	0	0	5	日本道路協会 道路土工一軟弱地盤対策工指針（平成24年8月）	日本道路協会 道路土工一軟弱地盤対策工指針（平成24年8月）	
1	2	2	0	0	6		1	2	2	0	0	6		1	2	2	0	0	6	日本道路協会 道路土工一盛土工指針（平成22年4月）	日本道路協会 道路土工一盛土工指針（平成22年4月）	
1	2	2	0	0	7		1	2	2	0	0	7		1	2	2	0	0	7	日本道路協会 道路土工一切土工・斜面安定工指針（平成21年6月）	日本道路協会 道路土工一切土工・斜面安定工指針（平成21年6月）	
1	2	2	0	0	8		1	2	2	0	0	8		1	2	2	0	0	8	土木研究センター 建設発生土利用技術マニュアル（平成25年12月）	土木研究センター 建設発生土利用技術マニュアル（平成25年12月）	
1	2	2	0	0	9		1	2	2	0	0	9		1	2	2	0	0	9	国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月）	国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月）	
1	2	2	0	0	10		1	2	2	0	0	10		1	2	2	0	0	10	建設省 堤防余盛基準について（昭和44年1月）	建設省 堤防余盛基準について（昭和44年1月）	
1	2	2	0	0	11		1	2	2	0	0	11		1	2	2	0	0	11	土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル（平成25年12月）	土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル（平成25年12月）	
1	2	2	0	0	12		1	2	2	0	0	12		1	2	2	0	0	12	土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル（平成26年8月）	土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル（平成26年8月）	
1	2	2	0	0	13		1	2	2	0	0	13		1	2	2	0	0	13	土木研究センター 補強土（テールアルメ）壁工法設計・施工マニュアル（平成26年8月）	土木研究センター 補強土（テールアルメ）壁工法設計・施工マニュアル（平成26年8月）	
1	2	2	0	0	14		1	2	2	0	0	14		1	2	2	0	0	14	国土技術研究センター 河川土工マニュアル（平成21年4月）	国土技術研究センター 河川土工マニュアル（平成21年4月）	
1	2	2	0	0	15		1	2	2	0	0	15		1	2	2	0	0	15	国土交通省 道路土工構造物技術基準（平成27年3月）	日本道路協会 道路土工構造物技術基準・同解説（平成29年3月）	諸基準類の改定にもなう
1	2	2	0	0	16		1	2	2	0	0	16		1	2	2	0	0	16	国土交通省 建設汚泥処理土利用技術基準（平成18年6月）	国土交通省 建設汚泥処理土利用技術基準（平成18年6月）	
1	2	2	0	0	17		1	2	2	0	0	17		1	2	2	0	0	17	国土交通省 発生土利用基準（平成18年8月）	国土交通省 発生土利用基準（平成18年8月）	
1	3	0	0	0	1	第3章	1	3	0	0	0	1	1	3	0	0	0	1	第3章	無筋・鉄筋コンクリート	無筋・鉄筋コンクリート	
1	3	2	0	0	1	第2節	1	3	2	0	0	1	1	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	適用すべき諸基準	
1	3	2	0	1	1	1. 適用規定	1	3	2	0	1	1	1	3	2	0	1	1	1. 適用規定	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	
1	3	2	0	1	2		1	3	2	0	1	2		1	3	2	0	1	2	なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。	なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。	
1	3	2	0	1	3		1	3	2	0	1	3		1	3	2	0	1	3	土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）（平成30年3月）	土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）（平成30年3月）	
1	3	2	0	1	4		1	3	2	0	1	4		1	3	2	0	1	4	土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）（平成30年3月）	土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）（平成30年3月）	
1	3	2	0	1	5		1	3	2	0	1	5		1	3	2	0	1	5	土木学会 コンクリートのポンプ施工指針（平成24年6月）	土木学会 コンクリートのポンプ施工指針（平成24年6月）	
1	3	2	0	1	6		1	3	2	0	1	6		1	3	2	0	1	6	国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について（平成14年7月31日）	国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について（平成14年7月31日）	
1	3	2	0	1	7		1	3	2	0	1	7		1	3	2	0	1	7	国土交通省「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について（平成14年7月31日）	国土交通省「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について（平成14年7月31日）	
1	3	2	0	1	8		1	3	2	0	1	8		1	3	2	0	1	8	土木学会 鉄筋定着・継手指針（平成19年8月）	土木学会 鉄筋定着・継手指針（令和2年3月）	諸基準類の改定にもなう
1	3	2	0	1	9		1	3	2	0	1	9		1	3	2	0	1	9	公益社団法人日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事（平成29年9月）	公益社団法人日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事（平成29年9月）	
1	3	2	0	1	10		1	3	2	0	1	10		1	3	2	0	1	10	機械式鉄筋定着工法技術検討委員会 機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン（平成28年7月）	機械式鉄筋定着工法技術検討委員会 機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン（平成28年7月）	
1	3	3	0	0	1	第3節	1	3	3	0	0	1	1	3	3	0	0	1	第3節	レディーミクストコンクリート	レディーミクストコンクリート	
1	3	3	3	0	1	1-3-3-3	1	3	3	3	0	1	1	3	3	3	0	1	1-3-3-3	配合	配合	

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和2年版）							新条文（令和3年版）							改定理由		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下		新条文	
1	3	3	3	1	1	1. 一般事項	受注者は、コンクリートの配合において、設計図書の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワーカビリティを <u>もつ</u> 範囲内で単位水量を少なくするように定めなければならない。	1	3	3	3	1	1	1. 一般事項	受注者は、コンクリートの配合において、設計図書の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワーカビリティが <u>得られる</u> 範囲内で単位水量を少なくするように定めなければならない。	諸基準類の改定にともなう
1	3	5	0	0	1	第5節	現場練りコンクリート	1	3	5	0	0	1	第5節	現場練りコンクリート	
1	3	5	2	0	1	1-3-5-2	材料の貯蔵	1	3	5	2	0	1	1-3-5-2	材料の貯蔵	
1	3	5	2	3	1	3. 骨材の貯蔵	受注者は、 <u>ゴミ</u> 、泥、その他の異物が混入しないよう、かつ、大小粒が分離しないように、排水設備の整った貯蔵施設に骨材を貯蔵しなければならない。	1	3	5	2	3	1	3. 骨材の貯蔵	受注者は、 <u>ごみ</u> 、泥、その他の異物が混入しないよう、かつ、大小粒が分離しないように、排水設備の整った貯蔵施設に骨材を貯蔵しなければならない。	
1	3	5	4	0	1	1-3-5-4	材料の計量及び練混ぜ	1	3	5	4	0	1	1-3-5-4	材料の計量及び練混ぜ	
1	3	5	4	2	1	2. 材料の計量		1	3	5	4	2	1	2. 材料の計量		
1	3	5	4	2	2	(1)	受注者は、計量については現場配合によって行わなければならない。また、骨材の表面水率の試験は、JIS A 1111（細骨材の表面水率試験方法）若しくはJIS A 1125（骨材の含水率試験方法及び含水率に基づく表面水率の試験方法）、JIS A 1802「コンクリート生産工程管理用試験方法—遠心力による細骨材の表面水率の試験方法」、JIS A 1803「コンクリート生産工程管理用試験方法—粗骨材の表面水率試験方法」または連続測定が可能な簡易試験方法または監督員の承諾を得た方法によらなければならない。	1	3	5	4	2	2	(1)	受注者は、計量については現場配合によって行わなければならない。また、骨材の表面水率の試験は、JIS A 1111（細骨材の表面水率試験方法）若しくはJIS A 1125（骨材の含水率試験方法及び含水率に基づく表面水率の試験方法）、JIS A 1802「コンクリート生産工程管理用試験方法—遠心力による細骨材の表面水率の試験方法」、JIS A 1803「コンクリート生産工程管理用試験方法—粗骨材の表面水率試験方法」または連続測定が可能な簡易試験方法または監督員の承諾を得た方法によらなければならない。	
1	3	5	4	2	3		なお、骨材が乾燥している場合の有効吸水率の値は、骨材を適切な時間吸水させて求めなければならない。	1	3	5	4	2	3		なお、骨材が乾燥している場合の有効吸水率の値は、骨材を適切な時間吸水させて求めなければならない。	
1	3	5	4	2	4	(2)	受注者は、第1編1-3-3-3配合で定めた示方配合を現場配合に修正した内容をその都度、監督員に協議しなければならない。	1	3	5	4	2	4	(2)	受注者は、第1編1-3-3-3配合で定めた示方配合を現場配合に修正した内容をその都度、監督員に協議しなければならない。	
1	3	5	4	2	5	(3)	計量値の許容差は、1回計量分に対し、「表1-3-2計量値の許容差」の値以下とする。	1	3	5	4	2	5	(3)	計量値の許容差は、1回計量分に対し、「表1-3-2計量値の許容差」の値以下とする。	
1	3	5	4	2	6	(4)	連続ミキサを使用する場合、各材料は容積計量してよいものとする。	1	3	5	4	2	6	(4)	連続ミキサ 二 を使用する場合、各材料は容積計量してよいものとする。	JIS名称変更（ミキサー）
1	3	5	4	2	7		その計量値の許容差は、ミキサの容量によって定められる規定の時間あたりの計量分を質量に換算して、「表1-3-2計量値の許容差」の値以下とする。	1	3	5	4	2	7		その計量値の許容差は、ミキサ 二 の容量によって定められる規定の時間あたりの計量分を質量に換算して、「表1-3-2計量値の許容差」の値以下とする。	JIS名称変更（ミキサー）
1	3	5	4	2	8		なお、受注者は、ミキサの種類、練混ぜ時間などに基づき、規定の時間あたりの計量分を適切に定めなければならない。	1	3	5	4	2	8		なお、受注者は、ミキサ 二 の種類、練混ぜ時間などに基づき、規定の時間あたりの計量分を適切に定めなければならない。	JIS名称変更（ミキサー）
1	3	5	4	2	9	(5)	受注者は、材料の計量値を自動記録装置により記録しなければならない。	1	3	5	4	2	9	(5)	受注者は、材料の計量値を自動記録装置により記録しなければならない。	
1	3	5	4	2	10		表1-3-2 計量値の許容差	1	3	5	4	2	10		表1-3-2 計量値の許容差	
1	3	5	4	2	11	(6)	受注者は、各材料を、一練り分ずつ重量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は容積で計量してもよいものとする。	1	3	5	4	2	11	(6)	受注者は、各材料を、一バッチ分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液については、表1-3-2に示した許容差内である場合には、容積で計量してもよいものとする。	諸基準類の改定にともなう
1	3	5	4	2	12		なお、一練りの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練りまぜ設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。	1	3	5	4	2	12		なお、一バッチの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練りまぜ設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。	
1	3	5	4	3	1	3. 練混ぜ		1	3	5	4	3	1	3. 練混ぜ		
1	3	5	4	3	2	(1)	受注者は、コンクリートの練混ぜに際し、可傾式、強制練りバッチミキサまたは連続ミキサを使用するものとする。	1	3	5	4	3	2	(1)	受注者は、コンクリートの練混ぜに際し、可傾式、強制練りバッチミキサ 一 または連続ミキサ 二 を使用するものとする。	JIS名称変更（ミキサー）
1	3	5	4	3	3	(2)	受注者は、ミキサの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2（練混ぜ性能試験方法）及び土木学会規準「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。	1	3	5	4	3	3	(2)	受注者は、ミキサ 二 の練混ぜ試験を、JIS A 8603-2（練混ぜ性能試験方法）及び土木学会規準「連続ミキサ 二 の練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。	JIS名称変更（ミキサー）
1	3	5	4	3	4	(3)	受注者は、JIS A 8603-1（コンクリートミキサ—第1部：用語及び仕様項目）、JIS A 8603-2（コンクリートミキサ—第2部：練混ぜ性能試験方法）に適合するか、または同等以上の性能を有するミキサを使用しなければならない。ただし、機械練りが不可能でかつ簡易な構造物の場合で、手練りで行う場合には、受注者は、設計図書に関して監督員に協議しなければならない。	1	3	5	4	3	4	(3)	受注者は、JIS A 8603-1（コンクリートミキサ 二 —第1部：用語及び仕様項目）、JIS A 8603-2（コンクリートミキサ 二 —第2部：練混ぜ性能試験方法）に適合するか、または同等以上の性能を有するミキサ 二 を使用しなければならない。ただし、機械練りが不可能でかつ簡易な構造物の場合で、手練りで行う場合には、受注者は、設計図書に関して監督員に協議しなければならない。	
1	3	5	4	3	5	(4)	受注者は、練混ぜ時間を試験練りによって定めなければならない。	1	3	5	4	3	5	(4)	受注者は、練混ぜ時間を試験練りによって定めなければならない。	
1	3	5	4	3	6		やむを得ず、練り混ぜ時間の試験を行わない場合は、その最小時間を可傾式バッチミキサを用いる場合1分30秒、強制練りバッチミキサを用いる場合1分とするものとする。	1	3	5	4	3	6		やむを得ず、練り混ぜ時間の試験を行わない場合は、その最小時間を可傾式バッチミキサ 二 を用いる場合1分30秒、強制練りバッチミキサ 二 を用いる場合1分とするものとする。	JIS名称変更（ミキサー）
1	3	5	4	3	7	(5)	受注者は、あらかじめ定めた練混ぜ時間の3倍以内で、練混ぜを行わなければならない。	1	3	5	4	3	7	(5)	受注者は、あらかじめ定めた練混ぜ時間の3倍以内で、練混ぜを行わなければならない。	
1	3	5	4	3	8	(6)	受注者は、ミキサ内のコンクリートを排出し終わった後でなければ、ミキサ内に新たに材料を投入してはならない。	1	3	5	4	3	8	(6)	受注者は、ミキサ 二 内のコンクリートを排出し終わった後でなければ、ミキサ 二 内に新たに材料を投入してはならない。	JIS名称変更（ミキサー）
1	3	5	4	3	9	(7)	受注者は、使用の前後にミキサを清掃しなければならない。	1	3	5	4	3	9	(7)	受注者は、使用の前後にミキサ 二 を清掃しなければならない。	JIS名称変更（ミキサー）
1	3	5	4	3	10	(8)	ミキサは、練上げコンクリートを排出する時に材料の分離を起こさない構造でなければならない。	1	3	5	4	3	10	(8)	ミキサ 二 は、練上げコンクリートを排出する時に材料の分離を起こさない構造でなければならない。	JIS名称変更（ミキサー）

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和2年版）						新条文（令和3年版）						改定理由						
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編	章	節	条	項	項以下
1	3	5	4	3	11	(9)	1	3	5	4	3	11	(9)					JIS名称変更（ミキサー）
1	3	5	4	3	12		1	3	5	4	3	12						JIS名称変更（ミキサー）
1	3	7	0	0	1	第7節	1	3	7	0	0	1	第7節					
1	3	7	4	0	1	1-3-7-4	1	3	7	4	0	1	1-3-7-4					
1	3	7	4	3	1	3.鉄筋かぶりの確保	1	3	7	4	3	1	3.鉄筋かぶりの確保					コンクリート標準示方書と用語を統一。（スペーサ）
1	3	7	4	3	2		1	3	7	4	3	2						コンクリート標準示方書と用語を統一。（スペーサ）
1	3	7	4	6	1	6.スペーサ	1	3	7	4	6	1	6.スペーサ					
1	3	7	4	6	2		1	3	7	4	6	2						
1	3	7	5	0	1	1-3-7-5	1	3	7	5	0	1	1-3-7-5					
1	3	7	5	3	1	3.継手位置	1	3	7	5	3	1	3.継手位置					諸基準類の改定にともなう
							1	3	7	5	8	1	8.機械式鉄筋継手					新規追加
							1	3	7	5	8	2	(1)	機械式鉄筋継手工法を採用する場合は、「現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン（平成29年3月）」に基づき実施するものとする。受注者は、施工する工法について必要な性能に関し、公的機関等（所定の試験、評価が可能な大学や自治体、民間の試験機関を含む）による技術的な確認を受け交付された証明書の写しを監督員の承諾を得なければならない。また、機械式鉄筋継手の施工については、以下の各号の規定によるものとする。				新規追加
							1	3	7	5	8	3	①	使用する工法に応じた施工要領を施工計画書に記載し、施工を行わなければならない。				新規追加
							1	3	7	5	8	4	②	機械式鉄筋継手工法の品質管理は、使用する工法に応じた確認項目や頻度、方法、合否判定基準等を施工計画書に明示した上で、施工管理や検査時においては、これに従って確認を行わなければならない。また、機械式鉄筋継手工法の信頼度は、土木学会鉄筋定着・継手指針（令和2年3月土木学会）の信頼度Ⅱ種を基本とするが、設計時にⅠ種を適用している場合は、設計時の信頼度に従って施工管理を行わなければならない。				新規追加
							1	3	7	5	8	5	(2)	設計時に機械式鉄筋継手工法が適用されていない継手において、機械式鉄筋継手工法を適用する場合は、別途、監督員と協議し、設計で要求した性能を満足していることや性能を確保するために必要な継手等級を三者会議等を利用し、設計者に確認した上で適用すること。				新規追加
1	3	7	5	8	1	8.簡易構造物の継手	1	3	7	5	9	1	9.簡易構造物の継手					

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和2年版）						新条文（令和3年版）						改定理由							
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編	章	節	条	項	項以下	
1	3	10	0	0	1	第10節	寒中コンクリート	1	3	10	0	0	1	第10節	寒中コンクリート				
1	3	10	2	0	1	1-3-10-2	施工	1	3	10	2	0	1	1-3-10-2	施工				
1	3	10	2	4	1	4.材料投入順序の設定	受注者は、セメントが急結を起こさないように、加熱した材料をミキサーに投入する順序を設定しなければならない。	1	3	10	2	4	1	4.材料投入順序の設定	受注者は、セメントが急結を起こさないように、加熱した材料をミキサーに投入する順序を設定しなければならない。	JIS名称変更（ミキサー）			
1	3	10	3	0	1	1-3-10-3	養生	1	3	10	3	0	1	1-3-10-3	養生				
1	3	10	3	5	1	5.養生中のコンクリート温度	受注者は、養生中のコンクリートの温度を5℃以上に保たなければならない。また、養生期間については、表1-3-4の値以上とするのを標準とする。	1	3	10	3	5	1	5.養生温度	受注者は、養生温度を5℃以上に保たなければならない。また、養生期間については、表1-3-4の値以上とするのを標準とする。	コンクリート標準示方書と用語を統一。			
1	3	13	0	0	1	第13節	水中不分離性コンクリート	1	3	13	0	0	1	第13節	水中不分離性コンクリート				
1	3	13	3	0	1	1-3-13-3	コンクリートの製造	1	3	13	3	0	1	1-3-13-3	コンクリートの製造				
1	3	13	3	4	1	4.練混ぜ		1	3	13	3	4	1	4.練混ぜ					
1	3	13	3	4	2	(1)	受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合、本節によるほか、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に準じるものとする。	1	3	13	3	4	2	(1)	受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合、本節によるほか、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に準じるものとする。				
1	3	13	3	4	3	(2)	受注者は、強制練りパッチミキサーを用いてコンクリートを練り混ぜるものとする。	1	3	13	3	4	3	(2)	受注者は、強制練りパッチミキサーを用いてコンクリートを練り混ぜるものとする。	JIS名称変更（ミキサー）			
1	3	13	3	4	4	(3)	受注者は、コンクリート製造設備の整ったプラントで練り混ぜなければならない。	1	3	13	3	4	4	(3)	受注者は、コンクリート製造設備の整ったプラントで練り混ぜなければならない。				
1	3	13	3	4	5		なお、やむを得ず現場で水中不分離性混和剤及び高性能減水剤を添加する場合は、事前に以下の項目を検討し監督員と協議しなければならない。	1	3	13	3	4	5		なお、やむを得ず現場で水中不分離性混和剤及び高性能減水剤を添加する場合は、事前に以下の項目を検討し監督員と協議しなければならない。				
1	3	13	3	4	6	①	混和剤の添加方法・時期	1	3	13	3	4	6	①	混和剤の添加方法・時期				
1	3	13	3	4	7	②	アジテータトラック1車輛の運搬量	1	3	13	3	4	7	②	アジテータトラック1車輛の運搬量				
1	3	13	3	4	8	③	コンクリート品質の試験確認	1	3	13	3	4	8	③	コンクリート品質の試験確認				
1	3	13	3	4	9	(4)	受注者は、練混ぜ時間を試験によって定めなければならない。	1	3	13	3	4	9	(4)	受注者は、練混ぜ時間を試験によって定めなければならない。				
1	3	13	3	4	10	(5)	受注者は、練混ぜ開始にあたって、あらかじめミキサーにモルタルを付着させなければならない。	1	3	13	3	4	10	(5)	受注者は、練混ぜ開始にあたって、あらかじめミキサーにモルタルを付着させなければならない。	JIS名称変更（ミキサー）			
1	3	13	3	5	1	5.ミキサー、運搬機器の洗浄及び洗浄排水の処理		1	3	13	3	5	1	5.ミキサー、運搬機器の洗浄及び洗浄排水の処理		JIS名称変更（ミキサー）			
1	3	13	3	5	2	(1)	受注者は、ミキサー及び運搬機器を使用の前後に十分洗浄しなければならない。	1	3	13	3	5	2	(1)	受注者は、ミキサー及び運搬機器を使用の前後に十分洗浄しなければならない。	JIS名称変更（ミキサー）			
1	3	14	0	0	1	第14節	プレパックドコンクリート	1	3	14	0	0	1	第14節	プレパックドコンクリート				
1	3	14	2	0	1	1-3-14-2	施工機器	1	3	14	2	0	1	1-3-14-2	施工機器				
1	3	14	2	1	1	1.施工機械		1	3	14	2	1	1	1.施工機械					
1	3	14	2	1	2	(1)	受注者は、5分以内に規定の品質の注入モルタルを練り混ぜることのできるモルタルミキサーを使用しなければならない。	1	3	14	2	1	2	(1)	受注者は、5分以内に規定の品質の注入モルタルを練り混ぜることのできるモルタルミキサーを使用しなければならない。	JIS名称変更（ミキサー）			
1	3	14	3	0	1	1-3-14-3	施工	1	3	14	3	0	1	1-3-14-3	施工				
1	3	14	3	5	1	5.練混ぜ		1	3	14	3	5	1	5.練混ぜ					
1	3	14	3	5	2	(1)	受注者は、練混ぜをモルタルミキサーで行うものとし、均一なモルタルが得られるまで練り混ぜなければならない。	1	3	14	3	5	2	(1)	受注者は、練混ぜをモルタルミキサーで行うものとし、均一なモルタルが得られるまで練り混ぜなければならない。	JIS名称変更（ミキサー）			
1	3	14	3	5	3	(2)	受注者は、練混ぜ作業には、細骨材の粒度及び表面水量を確かめ、規定の流動性等の品質が得られるように、粒度の調整、配合の修正、水量の補正等の適切な処置をしなければならない。	1	3	14	3	5	3	(2)	受注者は、練混ぜ作業には、細骨材の粒度及び表面水量を確かめ、規定の流動性等の品質が得られるように、粒度の調整、配合の修正、水量の補正等の適切な処置をしなければならない。				
1	3	14	3	5	4	(3)	受注者は、モルタルミキサー1バッチの練混ぜを、ミキサーの定められた練混ぜ容量に適した量で練り混ぜなければならない。	1	3	14	3	5	4	(3)	受注者は、モルタルミキサー1バッチの練混ぜを、ミキサーの定められた練混ぜ容量に適した量で練り混ぜなければならない。	JIS名称変更（ミキサー）			
2	0	0	0	0	1	第2編	材料編	2	0	0	0	0	1	第2編	材料編				
2	2	0	0	0	1	第2章	土木工事材料	2	2	0	0	0	1	第2章	土木工事材料				
2	2	8	0	0	1	第8節	瀝青材料	2	2	8	0	0	1	第8節	瀝青材料				
2	2	8	3	0	1	2-2-8-3	再生用添加剤	2	2	8	3	0	1	2-2-8-3	再生用添加剤				
2	2	8	3	0	2		再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和元年6月改正政令第19号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。	2	2	8	3	0	2		再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和2年4月改正政令第148号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。	諸法令の改正にともなう			

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和2年版）							新条文（令和3年版）							改定理由	
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下		新条文
3	0	0	0	0	1	第3編	3	0	0	0	0	1	第3編	土木工事共通編	
3	1	0	0	0	1	第1章	3	1	0	0	0	1	第1章	総則	
3	1	1	0	0	1	第1節	3	1	1	0	0	1	第1節	総則	
3	1	1	1	0	1	3-1-1-1									1-1-1-2 に移動
3	1	1	1	1	1	1. 一般事項									1-1-1-2 に移動
3	1	1	1	2	1	2. 段階確認									1-1-1-2 に移動
3	1	1	1	3	1	3. 未制定									1-1-1-2 に移動
3	1	1	2	0	1	3-1-1-2	3	1	1	1	0	1	3-1-1-1	未制定	
3	1	1	3	0	1	3-1-1-3	3	1	1	2	0	1	3-1-1-2	工程表	
3	1	1	4	0	1	3-1-1-4	3	1	1	3	0	1	3-1-1-3	支援技術者	
3	1	1	5	0	1	3-1-1-5									1-1-1-17 に移動
3	1	1	5	1	1	1. 適用規定									1-1-1-17 に移動
3	1	1	5	1	2	2. 貸与機械の使用									1-1-1-17 に移動
3	1	1	6	0	1	3-1-1-6	3	1	1	4	0	1	3-1-1-4	監督員による確認及び立会等	
3	1	1	7	0	1	3-1-1-7	3	1	1	5	0	1	3-1-1-5	数量の算出	
3	1	1	8	0	1	3-1-1-8	3	1	1	6	0	1	3-1-1-6	未制定	
3	1	1	9	0	1	3-1-1-9	3	1	1	7	0	1	3-1-1-7	工事完成図書の納品	
3	1	1	9	1	1	1. 一般事項	3	1	1	7	1	1	1. 一般事項	受注者は、工事目的物の供用開始後の維持管理、後工事や復旧工事施工に必要な情報など、施設を供用する限り施設管理者が保有すべき資料をとりまとめた工事完成図を工事完成図書として納品しなければならない。	
3	1	1	9	2	1	2. 工事完成図	3	1	1	7	2	1	2. 工事完成図	受注者は、設計図書に従って工事目的物の完成状態を図面として記録した工事完成図を紙の成果品及び電子成果品として作成しなければならない。工事完成図は、主工種、主要構造物だけでなく付帯工種、付帯施設など施設管理に必要なすべての図面、設計条件、測量情報等を含むものとし、工事完成図は設計寸法（監督員の承諾により設計寸法を変更した場合は、変更後の寸法）で表し、材料規格等はすべて実際に使用したもので表すものとする。	紙と電子の二重提出の廃止
3	1	1	9	3	1	3. 未制定	3	1	1	7	3	1	3. 未制定		
3	1	1	9	4	1	4. 電子成果品及び紙の成果品	3	1	1	7	4	1	4. 成果品	受注者は、「三重県 CALS 電子納品運用マニュアル」に基づいて、 原則として 、電子成果品を作成及び納品しなければならない。	紙と電子の二重提出の廃止
3	1	1	9	5	1	5. 未制定	3	1	1	7	5	1	5. 未制定		
3	1	1	9	6	1	6. 未制定	3	1	1	7	6	1	6. 未制定		
3	1	1	10	0	1	3-1-1-10	3	1	1	8	0	1	3-1-1-8	未制定	
3	1	1	11	0	1	3-1-1-11									
3	1	1	12	0	1	3-1-1-12									1-1-1-27 に移動
3	1	1	12	1	1	1. 適用規定									1-1-1-27 に移動
3	1	1	12	2	1	2. 建設工事公衆災害防止対策要綱									1-1-1-27 に移動
3	1	1	12	3	1	3. 使用する建設機械									1-1-1-27 に移動
3	1	1	12	4	1	4. 架空線等事故防止対策									1-1-1-27 に移動
3	1	1	13	0	1	3-1-1-13									1-1-1-33 に移動
3	1	1	13	1	1	1. 適用規定									1-1-1-33 に移動
3	1	1	13	2	1	2. 工用道路の維持管理									1-1-1-33 に移動

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和2年版）						新条文（令和3年版）						改定理由											
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編	章	節	条	項	項以下					
3	1	1	13	3	1	3. 施工計画書	受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に指示する場合は、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。																
3	1	1	14	0	1	3-1-1-14	工事測量													1-1-1-38 に移動			
3	1	1	14	1	1	1. 適用規定	土木工事にあつては、第1編の1-1-1-38 工事測量の規定に加え以下の規定による。													1-1-1-38 に移動			
3	1	1	14	2	1	2. 仮設標識	受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を、設置しなければならない。													1-1-1-38 に移動			
3	1	1	15	0	1	3-1-1-15	提出書類						3	1	1	9	0	1	3-1-1-9	提出書類			
3	1	1	15	0	4		表 3-1-1 工事関係書類一覧表【三重県版】						3	1	1	9	0	4		表 3-1-1 工事関係書類一覧表【三重県版】			
							P3-20 表下から2段目 書類作成の根拠欄 施工体制台帳に係る書類の提出について(H13.3.30 付国官技第70号、国営技第30号、国港建第112号、国空建第68号) 共通仕様書1-1-1-10													P3-20 表下から2段目 書類作成の根拠欄 施工体制台帳に係る書類の提出について(R3.3.5 付国官技第319号、国営建技第16号、国港技第90号) 共通仕様書1-1-1-10	1-1-1-10 改定に伴う		
							P3-20 表下から1段目 書類作成の根拠欄 施工体制台帳に係る書類の提出について(H13.3.30 付国官技第70号、国営技第30号、国港建第112号、国空建第68号) 共通仕様書1-1-1-10													P3-20 表下から1段目 書類作成の根拠欄 施工体制台帳に係る書類の提出について(R3.3.5 付国官技第319号、国営建技第16号、国港技第90号) 共通仕様書1-1-1-10	1-1-1-10 改定に伴う		
							P3-21 表下から13段目 書類作成の根拠欄 共通仕様書3-1-1-6-6													P3-21 表下から13段目 書類作成の根拠欄 共通仕様書3-1-1-4-6	移動に伴う条番号の変更		
							P3-21 表下から12段目 書類作成の根拠欄 共通仕様書3-1-1-6-1													P3-21 表下から12段目 書類作成の根拠欄 共通仕様書3-1-1-4-1	移動に伴う条番号の変更		
							P3-21 表下から10段目 書類作成の根拠欄 共通仕様書1-1-1-27-10													P3-21 表下から10段目 書類作成の根拠欄 共通仕様書1-1-1-27-11	移動に伴う条番号の変更		
							P3-21 表下から3段目 書類作成の根拠欄 共通仕様書3-1-1-7-2													P3-21 表下から3段目 書類作成の根拠欄 共通仕様書3-1-1-5-2	移動に伴う条番号の変更		
							P3-22 表下から6段目 書類作成の根拠欄 共通仕様書3-1-1-5-2													P3-22 表下から6段目 書類作成の根拠欄 共通仕様書1-1-17-5			
							P3-23 表下から8段目 書類作成の根拠欄 共通仕様書3-1-1-16	3												P3-23 表下から8段目 書類作成の根拠欄 共通仕様書3-1-1-10			
							P3-23 表下から7段目 書類作成の根拠欄 共通仕様書3-1-1-9													3-23 表下から7段目 書類作成の根拠欄 共通仕様書3-1-1-7			
3	1	1	16	0	1	3-1-1-16	創意工夫						3	1	1	10	0	1	3-1-1-10	創意工夫			
3	1	1	16	1	1		受注者は、自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として、特に評価できる項目について、工事完成時までに所定の様式により、監督員に提出することができる。	3	1	1	10	1	1									受注者は、自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として、特に評価できる項目について、工事完成時までに所定の様式により、監督員に提出することができる。	
3	2	0	0	0	1	第2章	一般施工						3	2	0	0	0	1	第2章	一般施工			
3	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準						3	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準			
3	2	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	3	2	2	0	0	2									受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	
3	2	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。	3	2	2	0	0	3									なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。	
3	2	2	0	0	4		日本道路協会道路橋示方書・同解説（I 共通編）（平成29年11月）	3	2	2	0	0	4									日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I 共通編）（平成29年11月）	
3	2	2	0	0	5		日本道路協会道路橋示方書・同解説（II 鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）	3	2	2	0	0	5									日本道路協会 道路橋示方書・同解説（II 鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）	
3	2	2	0	0	6		日本道路協会道路橋示方書・同解説（IV 下部構造編）（平成29年11月）	3	2	2	0	0	6									日本道路協会 道路橋示方書・同解説（IV 下部構造編）（平成29年11月）	
3	2	2	0	0	7		日本道路協会鋼道路橋施工便覧（平成27年3月）	3	2	2	0	0	7									日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（令和2年9月）	諸基準類の改定にともなう
3	2	2	0	0	8		日本道路協会鋼道路橋防食便覧（平成26年3月）	3	2	2	0	0	8									日本道路協会 鋼道路橋防食便覧（平成26年3月）	
3	2	2	0	0	9		日本道路協会舗装調査・試験法便覧（平成31年3月）	3	2	2	0	0	9									日本道路協会 舗装調査・試験法便覧（平成31年3月）	
3	2	2	0	0	10		日本道路協会アスファルト舗装工事共通仕様書解説（平成4年12月）	3	2	2	0	0	10									日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説（平成4年12月）	
3	2	2	0	0	11		日本道路協会転圧コンクリート舗装技術指針（案）（平成2年11月）	3	2	2	0	0	11									日本道路協会 転圧コンクリート舗装技術指針（案）（平成2年11月）	
3	2	2	0	0	12		建設省薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針（昭和49年7月）	3	2	2	0	0	12									建設省 薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針（昭和49年7月）	
3	2	2	0	0	13		建設省薬液注入工事に係る施工管理等について（平成2年9月）	3	2	2	0	0	13									建設省 薬液注入工事に係る施工管理等について（平成2年9月）	
3	2	2	0	0	14		日本薬液注入協会薬液注入工法の設計・施工指針（平成元年6月）	3	2	2	0	0	14									日本薬液注入協会 薬液注入工法の設計・施工指針（平成元年6月）	
3	2	2	0	0	15		国土交通省仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正）	3	2	2	0	0	15									国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正）	
3	2	2	0	0	16		環境省水質汚濁に係る環境基準について（平成31年3月）	3	2	2	0	0	16									環境省 水質汚濁に係る環境基準について（平成31年3月）	
3	2	2	0	0	17		日本道路協会防護柵の設置基準・同解説（平成28年12月）	3	2	2	0	0	17									日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説（平成28年12月）	
3	2	2	0	0	18		日本道路協会杭基礎施工便覧（平成27年3月）	3	2	2	0	0	18									日本道路協会 杭基礎施工便覧（令和2年9月）	諸基準類の改定にともなう

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和2年版）						新条文（令和3年版）						改定理由						
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編	章	節	条	項	項以下
3	2	2	0	0	19		3	2	2	0	0	19						
3	2	2	0	0	20		3	2	2	0	0	20						
3	2	2	0	0	21		3	2	2	0	0	21						
3	2	2	0	0	22		3	2	2	0	0	22						
3	2	2	0	0	23		3	2	2	0	0	23						
3	2	2	0	0	24		3	2	2	0	0	24						
3	2	2	0	0	25		3	2	2	0	0	25						
3	2	2	0	0	26		3	2	2	0	0	26						
3	2	2	0	0	27		3	2	2	0	0	27						
3	2	2	0	0	28		3	2	2	0	0	28						
3	2	2	0	0	29		3	2	2	0	0	29						
3	2	2	0	0	30		3	2	2	0	0	30						
3	2	2	0	0	31		3	2	2	0	0	31						
3	2	2	0	0	32		3	2	2	0	0	32						
3	2	2	0	0	33		3	2	2	0	0	33						
3	2	2	0	0	34		3	2	2	0	0	34						
3	2	2	0	0	35		3	2	2	0	0	35						諸基準類の改定にともなう
3	2	2	0	0	36		3	2	2	0	0	36						
3	2	2	0	0	37		3	2	2	0	0	37						
3	2	2	0	0	38		3	2	2	0	0	38						
3	2	2	0	0	39		3	2	2	0	0	39						
3	2	2	0	0	40		3	2	2	0	0	40						
3	2	2	0	0	41		3	2	2	0	0	41						諸基準類の改定にともなう
3	2	2	0	0	42		3	2	2	0	0	42						
3	2	2	0	0	43		3	2	2	0	0	43						
3	2	2	0	0	44		3	2	2	0	0	44						
3	2	2	0	0	45		3	2	2	0	0	45						
3	2	2	0	0	46		3	2	2	0	0	46						
3	2	2	0	0	47		3	2	2	0	0	47						
3	2	3	0	0	1	第3節	3	2	3	0	0	1	第3節					
3	2	3	2	0	1	3-2-3-2	3	2	3	2	0	1	3-2-3-2					
3	2	3	2	4	1	4. 路側防護柵工の材料	3	2	3	2	4	1	4. 路側防護柵工の材料					
3	2	3	2	4	2	(1)	3	2	3	2	4	2	(1)					
3	2	3	2	4	3	(2)	3	2	3	2	4	3	(2)					
3	2	3	4	0	1	3-2-3-4	3	2	3	4	0	1	3-2-3-4					
3	2	3	4	14	1	14. 落錘による打込み	3	2	3	4	14	1	14. 落錘による打込み					諸基準類の改定にともなう
3	2	3	6	0	1	3-2-3-6	3	2	3	6	0	1	3-2-3-6					
3	2	3	6	1	1	1. 一般事項	3	2	3	6	1	1	1. 一般事項					諸基準類の改定にともなう
3	2	3	6	2	1	2. 反射標識の取扱い	3	2	3	6	2	1	2. 反射標識の取扱い					諸基準類の改定にともなう
3	2	3	6	12	1	12. 錆止めの実施	3	2	3	6	12	1	12. 錆止めの実施					諸基準類の改定にともなう

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和2年版）							新条文（令和3年版）							改定理由		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	現行条文	編	章	節	条	項	項以下		編章節条	新条文
3	2	4	0	0	1	第4節	基礎工	3	2	4	0	0	1	第4節	基礎工	
3	2	4	4	0	1	3-2-4-4	既製杭工	3	2	4	4	0	1	3-2-4-4	既製杭工	
3	2	4	4	21	1	21. 鋼管杭・H鋼杭の現場継手	既製杭工における鋼管杭及びH鋼杭の現場継手については、以下の各号の規定によるものとする。	3	2	4	4	21	1	21. 鋼管杭・H鋼杭の現場継手	既製杭工における鋼管杭及びH鋼杭の現場継手については、以下の各号の規定によるものとする。	
3	2	4	4	21	2	(1)	受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工技術者を常駐させるとともに、以下の規定による。	3	2	4	4	21	2	(1)	受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工技術者を常駐させるとともに、以下の規定による。	
3	2	4	4	21	3	(2)	受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接は、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（または同等以上の検定試験）に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（またはこれと同等以上の検定試験）に合格した者でなければならない。	3	2	4	4	21	3	(2)	受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接は、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（または同等以上の検定試験）に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（またはこれと同等以上の検定試験）に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わなければならない。	道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋・鋼部材編 P534 による
3	2	4	5	0	1	3-2-4-5	場所打杭工	3	2	4	5	0	1	3-2-4-5	場所打杭工	
3	2	4	5	9	1	9. 鉄筋かごの建込み	受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、設計図書に示されたかぶり確保できるように、スペーサを同一深さ位置に4ヶ所以上、深さ方向3m間隔程度で取り付けなければならない。特に杭頭部は、位置がずれやすいことから鉄筋かご円周長に対して500～700mmの間隔で設置するものとする。	3	2	4	5	9	1	9. 鉄筋かごの建込み	受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、設計図書に示されたかぶり確保できるように、スペーサを同一深さ位置に4ヶ所以上、深さ方向3m間隔程度で取り付けなければならない。特に杭頭部は、位置がずれやすいことから鉄筋かご円周長に対して500～700mmの間隔で設置するものとする。	コンクリート標準示方書と用語を統一。（スペーサ）
3	2	4	9	0	1	3-2-4-9	鋼管矢板基礎工	3	2	4	9	0	1	3-2-4-9	鋼管矢板基礎工	
3	2	4	9	11	1	11. 鋼管矢板の溶接	鋼管矢板基礎工において鋼管矢板の溶接を行う場合については、以下の各号の規定によるものとする。	3	2	4	9	11	1	11. 鋼管矢板の溶接	鋼管矢板基礎工において鋼管矢板の溶接を行う場合については、以下の各号の規定によるものとする。	
3	2	4	9	11	2	(1)	受注者は、鋼管矢板の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工技術者を常駐させなければならない。	3	2	4	9	11	2	(1)	受注者は、鋼管矢板の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工技術者を常駐させなければならない。	
3	2	4	9	11	3	(2)	受注者は、鋼管矢板の溶接については、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（または同等以上の検定試験）に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（またはこれと同等以上の検定試験）に合格した者でなければならない。	3	2	4	9	11	3	(2)	受注者は、鋼管矢板の溶接については、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（または同等以上の検定試験）に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（またはこれと同等以上の検定試験）に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わなければならない。	道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋・鋼部材編 P534 による
3	2	6	0	0	1	第6節	一般舗装工	3	2	6	0	0	1	第6節	一般舗装工	
3	2	6	3	0	1	3-2-6-3	アスファルト舗装の材料	3	2	6	3	0	1	3-2-6-3	アスファルト舗装の材料	
3	2	6	3	20	1	20. 適用規定（加熱アスファルト）	アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、以下の各規定に従わなければならない。	3	2	6	3	20	1	20. 適用規定（加熱アスファルト）	アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、以下の各規定に従わなければならない。	
3	2	6	3	20	2	(1)	アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、表3-2-23、3-2-24の規格に適合するものとする。	3	2	6	3	20	2	(1)	アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、表3-2-23、表3-2-24の規格に適合するものとする。	
3	2	6	3	21	1	21. マーシャル安定度試験	表3-2-23、3-2-24に示す種類以外の混合物のマーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は、設計図書によらなければならない。	3	2	6	3	21	1	21. マーシャル安定度試験	表3-2-23、表3-2-24に示す種類以外の混合物のマーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は、設計図書によらなければならない。	
3	2	6	7	0	1	3-2-6-7	アスファルト舗装工	3	2	6	7	0	1	3-2-6-7	アスファルト舗装工	
3	2	6	7	4	1	4. 加熱アスファルト安定処理の規定	受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定による。	3	2	6	7	4	1	4. 加熱アスファルト安定処理の規定	受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定による。	
3	2	6	7	4	2	(1)	加熱アスファルト安定処理路盤材は、表3-2-26に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とするものとする。	3	2	6	7	4	2	(1)	加熱アスファルト安定処理路盤材は、表3-2-26に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とするものとする。	
3	2	6	7	4	3		表3-2-26 マーシャル安定度試験基準値	3	2	6	7	4	3		表3-2-26 マーシャル安定度試験基準値	
3	2	6	7	4	4	(2)	受注者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の粒度及びアスファルト量の決定にあたっては、配合設計を行い、監督員の承諾を得なければならない。ただし、これまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）がある加熱アスファルト安定処理路盤材を用いる場合には、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）または、定期試験による配合設計書を監督員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。	3	2	6	7	4	4	(2)	受注者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の粒度及びアスファルト量の決定にあたっては、配合設計を行い、監督員の承諾を得なければならない。ただし、これまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）がある加熱アスファルト安定処理路盤材を用いる場合には、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）または、定期試験による配合設計書を監督員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。	

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和2年版）						新条文（令和3年版）						改定理由								
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編	章	節	条	項	項以下		
3	2	6	7	4	5	(3)	3	2	6	7	4	5	(3)	3	2	6	7	4	5	
3	2	6	7	4	6	(4)	3	2	6	7	4	6	(4)	3	2	6	7	4	6	
3	2	6	7	4	7		3	2	6	7	4	7		3	2	6	7	4	7	
3	2	6	7	4	8	(5)	3	2	6	7	4	8	(5)	3	2	6	7	4	8	アスファルトプラントからの配合計画書には排出温度の記載が無く、出荷温度が記載されていることがほとんどである。排出温度は出荷温度と同じとして運用している実態である。 (H22.1アスファルト舗装工事共通仕様書 P118, 119)
3	2	6	11	0	1	3-2-6-11	3	2	6	11	0	1	3-2-6-11	3	2	6	11	0	1	
3	2	6	11	9	1	9.設計アスファルト量の決定	3	2	6	11	9	1	9.設計アスファルト量の決定	3	2	6	11	9	1	
3	2	6	11	9	2	(1)	3	2	6	11	9	2	(1)	3	2	6	11	9	2	
3	2	6	11	9	3		3	2	6	11	9	3		3	2	6	11	9	3	
3	2	6	11	9	4	(2)	3	2	6	11	9	4	(2)	3	2	6	11	9	4	諸基準類の改定にともなう
3	2	6	11	11	1	11.混合物の製造	3	2	6	11	11	1	11.混合物の製造	3	2	6	11	11	1	
3	2	6	11	11	2	(1)	3	2	6	11	11	2	(1)	3	2	6	11	11	2	
3	2	6	11	11	3		3	2	6	11	11	3		3	2	6	11	11	3	
3	2	6	11	11	4	(2)	3	2	6	11	11	4	(2)	3	2	6	11	11	4	JIS名称変更（ミキサー）
3	2	6	12	0	1	3-2-6-12	3	2	6	12	0	1	3-2-6-12	3	2	6	12	0	1	
3	2	6	12	4	1	4.加熱アスファルト安定処理の規定	3	2	6	12	4	1	4.加熱アスファルト安定処理の規定	3	2	6	12	4	1	
3	2	6	12	4	11	(8)	3	2	6	12	4	11	(8)	3	2	6	12	4	11	
3	2	6	12	4	12		3	2	6	12	4	12		3	2	6	12	4	12	JIS名称変更（ミキサー）
3	2	6	12	8	1	8.コンクリート舗装の規定	3	2	6	12	8	1	8.コンクリート舗装の規定	3	2	6	12	8	1	
3	2	6	12	8	2	(1)	3	2	6	12	8	2	(1)	3	2	6	12	8	2	JIS名称変更（ミキサー）
3	2	6	12	13	1	13.転圧コンクリート舗装の規定	3	2	6	12	13	1	13.転圧コンクリート舗装の規定	3	2	6	12	13	1	
3	2	6	12	13	10	(7)	3	2	6	12	13	10	(7)	3	2	6	12	13	10	JIS名称変更（ミキサー）
3	2	6	18	0	1	3-2-6-18	3	2	6	18	0	1	3-2-6-18	3	2	6	18	0	1	
3	2	6	18	12	1	12.クラック処理の施工	3	2	6	18	12	1	12.クラック処理の施工	3	2	6	18	12	1	

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和2年版）							新条文（令和3年版）							改定理由		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	項	項以下	編章節条	項	項以下	編章節条	項		項以下	
3	2	9	0	0	1	第9節	構造物撤去工	3	2	9	0	0	1	第9節	構造物撤去工	
3	2	9	3	0	1	3-2-9-3	構造物取壊し工	3	2	9	3	0	1	3-2-9-3	構造物取壊し工	
3	2	9	3	6	1	6. 根固めブロック撤去	受注者は、根固めブロック撤去を行うにあたっては、根固めブロックに付着した土砂、泥土、 <u>ゴミ</u> を現場内において取り除いた後、運搬しなければならない。	3	2	9	3	6	1	6. 根固めブロック撤去	受注者は、根固めブロック撤去を行うにあたっては、根固めブロックに付着した土砂、泥土、 <u>ゴミ</u> を現場内において取り除いた後、運搬しなければならない。	
3	2	9	9	0	1	3-2-9-9	かご撤去工	3	2	9	9	0	1	3-2-9-9	かご撤去工	
3	2	9	9	1	1	1. 供用中の施設への影響防止	受注者は、じゃかご、ふとんかごの撤去にあたっては、 <u>ゴミ</u> を現場内において取り除いた後、鉄線とぐり石を分けて運搬しなければならない。	3	2	9	9	1	1	1. 供用中の施設への影響防止	受注者は、じゃかご、ふとんかごの撤去にあたっては、 <u>ゴミ</u> を現場内において取り除いた後、鉄線とぐり石を分けて運搬しなければならない。	
3	2	10	0	0	1	第10節	仮設工	3	2	10	0	0	1	第10節	仮設工	
3	2	10	15	0	1	3-2-10-15	コンクリート製造設備工	3	2	10	15	0	1	3-2-10-15	コンクリート製造設備工	
3	2	10	15	2	1	2. コンクリートの練りませ	受注者は、コンクリートの練りませにおいてはパッチミキサを用いなければならない。	3	2	10	15	2	1	2. コンクリートの練りませ	受注者は、コンクリートの練りませにおいてはパッチミキサ <u>二</u> を用いなければならない。	JIS 名称変更（ミキサー）
3	2	10	16	0	1	3-2-10-16	トンネル仮設備工	3	2	10	16	0	1	3-2-10-16	トンネル仮設備工	
3	2	10	16	10	1	10. 換気等の効果確認	受注者は、換気の実施等の効果を確認するにあたって、半月以内ごとに1回、定期に、定められた方法に従って、空気中の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度（吸入性粉じん濃度）目標レベルは3mg/m ³ 以下とし、掘削断面積が小さいため、3mg/m ³ を達成するのに必要な大きさ（口径）の風管または必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り、3mg/m ³ に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。また、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。	3	2	10	16	10	1	10. 換気等の効果確認	受注者は、換気の実施等の効果を確認するにあたって、半月以内ごとに1回、定期に、定められた方法に従って、空気中の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度（吸入性粉じん濃度）目標レベルは2mg/m ³ 以下とし、掘削断面積が小さいため、2mg/m ³ を達成するのに必要な大きさ（口径）の風管または必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り、2mg/m ³ に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。また、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。	諸基準類の改定にともなう
3	2	12	0	0	1	第12節	工場製作工（共通）	3	2	12	0	0	1	第12節	工場製作工（共通）	
3	2	12	2	0	1	3-2-12-2	材料	3	2	12	2	0	1	3-2-12-2	材料	
3	2	12	2	7	1	7. 工場塗装工の材料	工場塗装工の材料については、以下の規定によるものとする。	3	2	12	2	7	1	7. 工場塗装工の材料	工場塗装工の材料については、以下の規定によるものとする。	
3	2	12	2	7	6		表 3-2-48 多液形塗料の可使時間	3	2	12	2	7	6		表 3-2-48 多液形塗料の可使時間	
3	2	12	2	7	7	(5)	受注者は、塗料の有効期限を、ジnkクリッチペイントは製造後6ヶ月以内、その他の塗料は製造後12ヶ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。	3	2	12	2	7	7	(5)	受注者は、塗料の有効期限を、ジnkクリッチペイントは製造後6ヶ月以内、その他の塗料は製造後12ヶ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。 <u>工期延期等やむを得ない理由によって使用期間が、ジnkクリッチペイントは6ヶ月を超えた場合、その他の塗料は12ヶ月を超えた場合は、抜き取り試験を行って品質を確認し、正常の場合使用することができる。</u>	鋼道路橋防食便覧 H26.3 に基づき有効期限を超えた際の扱いについて追記。
3	2	12	3	0	1	3-2-12-3	桁製作工	3	2	12	3	0	1	3-2-12-3	桁製作工	
3	2	12	3	1	1	1. 製作加工	製作加工については、以下の規定によるものとする。	3	2	12	3	1	1	1. 製作加工	製作加工については、以下の規定によるものとする。	
3	2	12	3	1	25	(3)	溶接施工	3	2	12	3	1	25	(3)	溶接施工	
3	2	12	3	1	26	①	受注者は、溶接施工について各継手に要求される溶接品質を確保するよう、以下の事項を施工計画書へ記載しなければならない。	3	2	12	3	1	26	①	受注者は、溶接施工について各継手に要求される溶接品質を確保するよう、以下の事項を施工計画書へ記載しなければならない。	
3	2	12	3	1	27	1)	鋼材の種類及び特性	3	2	12	3	1	27	1)	鋼材の種類及び特性	
3	2	12	3	1	28	2)	溶接材料の種類及び特性	3	2	12	3	1	28	2)	溶接材料の種類及び特性	
3	2	12	3	1	29	3)	溶接作業者の保有資格	3	2	12	3	1	29	3)	溶接作業者の保有資格	
3	2	12	3	1	30	4)	継手の形状及び精度	3	2	12	3	1	30	4)	継手の形状及び精度	
3	2	12	3	1	31	5)	溶接環境及び使用設備	3	2	12	3	1	31	5)	溶接環境及び使用設備	
3	2	12	3	1	32	6)	溶接施工条件及び留意事項	3	2	12	3	1	32	6)	溶接施工条件及び留意事項	
3	2	12	3	1	33	7)	溶接部の検査方法	3	2	12	3	1	33	7)	溶接部の検査方法	
3	2	12	3	1	34	8)	不適合品の取り扱い	3	2	12	3	1	34	8)	不適合品の取り扱い	
3	2	12	3	1	35	②	受注者は、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験または、これと同等以上の検定試験に合格した溶接作業者を従事させなければならない。	3	2	12	3	1	35	②	受注者は、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験または、これと同等以上の検定試験に合格した溶接作業者を従事させなければならない。	
3	2	12	3	1	36		ただし、半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験または、これと同等以上の検定試験に合格した溶接作業者を従事させるものとする。	3	2	12	3	1	36		ただし、半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験または、これと同等以上の検定試験に合格した溶接作業者を従事させるものとする。	
3	2	12	3	1	37		また、サブマージアーク溶接を行う場合は、A-2F または、これと同等以上の検定試験に合格した溶接作業者を従事させるものとする。	3	2	12	3	1	37		また、サブマージアーク溶接を行う場合は、A-2F または、これと同等以上の検定試験に合格した溶接作業者を従事させるものとする。	
3	2	12	3	1	38		なお、工場溶接に従事する溶接作業者は、6ヶ月以上溶接工事に従事し、かつ工事前2ヶ月以上引き続きその工場において、溶接工事に従事した者でなければならない。また、現場溶接に従事する溶接作業者は、6ヶ月以上溶接工事に従事し、かつ適用する溶接施工方法の経験がある者または十分な訓練を受けた者でなければならない。	3	2	12	3	1	38		なお、工場溶接に従事する溶接作業者は、6ヶ月以上溶接工事に従事し、かつ工事前2ヶ月以上引き続きその工場において、溶接工事に従事した者でなければならない。また、現場溶接に従事する溶接作業者は、6ヶ月以上溶接工事に従事し、かつ適用する溶接施工方法の経験がある者または十分な訓練を受けた者でなければならない。	

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和2年版)						新条文 (令和3年版)						改定理由		
編	章	節	条	項以下	編章節条項以下	編	章	節	条	項以下	編章節条項以下			
3	2	12	7	0	1	3	2	12	7	0	1			
					3-2-12-7						3-2-12-7			
					橋梁用防護柵製作工						橋梁用防護柵製作工			
3	2	12	7	1	1	3	2	12	7	1	1			
					1. 製作加工						1. 製作加工			
3	2	12	7	1	2	3	2	12	7	1	2			
					(1) 亜鉛めっき後に塗装仕上げをする場合						(1) 亜鉛めっき後に塗装仕上げをする場合			
3	2	12	7	1	3	3	2	12	7	1	3			
					① 受注者は、ビーム、パイプ、ブラケット、パドル及び支柱に溶融亜鉛めっきを施し、その上に工場で仕上げ塗装を行わなければならない。この場合、受注者は、めっき面にリン酸塩処理などの下地処理を行わなければならない。						① 受注者は、ビーム、パイプ、ブラケット、パドル及び支柱に溶融亜鉛めっきを施し、その上に工場で仕上げ塗装を行わなければならない。この場合、受注者は、めっき面にリン酸塩処理などの下地処理を行わなければならない。			
3	2	12	7	1	4	3	2	12	7	1	4			
					② 受注者は、めっき付着量を両面で275g/m ² 以上としなければならない。その場合、受注者は、めっき付着量が前述以上であることを確認しなければならない。						② 受注者は、めっき付着量を両面で275g/m ² 以上としなければならない。その場合、受注者は、めっき付着量が前述以上であることを確認しなければならない。			
3	2	14	0	0	1	3	2	14	0	0	1			
					第14節 法面工(共通)						第14節 法面工(共通)			
3	2	14	5	0	1	3	2	14	5	0	1			
					3-2-14-5 法面施肥工						3-2-14-5 法面施肥工			
3	2	14	5	3	1	3	2	14	5	3	1			
					3. 支障物の撤去 受注者は、施肥の施工に支障となるゴミ等を撤去した後、施工しなければならない。						3. 支障物の撤去 受注者は、施肥の施工に支障となるごみ等を撤去した後、施工しなければならない。			
3	2	17	0	0	1	3	2	17	0	0	1			
					第17節 植栽維持工						第17節 植栽維持工			
3	2	17	2	0	1	3	2	17	2	0	1			
					3-2-17-2 材料						3-2-17-2 材料			
3	2	17	2	1	1	3	2	17	2	1	1			
					1. 一般事項 受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督員に品質を証明する資料等の、確認を受けなければならない。						1. 一般事項 受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督員に品質を証明する資料等の、確認を受けなければならない。			
3	2	17	2	1	2	3	2	17	2	1	2			
					なお、薬剤については農薬取締法(平成30年6月改正法律第53号)に基づくものでなければならない。						なお、薬剤については農薬取締法(令和元年12月改正法律第62号)に基づくものでなければならない。		諸法令の改正にともなう	
3	2	17	3	0	1	3	2	17	3	0	1			
					3-2-17-3 樹木・芝生管理工						3-2-17-3 樹木・芝生管理工			
3	2	17	3	2	1	3	2	17	3	2	1			
					2. 剪定の施工 受注者は、剪定の施工については、各樹種の特性及び施工箇所にあった剪定形式により行なわなければならない。						2. 剪定の施工 受注者は、剪定の施工にあたり、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の策定について(厚生労働省令和2年1月)によるものとし、各樹種の特性及び施工箇所にあった剪定形式により行なわなければならない。		「基発0131第1号 令和2年1月31日」付の改定にともなう	
3	2	17	3	4	1	3	2	17	3	4	1			
					4. 剪定、芝刈、雑草抜き取り等の施工 受注者は、剪定、芝刈、雑草抜き取り、植付けの施工にあたり、路面への枝、草、掘削土等の飛散防止に努めるものとし、発生した枝、草、掘削土等を交通に支障のないように、速やかに処理しなければならない。						4. 剪定、芝刈、雑草抜き取り(抜根)等の施工 受注者は、剪定、芝刈、雑草抜き取り(抜根)、植付けの施工にあたり、路面への枝、草、掘削土等の飛散防止に努めるものとし、発生した枝、草、掘削土等を交通に支障のないように、速やかに処理しなければならない。		施工実態を踏まえた規定の追加。	
3	2	17	3	15	1	3	2	17	3	15	1			
					15. 幹巻き 受注者は、幹巻きする場合は、こもまたはわらを使用する場合、わら縄またはシュロ縄で巻き上げるものとし、緑化テープを使用する場合は緑化テープを重ねながら巻き上げた後、幹に緊結しなければならない。							15. 幹巻き 受注者は、幹巻きする場合は、こもまたはわらを使用する場合、わら縄またはしゅろ縄で巻き上げるものとし、緑化テープを使用する場合は緑化テープを重ねながら巻き上げた後、幹に緊結しなければならない。		
3	2	17	3	16	1	3	2	17	3	16	1			
					16. 支柱の設置 受注者は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。また、樹幹と支柱との取付け部については、杉皮等を巻きシュロ縄を用いて動かぬよう結束しなければならない。							16. 支柱の設置 受注者は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。また、樹幹と支柱との取付け部については、杉皮等を巻きしゅろ縄を用いて動かぬよう結束しなければならない。		
3	2	17	3	19	1	3	2	17	3	19	1			
					19. 施肥の施工前作業 受注者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂やゴミ等の除去及び除草を行わなければならない。						19. 施肥の施工前作業 受注者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂やごみ等の除去及び除草を行わなければならない。			
3	2	18	0	0	1	3	2	18	0	0	1			
					第18節 床版工						第18節 床版工			
3	2	18	2	0	1	3	2	18	2	0	1			
					3-2-18-2 床版工						3-2-18-2 床版工			
3	2	18	2	1	1	3	2	18	2	1	1			
					1. 鉄筋コンクリート床版 鉄筋コンクリート床版については、以下の規定によるものとする。						1. 鉄筋コンクリート床版 鉄筋コンクリート床版については、以下の規定によるものとする。			
3	2	18	2	1	2	3	2	18	2	1	2			
					(1) 床版は、直接活荷重を受ける部材であり、この重要性を十分理解して入念な計画及び施工を行うものとする。						(1) 床版は、直接活荷重を受ける部材であり、この重要性を十分理解して入念な計画及び施工を行うものとする。			
3	2	18	2	1	3	3	2	18	2	1	3			
					(2) 受注者は、施工に先立ち、あらかじめ桁上面の高さ、幅、配置等を測量し、桁の出来形を確認しなければならない。出来形に誤差のある場合、その処置について設計図書に関して監督員と協議しなければならない。						(2) 受注者は、施工に先立ち、あらかじめ桁上面の高さ、幅、配置等を測量し、桁の出来形を確認しなければならない。出来形に誤差のある場合、その処置について設計図書に関して監督員と協議しなければならない。			
3	2	18	2	1	4	3	2	18	2	1	4			
					(3) 受注者は、コンクリート打込み中、鉄筋の位置のずれが生じないように十分配慮しなければならない。						(3) 受注者は、コンクリート打込み中、鉄筋の位置のずれが生じないように十分配慮しなければならない。			
3	2	18	2	1	5	3	2	18	2	1	5			
					(4) 受注者は、スペーサーについては、コンクリート製もしくはモルタル製を使用するのを原則とし、本体コンクリートと同等の品質を有するものとしなければならない。						(4) 受注者は、スペーサーについては、コンクリート製もしくはモルタル製を使用するのを原則とし、本体コンクリートと同等の品質を有するものとしなければならない。		コンクリート標準示方書と用語を統一。(スペーサー)	
3	2	18	2	1	6	3	2	18	2	1	6			
					なお、それ以外のスペーサーを使用する場合はあらかじめ設計図書に関して監督員と協議しなければならない。スペーサーは、1㎡あたり4個を配置の目安とし、組立及びコンクリートの打込中、その形状を保つものとする。						なお、それ以外のスペーサーを使用する場合はあらかじめ設計図書に関して監督員と協議しなければならない。スペーサーは、1㎡あたり4個を配置の目安とし、組立及びコンクリートの打込中、その形状を保つものとする。		コンクリート標準示方書と用語を統一。(スペーサー)	

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和2年版)						新条文 (令和3年版)						改定理由							
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編	章	節	条	項	項以下	
6	0	0	0	0	1	第6編	河川編	6	0	0	0	0	1	第6編	河川編				
6	1	0	0	0	1	第1章	築堤・護岸	6	1	0	0	0	1	第1章	築堤・護岸				
6	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	6	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準				
6	1	2	0	1	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	6	1	2	0	1	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。				
6	1	2	0	1	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合または、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。	6	1	2	0	1	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合または、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。				
6	1	2	0	1	3		国土交通省仮縮切堤設置基準(案)(平成26年12月一部改正)	6	1	2	0	1	3		国土交通省 仮縮切堤設置基準(案)(平成26年12月一部改正)				
6	1	7	0	0	1	第7節	法覆護岸工	6	1	7	0	0	1	第7節	法覆護岸工				
6	1	7	2	0	1	6-1-7-2	材料	6	1	7	2	0	1	6-1-7-2	材料				
6	1	7	2	1	1	1. 遮水シート	遮水シートは、止水材と被覆材からなり、シート有効幅2.0mの(1)または(2)のいずれかの仕様による。	6	1	7	2	1	1	1. 遮水シート	遮水シートは、止水材と被覆材からなり、シート有効幅2.0mの(1)または(2)のいずれかの仕様による。				
6	1	7	2	1	2	(1)	遮水シートAは、以下の仕様による。	6	1	7	2	1	2	(1)	遮水シートAは、以下の仕様による。				
6	1	7	2	1	3	①	止水材の材質は、④の材質のシボ(標準菱形)付きとし、厚さ1mmとする。	6	1	7	2	1	3	①	止水材の材質は、④の材質のシボ(標準菱形)付きとし、厚さ1mmとする。				
6	1	7	2	1	4	②	被覆材の材質は、補強布付き繊維性フェルトとし、厚さ10mmとする。	6	1	7	2	1	4	②	被覆材の材質は、補強布付き繊維性フェルトとし、厚さ10mmとする。				
6	1	7	2	1	5	③	止水材の重ね幅は、15cm以上とし、端部の取付部は、20cm以上とする。	6	1	7	2	1	5	③	止水材の重ね幅は、15cm以上とし、端部の取付部は、20cm以上とする。				
6	1	7	2	1	6	④	止水材の品質規格は表6-1-1または2による。	6	1	7	2	1	6	④	止水材の品質規格は表6-1-1または2による。				
6	1	7	2	1	7		表6-1-1 純ポリ塩化ビニル(厚さ1mm、色:透明)の品質規格	6	1	7	2	1	7		表6-1-1 純ポリ塩化ビニル(厚さ1mm、色:透明)の品質規格				
6	1	7	2	1	8		表6-1-2 エチレン酢酸ビニル(厚さ1mm、色:透明)の品質規格	6	1	7	2	1	8		表6-1-2 エチレン酢酸ビニル(厚さ1mm、色:透明)の品質規格				
6	1	7	2	1	9	⑤	被覆材の品質規格は表6-1-3による。	6	1	7	2	1	9	⑤	被覆材の品質規格は表6-1-3による。				
6	1	7	2	1	10		表6-1-3 (補強布付き繊維性フェルト:厚さ10mm)	6	1	7	2	1	10		表6-1-3 (補強布付き繊維性フェルト:厚さ10mm)				
6	1	7	2	1	11	(2)	遮水シートBは、以下の仕様による。	6	1	7	2	1	11	(2)	遮水シートBは、以下の仕様による。				
6	1	7	2	1	12	①	止水材は、十分な止水性を有するものとする。(ただし、規格値はシート幅2.0mを基準としており、2.0mを下回る場合は、そのシート幅に相当する漏水量を設定すること。)	6	1	7	2	1	12	①	止水材は、十分な止水性を有するものとする。(ただし、規格値はシート幅2.0mを基準としており、2.0mを下回る場合は、そのシート幅に相当する漏水量を設定すること。)				
6	1	7	2	1	13	②	止水材は、施工時及び施工後とも十分な強度と法面の変状に追従する屈撓性を有するものとする。	6	1	7	2	1	13	②	止水材は、施工時及び施工後とも十分な強度と法面の変状に追従する屈撓性を有するものとする。				
6	1	7	2	1	14	③	止水材は、堤防等の法面に対して、施工時及び施工後とも十分な滑り抵抗を有するものとする。	6	1	7	2	1	14	③	止水材は、堤防等の法面に対して、施工時及び施工後とも十分な滑り抵抗を有するものとする。				
6	1	7	2	1	15	④	止水材は、十分な耐久性を有するものとし、受注者は、耐久性に係わる試験結果を監督員に提出するものとする。	6	1	7	2	1	15	④	止水材は、十分な耐久性を有するものとし、受注者は、耐久性に係わる試験結果を監督員に提出するものとする。				
6	1	7	2	1	16		上記①及び③は、公的試験機関の試験結果を添付するものとする。	6	1	7	2	1	16		上記①及び③は、公的試験機関の試験結果を添付するものとする。				
6	1	7	2	1	17	⑤	止水材の品質規格は、表6-1-4による。	6	1	7	2	1	17	⑤	止水材の品質規格は、表6-1-4による。				
6	1	7	2	1	18		表6-1-4 止水材の品質規格	6	1	7	2	1	18		表6-1-4 止水材の品質規格				
6	1	7	2	1	19	⑥	被覆材の品質規格は、(1)・⑤表6-1-3による。	6	1	7	2	1	19	⑥	被覆材の品質規格は、(1)・⑤表6-1-3による。				
6	1	7	2	1	20	(3)	品質管理	6	1	7	2	1	20	(3)	品質管理				
6	1	7	2	1	21	①	止水材とコンクリートとの接着には、ニトリルゴム系またはスチレンブタジエンゴム系接着剤、ブチルゴムテープ等の内、接着性に優れ、かつ耐薬品性、耐水性、耐寒性等に優れたものを使用するものとする。	6	1	7	2	1	21	①	止水材とコンクリートとの接着には、ニトリルゴム系またはスチレンブタジエンゴム系接着剤、ブチルゴムテープ等の内、接着性に優れ、かつ耐薬品性、耐水性、耐寒性等に優れたものを使用するものとする。				
6	1	7	2	1	22	②	受注者は、止水材及び被覆材の各々の製品に対しては、以下の要件を整えた品質を証明する資料を監督員に提出するものとする。	6	1	7	2	1	22	②	受注者は、止水材及び被覆材の各々の製品に対しては、以下の要件を整えた品質を証明する資料を監督員に提出するものとする。				
6	1	7	2	1	23	1)	製品には、止水材及び被覆材の各々に製造年月日及び製造工場が明示されていること。(番号整理でもよい)	6	1	7	2	1	23	1)	製品には、止水材及び被覆材の各々に製造年月日及び製造工場が明示されていること。(番号整理でもよい)				
6	1	7	2	1	24	2)	品質を証明する資料は、納入製品に該当する品質試験成績表であること。	6	1	7	2	1	24	2)	品質を証明する資料は、納入製品に該当する品質試験成績表であること。				
6	1	7	2	1	25	3)	品質成績表は、通常の生産過程において3日に1回の割合で行った品質試験成績表であること。	6	1	7	2	1	25	3)	品質成績表は、通常の生産過程において3日に1回の割合で行った品質試験成績表であること。				
6	1	7	2	1	26	4)	製品には、別に「公的試験機関による品質試験成績表」を添付するものとする。	6	1	7	2	1	26	4)	製品には、別に「公的試験機関による品質試験成績表」を添付するものとする。				
6	1	7	2	1	27	5)	「公的試験機関による品質試験成績表」は、製品の生産過程において20,000㎡に1回の割合で行ったもののうち、納入製品に該当するものとする。	6	1	7	2	1	27	5)	「公的試験機関による品質試験成績表」は、製品の生産過程において20,000㎡に1回の割合で行ったもののうち、納入製品に該当するものとする。				
6	1	12	0	0	1	第12節	付帯道路施設工	6	1	12	0	0	1	第12節	付帯道路施設工				
6	1	12	2	0	1	6-1-12-2	境界工	6	1	12	2	0	1	6-1-12-2	境界工				
6	1	12	2	3	1	3. 設置位置	受注者は、境界杭の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭の中心点を用地境界線 ^上 に一致させ、文字「三重県」が内側(官地側)になるようにしなければならない。	6	1	12	2	3	1	3. 設置位置	受注者は、境界杭の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭 ^{頭部} に示す中心点 ^{又は矢印先端部} を用地境界線と一致させ、文字「三重県」が内側(官地側)になるようにしなければならない。	境界杭の(鉋)の設置実態に合わせた規定の変更。			
6	1	13	0	0	1	第13節	光ケーブル配管工	6	1	13	0	0	1	第13節	光ケーブル配管工				
6	1	13	3	0	1	6-1-13-3	配管工	6	1	13	3	0	1	6-1-13-3	配管工				
6	1	13	3	2	1	2. 単管の配管	受注者は、単管の場合には、スペーサ ^二 等を用いて敷設間隔が均一となるよう施工しなければならない。	6	1	13	3	2	1	2. 単管の配管	受注者は、単管の場合には、スペーサ等を用いて敷設間隔が均一となるよう施工しなければならない。	コンクリート標準示方書と用語を統一。(スペーサ)			

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行条文 (令和2年版)						新条文 (令和3年版)						改定理由			
編	章	節	条	項	項以下 編章節条 (項目見出し)	編	章	節	条	項	項以下 編章節条 (項目見出し)		新条文		
6	3	0	0	0	1	樋門・樋管	6	3	0	0	0	1	第3章	樋門・樋管	
6	3	2	0	0	1	適用すべき諸基準	6	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
6	3	2	0	1	2	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	6	3	2	0	1	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	
6	3	2	0	1	3	なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。	6	3	2	0	1	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。	
6	3	2	0	2	3	国土交通省仮締切堤設置基準(案)(平成26年12月一部改正)	6	3	2	0	2	3		国土交通省 仮締切堤設置基準(案)(平成26年12月一部改正)	
6	3	2	0	2	4	国土交通省河川砂防技術基準(令和元年7月)	6	3	2	0	2	4		国土交通省 河川砂防技術基準(令和元年7月)	
6	3	2	0	4	5	国土開発技術研究センター柔構造樋門設計の手引き(平成10年11月)	6	3	2	0	4	5		国土開発技術研究センター柔構造樋門設計の手引き(平成10年11月)	
6	3	2	0	5	6	国土交通省機械工事共通仕様書(案)(令和元年7月)	6	3	2	0	5	6		国土交通省 機械工事共通仕様書(案)(令和2年3月)	諸基準類の改定にともなう
6	3	2	0	6	7	国土交通省機械工事施工管理基準(案)(平成29年3月)	6	3	2	0	6	7		国土交通省 機械工事施工管理基準(案)(令和元年10月)	諸基準類の改定にともなう
6	3	8	0	0	1	第8節	6	3	8	0	0	1	第8節	付属物設置工	
6	3	8	4	0	1	6-3-8-4	6	3	8	4	0	1	6-3-8-4	境界工	
6	3	8	4	3	1	3.杭(鉋)の設置	6	3	8	4	3	1	3.杭(鉋)の設置	受注者は、杭(鉋)の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭頭部に示す中心点又は矢印先端部を用地境界線と一致させ、文字「三重県」が内側(官地側)になるようにしなければならない。	境界杭(鉋)の設置実態に合わせた規定の変更。
6	4	0	0	0	1	第4章	6	4	0	0	0	1	第4章	水門	
6	4	2	0	0	1	第2節	6	4	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
6	4	2	0	0	2	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	6	4	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	
6	4	2	0	0	3	なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。	6	4	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。	
6	4	2	0	0	3	国土交通省仮締切堤設置基準(案)(平成26年12月一部改正)	6	4	2	0	0	3		国土交通省 仮締切堤設置基準(案)(平成26年12月一部改正)	
6	4	2	0	0	4	ダム・堰施設技術協会ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・設備計画マニュアル編)(平成28年10月)	6	4	2	0	0	4		ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・設備計画マニュアル編)(平成28年10月)	
6	4	2	0	0	5	日本道路協会道路橋示方書・同解説(I共通編)(平成29年11月)	6	4	2	0	0	5		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(I共通編)(平成29年11月)	
6	4	2	0	0	6	日本道路協会道路橋示方書・同解説(II鋼橋・鋼部材編)(平成29年11月)	6	4	2	0	0	6		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(II鋼橋・鋼部材編)(平成29年11月)	
6	4	2	0	0	7	日本道路協会道路橋示方書・同解説(IIIコンクリート橋・コンクリート部材編)(平成29年11月)	6	4	2	0	0	7		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(IIIコンクリート橋・コンクリート部材編)(平成29年11月)	
6	4	2	0	0	8	日本道路協会道路橋示方書・同解説(IV下部構造編)(平成29年11月)	6	4	2	0	0	8		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(IV下部構造編)(平成29年11月)	
6	4	2	0	0	9	土木学会プレストレストコンクリート工法設計施工指針(平成3年3月)	6	4	2	0	0	9		土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針(平成3年3月)	
6	4	2	0	0	10	国土交通省機械工事施工管理基準(案)(平成29年3月)	6	4	2	0	0	10		国土交通省 機械工事施工管理基準(案)(令和元年10月)	諸基準類の改定にともなう
6	4	2	0	0	11	国土交通省機械工事塗装要領(案)・同解説(平成22年4月)	6	4	2	0	0	11		国土交通省 機械工事塗装要領(案)・同解説(平成22年4月)	
6	4	2	0	0	12	日本道路協会道路橋支承便覧(平成31年2月)	6	4	2	0	0	12		日本道路協会 道路橋支承便覧(平成31年2月)	
6	4	18	0	0	1	第18節	6	4	18	0	0	1	第18節	舗装工	
6	4	18	10	0	1	6-4-18-10	6	4	18	10	0	1	6-4-18-10	コンクリート舗装工	
6	4	18	10	4	1	4.初期養生	6	4	18	10	4	1	4.初期養生	初期養生においては、コンクリート皮膜養生剤を原液濃度で70g/m ² 程度を入念に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に行うものとする。	
6	5	0	0	0	1	第5章	6	5	0	0	0	1	第5章	堰	
6	5	1	0	0	1	第1節	6	5	1	0	0	1	第1節	適用	
6	5	1	0	5	1	5.適用規定(3)	6	5	1	0	5	1	5.適用規定(3)	受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書(案)」(国土交通省、令和元年7月)の規定による。	諸基準類の改定にともなう
6	5	2	0	0	1	第2節	6	5	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
6	5	2	0	5	2	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	6	5	2	0	5	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	
6	5	2	0	5	3	なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。	6	5	2	0	5	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。	
6	5	2	0	5	3	ダム・堰施設技術協会ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・設備計画マニュアル編)(平成28年10月)	6	5	2	0	5	3		ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・設備計画マニュアル編)(平成28年10月)	
6	5	2	0	5	4	国土開発技術研究センターゴム引布製起伏堰技術基準(案)(平成12年10月)	6	5	2	0	5	4		国土開発技術研究センターゴム引布製起伏堰技術基準(案)(平成12年10月)	
6	5	2	0	5	5	国土交通省仮締切堤設置基準(案)(平成26年12月一部改正)	6	5	2	0	5	5		国土交通省 仮締切堤設置基準(案)(平成26年12月一部改正)	
6	5	2	0	5	6	日本道路協会道路橋示方書・同解説(I共通編)(平成29年11月)	6	5	2	0	5	6		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(I共通編)(平成29年11月)	
6	5	2	0	5	7	日本道路協会道路橋示方書・同解説(II鋼橋・鋼部材編)(平成29年11月)	6	5	2	0	5	7		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(II鋼橋・鋼部材編)(平成29年11月)	

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和2年版）							新条文（令和3年版）							改定理由		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	編	章	節	条	項	項以下	編章節条		新条文	
6	5	2	0	5	8		6	5	2	0	5	8		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）（平成29年11月）	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）（平成29年11月）	
6	5	2	0	5	9		6	5	2	0	5	9		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成29年11月）	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成29年11月）	
6	5	2	0	5	10		6	5	2	0	5	10		日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（平成27年3月）	日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（令和2年9月）	諸基準類の改定にともなう
6	5	2	0	5	11		6	5	2	0	5	11		日本道路協会 道路橋支便覧（平成31年2月）	日本道路協会 道路橋支便覧（平成31年2月）	
6	5	2	0	5	12		6	5	2	0	5	12		土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針（平成3年3月）	土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針（平成3年3月）	
6	6	0	0	0	1	第6章	6	6	0	0	0	1	第6章	排水機場	排水機場	
6	6	2	0	0	1	第2節	6	6	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	適用すべき諸基準	
6	6	2	0	0	2		6	6	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	
6	6	2	0	0	3		6	6	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。	なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。	
6	6	2	0	0	4		6	6	2	0	0	4		ダム・堰施設技術協会ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）（平成28年10月）	ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）（平成28年10月）	
6	6	2	0	0	5		6	6	2	0	0	5		国土交通省仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正）	国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正）	
6	6	2	0	0	6		6	6	2	0	0	6		河川ポンプ施設技術協会揚排水ポンプ設備技術基準（案）同解説（平成27年2月）	河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準（案）同解説（令和2年1月）	諸基準類の改定にともなう
6	7	0	0	0	1	第7章	6	7	0	0	0	1	第7章	床止め・床固め	床止め・床固め	
6	7	2	0	0	1	第2節	6	7	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	適用すべき諸基準	
6	7	2	0	4	2		6	7	2	0	4	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	
6	7	2	0	4	3		6	7	2	0	4	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。	なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。	
6	7	2	0	4	3		6	7	2	0	4	3		国土交通省仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正）	国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正）	
6	8	0	0	0	1	第8章	6	8	0	0	0	1	第8章	河川維持	河川維持	
6	8	2	0	0	1	第2節	6	8	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	適用すべき諸基準	
6	8	2	0	4	2		6	8	2	0	4	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	
6	8	2	0	4	3		6	8	2	0	4	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。	なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。	
6	8	2	0	4	4		6	8	2	0	4	4		日本道路協会道路維持修繕要綱（昭和53年7月）	日本道路協会 道路維持修繕要綱（昭和53年7月）	
6	8	5	0	0	1	第5節	6	8	5	0	0	1	第5節	堤防養生工	堤防養生工	
6	8	5	2	0	1	6-8-5-2	6	8	5	2	0	1	6-8-5-2	芝養生工	芝養生工	
6	8	5	2	1	1	1. 草等の処理	6	8	5	2	1	1	1. 草等の処理	受注者は、抜き取りした草等をすべて処理しなければならない。ただし、設計図書及び監督員の指示した場合はこの限りではない。	受注者は、抜き取り（ 抜根 ）した草等をすべて処理しなければならない。ただし、設計図書及び監督員の指示した場合はこの限りではない。	施工実態を踏まえた規定の追加。
6	8	5	2	3	1	3. 雑草	6	8	5	2	3	1	3. 雑草の抜き取り（ 抜根 ）	受注者は、人力により雑草の抜き取りを施工しなければならない。	受注者は、人力により雑草の抜き取り（ 抜根 ）を施工しなければならない。	施工実態を踏まえた規定の追加。
6	8	6	0	0	1	第6節	6	8	6	0	0	1	第6節	構造物補修工	構造物補修工	
6	8	6	4	0	1	6-8-6-4	6	8	6	4	0	1	6-8-6-4	ボーリンググラウト工	ボーリンググラウト工	
6	8	6	4	13	1	13. 一時中断の処置	6	8	6	4	13	1	13. 一時中断の処置	受注者は、注入中に異常が認められ、やむを得ず注入を一時中断する場合には、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	受注者は、注入中に異常が認められ、やむを得ず注入を一時中断する場合には、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	誤植
6	9	0	0	0	1	第9章	6	9	0	0	0	1	第9章	河川修繕	河川修繕	
6	9	2	0	0	1	第2節	6	9	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	適用すべき諸基準	
6	9	2	0	1	1		6	9	2	0	1	1		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	
6	9	2	0	1	2		6	9	2	0	1	2		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。	なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。	
6	9	2	0	1	3		6	9	2	0	1	3		日本道路協会 鋼道路橋防食便覧（平成26年3月）	日本道路協会 鋼道路橋防食便覧（平成26年3月）	
6	9	2	0	1	4		6	9	2	0	1	4		日本道路協会 道路維持修繕要綱（昭和53年7月）	日本道路協会 道路維持修繕要綱（昭和53年7月）	
6	9	2	0	1	5		6	9	2	0	1	5		ダム・堰施設技術協会ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）（平成28年10月）	ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）（平成28年10月）	
6	9	2	0	1	6		6	9	2	0	1	6		河川ポンプ施設技術協会揚排水ポンプ設備技術基準（案）同解説（平成27年2月）	河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準（案）同解説（令和2年1月）	諸基準類の改定にともなう

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和2年版）							新条文（令和3年版）							改定理由		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編章節条	項以下
7	0	0	0	0	1	第7編	河川海岸編	7	0	0	0	0	1	第7編	河川海岸編	
7	2	0	0	0	1	第2章	突堤・人工岬	7	2	0	0	0	1	第2章	突堤・人工岬	
7	2	4	0	0	1	第4節	突堤基礎工	7	2	4	0	0	1	第4節	突堤基礎工	
7	2	4	5	0	1	7-2-4-5	吸出し防止工	7	2	4	5	0	1	7-2-4-5	吸出し防止工	
7	2	4	5	1	1	1.粗朶沈床工	受注者は、粗朶沈床工にあたって、連柴は梢を一方に向け径15cmを標準とし、緊結は長さ約60cm毎に連柴締金を用いて締付け、亜鉛引鉄線または、 <u>棕侶なわ</u> 等にて結束し、この間2ヶ所を二子なわ等をもって結束するものとし、連柴の長さは格子を結んだとき端にそれぞれ約15cmを残すようにしなければならない。	7	2	4	5	1	1	1.粗朶沈床工	受注者は、粗朶沈床工にあたって、連柴は梢を一方に向け径15cmを標準とし、緊結は長さ約60cm毎に連柴締金を用いて締付け、亜鉛引鉄線または、 <u>しゅろ縄</u> 等にて結束し、この間2ヶ所を二子なわ等をもって結束するものとし、連柴の長さは格子を結んだとき端にそれぞれ約15cmを残すようにしなければならない。	
8	0	0	0	0	1	第8編	砂防編	8	0	0	0	0	1	第8編	砂防編	
8	1	0	0	0	1	第1章	砂防堰堤	8	1	0	0	0	1	第1章	砂防堰堤	
8	1	8	0	0	1	第8節	コンクリート堰堤工	8	1	8	0	0	1	第8節	コンクリート堰堤工	
8	1	8	4	0	1	8-1-8-4	コンクリート堰堤本体工	8	1	8	4	0	1	8-1-8-4	コンクリート堰堤本体工	
								8	1	8	4	24	1	24.砂防ソイルセメント	受注者は、 <u>砂防ソイルセメントの施工にあたって、設計図書において特に定めのない事項については、「砂防ソイルセメント施工便覧」（砂防・地すべり技術センター、平成28年9月）、現位置攪拌混合固化工法（ISM工法）設計・施工マニュアル第1回改訂版（先端建設技術センターISM工法研究会、平成19年3月）の規定による。</u>	条文の追加
								8	1	8	4	24	2		<u>なお、これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</u>	条文の追加
9	0	0	0	0	1	第9編	ダム編	9	0	0	0	0	1	第9編	ダム編	
9	1	0	0	0	1	第1章	コンクリートダム	9	1	0	0	0	1	第1章	コンクリートダム	
9	1	4	0	0	1	第4節	ダムコンクリート工	9	1	4	0	0	1	第4節	ダムコンクリート工	
9	1	4	6	0	1	9-1-4-6	練りませ	9	1	4	6	0	1	9-1-4-6	練りませ	
9	1	4	6	2	1	2.ミキサの練りませ性能試験	受注者は、JIS A 8603-2（コンクリートミキサ第2部：練混ぜ性能試験方法）によりミキサの練りませ性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめてから使用するものとし、試験結果は整理・保管するとともに、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。また、試験の結果、異常が発見された場合は速やかに監督員へ報告しなければならない。	9	1	4	6	2	1	2.ミキサの練りませ性能試験	受注者は、JIS A 8603-2（コンクリートミキサ第2部：練混ぜ性能試験方法）によりミキサの練りませ性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめてから使用するものとし、試験結果は整理・保管するとともに、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。また、試験の結果、異常が発見された場合は速やかに監督員へ報告しなければならない。	JIS名称変更（ミキサー）
9	1	4	6	3	1	3.使用機器	受注者は、コンクリートの練りませにあたっては、バッチミキサを用いなければならない。	9	1	4	6	3	1	3.使用機器	受注者は、コンクリートの練りませにあたっては、バッチミキサを用いなければならない。	JIS名称変更（ミキサー）
9	1	4	6	4	1	4.材料分離	ミキサは、練り上がりコンクリートを排出する時に、材料の分離を起こさないものとする。	9	1	4	6	4	1	4.材料分離	ミキサは、練り上がりコンクリートを排出する時に、材料の分離を起こさないものとする。	JIS名称変更（ミキサー）
9	1	4	6	5	1	5.1練りの量及び練りませ時間の決定	受注者は、1練りの量及び練りませ時間を、JIS A 8603-2（コンクリートミキサ第2部：練混ぜ性能試験方法）により試験を行ったうえで決定しなければならない。	9	1	4	6	5	1	5.1練りの量及び練りませ時間の決定	受注者は、1練りの量及び練りませ時間を、JIS A 8603-2（コンクリートミキサ第2部：練混ぜ性能試験方法）により試験を行ったうえで決定しなければならない。	JIS名称変更（ミキサー）
9	1	4	6	5	2	(1)	可傾式ミキサの練りませ時間は、ミキサ内にセメント、混和材、混和剤及び骨材を全部投入したときからとし、その最小時間は表9-1-1を標準とする。	9	1	4	6	5	2	(1)	可傾式ミキサの練りませ時間は、ミキサ内にセメント、混和材、混和剤及び骨材を全部投入したときからとし、その最小時間は表9-1-1を標準とする。	JIS名称変更（ミキサー）
9	1	4	6	5	3		表9-1-1 ミキサの標準最小練りませ時間	9	1	4	6	5	3		表9-1-1 ミキサの標準最小練りませ時間	JIS名称変更（ミキサー）
9	1	4	6	5	4	(2)	受注者は、強制練りミキサを用いる場合は、JIS A 8603-2（コンクリートミキサ第2部：練混ぜ性能試験方法）により練りませ性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめるものとし、試験結果は整理・保管するとともに、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。また、試験の結果、異常が発見された場合は速やかに監督員へ報告しなければならない。	9	1	4	6	5	4	(2)	受注者は、強制練りミキサを用いる場合は、JIS A 8603-2（コンクリートミキサ第2部：練混ぜ性能試験方法）により練りませ性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめるものとし、試験結果は整理・保管するとともに、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。また、試験の結果、異常が発見された場合は速やかに監督員へ報告しなければならない。	JIS名称変更（ミキサー）
9	1	4	6	7	1	7.排出	受注者は、ミキサ内のコンクリートを全部排出した後でなければ、新たに材料を投入してはならない。	9	1	4	6	7	1	7.排出	受注者は、ミキサ内のコンクリートを全部排出した後でなければ、新たに材料を投入してはならない。	JIS名称変更（ミキサー）
9	1	4	6	8	1	8.付着物の除去	受注者は、コンクリートの打込み作業開始前及び打込み作業終了後にはミキサを清掃し、ミキサ内に付着したコンクリート及び雑物を除去しなければならない。	9	1	4	6	8	1	8.付着物の除去	受注者は、コンクリートの打込み作業開始前及び打込み作業終了後にはミキサを清掃し、ミキサ内に付着したコンクリート及び雑物を除去しなければならない。	JIS名称変更（ミキサー）

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和2年版）							新条文（令和3年版）							改定理由		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	編	章	節	条	項	項以下	編章節条		新条文	
10	0	0	0	0	1	第10編	道路編	10	0	0	0	0	1	第10編	道路編	
10	1	0	0	0	1	第1章	道路改良	10	1	0	0	0	1	第1章	道路改良	
10	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
10	1	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	1	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	
10	1	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。	10	1	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。	
10	1	2	0	0	5		地盤工学会グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（平成24年5月）	10	1	2	0	0	4		日本道路協会 道路土工構造物技術基準・同解説（平成29年3月）	諸基準類の改定にともなう
10	1	2	0	0	6		日本道路協会道路土工要綱（平成21年6月）	10	1	2	0	0	5		地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（平成24年5月）	
10	1	2	0	0	6		日本道路協会道路土工要綱（平成21年6月）	10	1	2	0	0	6		日本道路協会 道路土工要綱（平成21年6月）	
10	1	2	0	0	7		日本道路協会道路土工一切土工・斜面安定工指針（平成21年6月）	10	1	2	0	0	7		日本道路協会 道路土工一切土工・斜面安定工指針（平成21年6月）	
10	1	2	0	0	8		日本道路協会道路土工盛土工指針（平成22年4月）	10	1	2	0	0	8		日本道路協会 道路土工盛土工指針（平成22年4月）	
10	1	2	0	0	9		日本道路協会道路土工擁壁工指針（平成24年7月）	10	1	2	0	0	9		日本道路協会 道路土工擁壁工指針（平成24年7月）	
10	1	2	0	0	10		日本道路協会道路土工カルバート工指針（平成22年3月）	10	1	2	0	0	10		日本道路協会 道路土工カルバート工指針（平成22年3月）	
10	1	2	0	0	11		日本道路協会道路土工仮設構造物工指針（平成11年3月）	10	1	2	0	0	11		日本道路協会 道路土工仮設構造物工指針（平成11年3月）	
10	1	2	0	0	12		全日本建設技術協会土木構造物標準設計第2巻（平成12年9月）	10	1	2	0	0	12		全日本建設技術協会 土木構造物標準設計第2巻（平成12年9月）	
10	1	2	0	0	13		全国特定法面保護協会のり枠工の設計施工指針（平成25年10月）	10	1	2	0	0	13		全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針（平成25年10月）	
10	1	2	0	0	14		日本道路協会落石対策便覧（平成12年6月）	10	1	2	0	0	14		日本道路協会 落石対策便覧（平成12年6月）	
10	1	2	0	0	15		日本道路協会鋼道路橋防食便覧（平成26年3月）	10	1	2	0	0	15		日本道路協会 鋼道路橋防食便覧（平成26年3月）	
10	1	2	0	0	16		土木研究センタージオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル（平成25年12月）	10	1	2	0	0	16		土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル（平成25年12月）	
10	1	2	0	0	17		土木研究センター補強土（テールアルメ）壁工法設計・施工マニュアル（平成26年8月）	10	1	2	0	0	17		土木研究センター 補強土（テールアルメ）壁工法設計・施工マニュアル（平成26年8月）	
10	1	2	0	0	18		土木研究センター多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル（平成26年8月）	10	1	2	0	0	18		土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル（平成26年8月）	
10	1	2	0	0	19		日本道路協会道路防雪便覧（平成2年5月）	10	1	2	0	0	19		日本道路協会 道路防雪便覧（平成2年5月）	
10	1	2	0	0	20		日本建設機械化協会除雪・防雪ハンドブック（除雪編）（平成16年12月）	10	1	2	0	0	20		日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（除雪編）（平成16年12月）	
10	1	2	0	0	21		日本建設機械化協会除雪・防雪ハンドブック（防雪編）（平成16年12月）	10	1	2	0	0	21		日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（防雪編）（平成16年12月）	
10	1	2	0	0	22		日本みち研究所補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）	10	1	2	0	0	22		日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）	
10	1	2	0	0	23		日本みち研究所景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）	10	1	2	0	0	23		日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）	
10	2	0	0	0	1	第2章	舗装	10	2	0	0	0	1	第2章	舗装	
10	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
10	2	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	2	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	
10	2	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。	10	2	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。	
10	2	2	0	0	4		日本道路協会アスファルト舗装工事共通仕様書解説（平成4年12月）	10	2	2	0	0	4		日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説（平成4年12月）	
10	2	2	0	0	5		日本道路協会道路土工要綱（平成21年6月）	10	2	2	0	0	5		日本道路協会 道路土工要綱（平成21年6月）	
10	2	2	0	0	6		日本道路協会道路緑化技術基準・同解説（平成28年3月）	10	2	2	0	0	6		日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説（平成28年3月）	
10	2	2	0	0	7		日本道路協会舗装再生便覧（平成22年11月）	10	2	2	0	0	7		日本道路協会 舗装再生便覧（平成22年11月）	
10	2	2	0	0	8		日本道路協会舗装調査・試験法便覧（平成31年3月）	10	2	2	0	0	8		日本道路協会 舗装調査・試験法便覧（平成31年3月）	
10	2	2	0	0	9		日本道路協会道路照明施設設置基準・同解説（平成19年10月）	10	2	2	0	0	9		日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説（平成19年10月）	
10	2	2	0	0	10		日本道路協会視線誘導標設置基準・同解説（昭和59年10月）	10	2	2	0	0	10		日本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説（昭和59年10月）	
10	2	2	0	0	11		日本道路協会道路反射鏡設置指針（昭和55年12月）	10	2	2	0	0	11		日本道路協会 道路反射鏡設置指針（昭和55年12月）	
10	2	2	0	0	12		国土交通省防護柵の設置基準の改定について（平成16年3月）	10	2	2	0	0	12		国土交通省 防護柵の設置基準の改定について（平成16年3月）	
10	2	2	0	0	13		日本道路協会防護柵の設置基準・同解説（平成28年12月）	10	2	2	0	0	13		日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説（平成28年12月）	
10	2	2	0	0	14		国土交通省道路標識設置基準（令和元年10月）	10	2	2	0	0	14		日本道路協会 道路標識設置基準・同解説（令和2年6月）	諸基準類の改定にともなう
10	2	2	0	0	15		日本道路協会視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説（昭和60年9月）	10	2	2	0	0	15		日本道路協会 視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説（昭和60年9月）	
10	2	2	0	0	16		日本道路協会道路橋床版防水便覧（平成19年3月）	10	2	2	0	0	16		日本道路協会 道路橋床版防水便覧（平成19年3月）	
10	2	2	0	0	17		建設省道路附属物の基礎について（昭和50年7月）	10	2	2	0	0	17		建設省 道路附属物の基礎について（昭和50年7月）	
10	2	2	0	0	18		日本道路協会アスファルト混合所便覧（平成8年度版）（平成8年10月）	10	2	2	0	0	18		日本道路協会 アスファルト混合所便覧（平成8年度版）（平成8年10月）	
10	2	2	0	0	19		日本道路協会舗装施工便覧（平成18年2月）	10	2	2	0	0	19		日本道路協会 舗装施工便覧（平成18年2月）	

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和2年版）						新条文（令和3年版）						改定理由												
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編	章	節	条	項	項以下						
10	2	2	0	0	20		10	2	2	0	0	20		10	2	2	0	0	20					
						日本道路協会舗装の構造に関する技術基準・同解説（平成13年9月）																		
						日本道路協会舗装設計施工指針（平成18年2月）																		
						日本道路協会舗装設計便覧（平成18年2月）																		
						土木学会舗装標準示方書（平成27年10月）																		
						日本みち研究所補訂版道路のデザイン－道路デザイン指針（案）とその解説－（平成29年11月）																		
						日本みち研究所景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）																		
		4	0	0	1	第4節	舗装工																	
		4	10	0	1	10-2-4-10	コンクリート舗装工																	
		4	10	4	1	4. 初期養生	初期養生は、コンクリート被膜養生剤を原液濃度で70g/m ² 程度を入念に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に養生を行うこと。																	
		9	0	0	1	第9節	標識工																	
		9	1	0	1	10-2-9-1	一般事項																	
		9	1	3	1	3. 適用規定	受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説 第4章基礎及び施工」（日本道路協会、昭和62年1月）の規定、「道路土工要綱 第5章 施工計画」（日本道路協会、平成21年6月）の規定、第3編3-2-3-6小型標識工、3-2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）、3-2-10-5土留・仮締切工の規定、及び「道路標識ハンドブック」（全国道路標識・標示業協会、令和元年8月）による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。																諸基準類の改定にともなう	
		9	2	0	1	10-2-9-2	材料																	
		9	2	6	1	6. 文字・記号等	受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び「道路標識設置基準」（国土交通省令和元年10月）による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。																諸基準類の改定にともなう	
		11	0	0	1	第11節	道路植栽工																	
		11	3	0	1	10-2-11-3	道路植栽工																	
		11	3	16	1	16. 除草	受注者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂やゴミ等を取り除いたり、きれいに除草しなければならない。																	
		12	0	0	1	第12節	道路付属施設工																	
		12	3	0	1	10-2-12-3	境界工																	
		12	3	1	1	1. 一般事項	受注者は、境界杭及び境界鉋の施工にあたっては、原則として、杭の中心線が境界線と一致するよう施工しなければならない。																境界杭の（鉋）の設置実態に合わせた規定の変更。	
	3	0	0	0	1	第3章	橋梁下部																	
	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準																	
		2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。																	
		2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。																	
		2	0	0	4		日本道路協会道路橋示方書・同解説（I 共通編）（平成29年11月）																	
		2	0	0	5		日本道路協会道路橋示方書・同解説（II 鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）																	
		2	0	0	6		日本道路協会道路橋示方書・同解説（IV 下部構造編）（平成29年11月）																	
		2	0	0	7		日本道路協会道路橋示方書・同解説（V 耐震設計編）（平成29年11月）																	
		2	0	0	8		日本道路協会鋼道路橋施工便覧（平成27年3月）																諸基準類の改定にともなう	
		2	0	0	9		日本道路協会道路橋支保便覧（平成31年2月）																	
		2	0	0	10		日本道路協会鋼道路橋防食便覧（平成26年3月）																	
		2	0	0	11		日本道路協会道路橋補修便覧（昭和54年2月）																	
		2	0	0	12		日本道路協会杭基礎施工便覧（平成27年3月）																諸基準類の改定にともなう	
		2	0	0	13		日本道路協会杭基礎設計便覧（平成27年3月）																諸基準類の改定にともなう	
		2	0	0	14		日本道路協会鋼管矢板基礎設計施工便覧（平成9年12月）																	
		2	0	0	15		日本道路協会道路土工要綱（平成21年6月）																	
		2	0	0	16		日本道路協会道路土工－擁壁工指針（平成24年7月）																	
		2	0	0	17		日本道路協会道路土工－カルバート工指針（平成22年3月）																	
		2	0	0	18		日本道路協会道路土工－仮設構造物工指針（平成11年3月）																	
		2	0	0	19		日本みち研究所補訂版道路のデザイン－道路デザイン指針（案）とその解説－（平成29年11月）																	
		2	0	0	20		日本みち研究所景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）																	
		2	0	0	20		日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説（平成13年9月）																	
		2	0	0	21		日本道路協会 舗装設計施工指針（平成18年2月）																	
		2	0	0	22		日本道路協会 舗装設計便覧（平成18年2月）																	
		2	0	0	23		土木学会 舗装標準示方書（平成27年10月）																	
		2	0	0	24		日本みち研究所 補訂版道路のデザイン－道路デザイン指針（案）とその解説－（平成29年11月）																	
		2	0	0	25		日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）																	

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和2年版）						新条文（令和3年版）						改定理由						
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編	章	節	条	項	項以下
10	3	8	0	0	1	第8節	鋼製橋脚工	10	3	8	0	0	1	第8節	鋼製橋脚工			
10	3	8	9	0	1	10-3-8-9	橋脚フーチング工	10	3	8	9	0	1	10-3-8-9	橋脚フーチング工			
10	3	8	9	4	1	4.適用規定	受注者は、アンカーフレームの架設については、「鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編第3章架設」（日本道路協会、平成27年3月）による。コンクリートの打込みによって移動することがないように据付け方法を定め、施工計画書に記載しなければならない。	10	3	8	9	4	1	4.適用規定	受注者は、アンカーフレームの架設については、「鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編第3章架設」（日本道路協会、令和2年9月）による。コンクリートの打込みによって移動することがないように据付け方法を定め、施工計画書に記載しなければならない。			諸基準類の改定にともなう
10	3	8	11	0	1	10-3-8-11	現場継手工	10	3	8	11	0	1	10-3-8-11	現場継手工			
10	3	8	11	2	1	2.適用規定（2）	受注者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）第20章 施工」（日本道路協会、平成29年11月）、「鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編 第3章架設」（日本道路協会、平成27年3月）の規定による。これ以外による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	10	3	8	11	2	1	2.適用規定（2）	受注者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）第20章 施工」（日本道路協会、平成29年11月）、「鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編 第3章架設」（日本道路協会、令和2年9月）の規定による。これ以外による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。			諸基準類の改定にともなう
10	4	0	0	0	1	第4章	鋼橋上部	10	4	0	0	0	1	第4章	鋼橋上部			
10	4	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	4	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準			
10	4	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	4	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。			
10	4	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。	10	4	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。			
10	4	2	0	0	4		日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）	10	4	2	0	0	4		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）			
10	4	2	0	0	5		日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）	10	4	2	0	0	5		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）			
10	4	2	0	0	6		日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成29年11月）	10	4	2	0	0	6		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成29年11月）			
10	4	2	0	0	7		日本道路協会鋼道路橋施工便覧（平成27年3月）	10	4	2	0	0	7		日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（令和2年9月）			諸基準類の改定にともなう
10	4	2	0	0	8		日本道路協会鋼道路橋設計便覧（昭和55年8月）	10	4	2	0	0	8		日本道路協会 鋼道路橋設計便覧（昭和55年8月）			
10	4	2	0	0	9		日本道路協会道路橋支保便覧（平成31年2月）	10	4	2	0	0	9		日本道路協会 道路橋支保便覧（平成31年2月）			
10	4	2	0	0	10		日本道路協会鋼道路橋防食便覧（平成26年3月）	10	4	2	0	0	10		日本道路協会 鋼道路橋防食便覧（平成26年3月）			
10	4	2	0	0	11		日本道路協会道路照明施設設置基準・同解説（平成19年10月）	10	4	2	0	0	11		日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説（平成19年10月）			
10	4	2	0	0	12		日本道路協会防護柵の設置基準・同解説（平成28年12月）	10	4	2	0	0	12		日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説（平成28年12月）			
10	4	2	0	0	13		日本道路協会立体横断施設技術基準・同解説（昭和54年1月）	10	4	2	0	0	13		日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説（昭和54年1月）			
10	4	2	0	0	14		日本道路協会鋼道路橋の細部構造に関する資料集（平成3年7月）	10	4	2	0	0	14		日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集（平成3年7月）			
10	4	2	0	0	15		日本道路協会道路橋床版防水便覧（平成19年3月）	10	4	2	0	0	15		日本道路協会 道路橋床版防水便覧（平成19年3月）			
10	4	2	0	0	16		日本道路協会鋼道路橋の疲労設計指針（平成14年3月）	10	4	2	0	0	16		日本道路協会 鋼道路橋の疲労設計指針（平成14年3月）			
10	4	2	0	0	17		日本みち研究所補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）	10	4	2	0	0	17		日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）			
10	4	2	0	0	18		日本みち研究所景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）	10	4	2	0	0	18		日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）			
10	4	3	0	0	1	第3節	工場製作工	10	4	3	0	0	1	第3節	工場製作工			
10	4	3	1	0	1	10-4-3-1	一般事項	10	4	3	1	0	1	10-4-3-1	一般事項			
10	4	3	1	2	1	2.施工計画書	受注者は、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。	10	4	3	1	2	1	2.施工計画書	受注者は、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。			
10	4	3	1	2	2		なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。	10	4	3	1	2	2		なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。			解釈の追記。
10	5	0	0	0	1	第5章	コンクリート橋上部	10	5	0	0	0	1	第5章	コンクリート橋上部			
10	5	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	5	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準			
10	5	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	5	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。			
10	5	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。	10	5	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。			
10	5	2	0	0	4		日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）	10	5	2	0	0	4		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）			
10	5	2	0	0	5		日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）（平成29年11月）	10	5	2	0	0	5		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）（平成29年11月）			
10	5	2	0	0	6		日本道路協会道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成29年11月）	10	5	2	0	0	6		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成29年11月）			
10	5	2	0	0	7		日本道路協会道路橋支保便覧（平成31年2月）	10	5	2	0	0	7		日本道路協会 道路橋支保便覧（平成31年2月）			
10	5	2	0	0	8		土木学会プレストレストコンクリート工法設計施工指針（平成3年3月）	10	5	2	0	0	8		土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針（平成3年3月）			
10	5	2	0	0	9		日本道路協会コンクリート道路橋設計便覧（平成6年2月）	10	5	2	0	0	9		日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧（令和2年9月）			諸基準類の改定にともなう
10	5	2	0	0	10		日本道路協会コンクリート道路橋施工便覧（平成10年1月）	10	5	2	0	0	10		日本道路協会 コンクリート道路橋施工便覧（令和2年9月）			諸基準類の改定にともなう
10	5	2	0	0	11		日本道路協会防護柵の設置基準・同解説（平成28年12月）	10	5	2	0	0	11		日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説（平成28年12月）			

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和2年版）						新条文（令和3年版）						改定理由						
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編	章	節	条	項	項以下
10	5	2	0	0	12		10	5	2	0	0	12						
10	5	2	0	0	13		10	5	2	0	0	13						
10	5	2	0	0	14		10	5	2	0	0	14						
10	5	2	0	0	15		10	5	2	0	0	15						
10	5	2	0	0	16		10	5	2	0	0	16						
10	5	6	0	0	1	第6節	10	5	6	0	0	1	第6節					
10	5	6	1	0	1	10-5-6-1	10	5	6	1	0	1	10-5-6-1					
10	5	6	1	1	1	1.適用工種	10	5	6	1	1	1	1.適用工種					
10	6	0	0	0	1	第6章	10	6	0	0	0	1	第6章					
10	6	2	0	0	1	第2節	10	6	2	0	0	1	第2節					
10	6	2	0	0	2		10	6	2	0	0	2						
10	6	2	0	0	3		10	6	2	0	0	3						
10	6	2	0	0	4		10	6	2	0	0	4						
10	6	2	0	0	5		10	6	2	0	0	5						
10	6	2	0	0	6		10	6	2	0	0	6						
10	6	2	0	0	7		10	6	2	0	0	7						
10	6	2	0	0	8		10	6	2	0	0	8						
10	6	2	0	0	9		10	6	2	0	0	9						
10	6	2	0	0	10		10	6	2	0	0	10						
10	6	2	0	0	11		10	6	2	0	0	11						
10	6	2	0	0	12		10	6	2	0	0	12						
10	6	2	0	0	13		10	6	2	0	0	13						
10	6	2	0	0	14		10	6	2	0	0	14						
10	6	2	0	0	15		10	6	2	0	0	15						
10	6	2	0	0	16		10	6	2	0	0	16						
10	6	2	0	0	17		10	6	2	0	0	17						
10	6	2	0	0	18		10	6	2	0	0	18						諸基準類の改定にともなう
10	6	2	0	0	19		10	6	2	0	0	19						
10	6	2	0	0	20		10	6	2	0	0	20						
10	6	2	0	0	21		10	6	2	0	0	21						
10	7	0	0	0	1	第7章	10	7	0	0	0	1	第7章					
10	7	2	0	0	1	第2節	10	7	2	0	0	1	第2節					
10	7	2	0	0	2		10	7	2	0	0	2						
10	7	2	0	0	3		10	7	2	0	0	3						

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和2年版）						新条文（令和3年版）						改定理由								
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編	章	節	条	項	項以下		
10	7	2	0	0	4		10	7	2	0	0	4		10	7	2	0	0	4	
10	7	2	0	0	5		10	7	2	0	0	5		10	7	2	0	0	5	
10	7	2	0	0	6		10	7	2	0	0	6		10	7	2	0	0	6	
10	7	2	0	0	7		10	7	2	0	0	7		10	7	2	0	0	7	
10	7	2	0	0	8		10	7	2	0	0	8		10	7	2	0	0	8	
10	7	2	0	0	9		10	7	2	0	0	9		10	7	2	0	0	9	
10	7	2	0	0	10		10	7	2	0	0	10		10	7	2	0	0	10	
10	7	2	0	0	11		10	7	2	0	0	11		10	7	2	0	0	11	
10	7	2	0	0	12		10	7	2	0	0	12		10	7	2	0	0	12	
10	7	2	0	0	13		10	7	2	0	0	13		10	7	2	0	0	13	諸基準類の改定にともなう
10	7	2	0	0	14		10	7	2	0	0	14		10	7	2	0	0	14	諸基準類の改定にともなう
10	7	2	0	0	15		10	7	2	0	0	15		10	7	2	0	0	15	諸基準類の改定にともなう
10	7	2	0	0	16		10	7	2	0	0	16		10	7	2	0	0	16	
10	7	2	0	0	17		10	7	2	0	0	17		10	7	2	0	0	17	
10	7	2	0	0	18		10	7	2	0	0	18		10	7	2	0	0	18	
10	7	2	0	0	19		10	7	2	0	0	19		10	7	2	0	0	19	
10	7	2	0	0	20		10	7	2	0	0	20		10	7	2	0	0	20	
10	7	2	0	0	21		10	7	2	0	0	21		10	7	2	0	0	21	
10	7	2	0	0	22		10	7	2	0	0	22		10	7	2	0	0	22	
10	7	2	0	0	23		10	7	2	0	0	23		10	7	2	0	0	23	
10	8	0	0	0	1	第8章	10	8	0	0	0	1	第8章	10	8	0	0	0	1	
10	8	2	0	0	1	第2節	10	8	2	0	0	1	第2節	10	8	2	0	0	1	
10	8	2	0	0	2		10	8	2	0	0	2		10	8	2	0	0	2	
10	8	2	0	0	3		10	8	2	0	0	3		10	8	2	0	0	3	
10	8	2	0	0	4		10	8	2	0	0	4		10	8	2	0	0	4	
10	8	2	0	0	5		10	8	2	0	0	5		10	8	2	0	0	5	
10	8	2	0	0	6		10	8	2	0	0	6		10	8	2	0	0	6	
10	8	2	0	0	7		10	8	2	0	0	7		10	8	2	0	0	7	
10	8	2	0	0	8		10	8	2	0	0	8		10	8	2	0	0	8	諸基準類の改定にともなう
10	8	2	0	0	9		10	8	2	0	0	9		10	8	2	0	0	9	
10	8	2	0	0	10		10	8	2	0	0	10		10	8	2	0	0	10	
10	8	2	0	0	11		10	8	2	0	0	11		10	8	2	0	0	11	
10	8	2	0	0	12		10	8	2	0	0	12		10	8	2	0	0	12	
10	8	2	0	0	13		10	8	2	0	0	13		10	8	2	0	0	13	
10	8	2	0	0	14		10	8	2	0	0	14		10	8	2	0	0	14	諸基準類の改定にともなう
10	8	2	0	0	15		10	8	2	0	0	15		10	8	2	0	0	15	諸基準類の改定にともなう
10	8	2	0	0	16		10	8	2	0	0	16		10	8	2	0	0	16	
10	8	2	0	0	17		10	8	2	0	0	17		10	8	2	0	0	17	
10	8	2	0	0	18		10	8	2	0	0	18		10	8	2	0	0	18	
10	8	2	0	0	19		10	8	2	0	0	19		10	8	2	0	0	19	
10	8	2	0	0	20		10	8	2	0	0	20		10	8	2	0	0	20	
10	8	2	0	0	21		10	8	2	0	0	21		10	8	2	0	0	21	
10	8	2	0	0	22		10	8	2	0	0	22		10	8	2	0	0	22	
10	8	2	0	0	23		10	8	2	0	0	23		10	8	2	0	0	23	
10	8	2	0	0	24		10	8	2	0	0	24		10	8	2	0	0	24	
10	8	2	0	0	25		10	8	2	0	0	25		10	8	2	0	0	25	

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和2年版）						新条文（令和3年版）						改定理由				
編	章	節	条	項以下	編章節条項以下	編	章	節	条	項以下	編章節条項以下		新条文			
10	9	0	0	0	1	第9章	地下横断歩道	10	9	0	0	0	1	第9章	地下横断歩道	
10	9	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	9	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
10	9	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	9	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	
10	9	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。	10	9	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。	
10	9	2	0	0	4		日本道路協会立体横断施設技術基準・同解説（昭和54年1月）	10	9	2	0	0	4		日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説（昭和54年1月）	
10	9	2	0	0	5		日本道路協会杭基礎設計便覧（平成27年3月）	10	9	2	0	0	5		日本道路協会 杭基礎設計便覧（令和2年9月）	諸基準類の改定にともなう
10	9	2	0	0	6		日本道路協会道路土工・カルバート工指針（平成22年3月）	10	9	2	0	0	6		日本道路協会 道路土工・カルバート工指針（平成22年3月）	
10	9	2	0	0	7		日本みち研究所補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）	10	9	2	0	0	7		日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）	
10	9	2	0	0	8		日本みち研究所景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）	10	9	2	0	0	8		日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）	
10	10	0	0	0	1	第10章	地下駐車場	10	10	0	0	0	1	第10章	地下駐車場	
10	10	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	10	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
10	10	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	10	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	
10	10	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。	10	10	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。	
10	10	2	0	0	4		日本道路協会駐車場設計・施工指針（平成4年11月）	10	10	2	0	0	4		日本道路協会 駐車場設計・施工指針（平成4年11月）	
10	10	2	0	0	5		駐車場整備推進機構大規模機械式駐車場設計・施工技術資料（平成10年6月）	10	10	2	0	0	5		駐車場整備推進機構 大規模機械式駐車場設計・施工技術資料（平成10年6月）	
10	10	2	0	0	6		日本道路協会道路構造令の解説と運用（平成27年6月）	10	10	2	0	0	6		日本道路協会 道路構造令の解説と運用（平成27年6月）	
10	10	2	0	0	7		日本みち研究所補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）	10	10	2	0	0	7		日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）	
10	10	2	0	0	8		日本みち研究所景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）	10	10	2	0	0	8		日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）	
10	11	0	0	0	1	第11章	共同溝	10	11	0	0	0	1	第11章	共同溝	
10	11	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	11	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
10	11	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	11	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	
10	11	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。	10	11	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。	
10	11	2	0	0	4		日本道路協会共同溝設計指針（昭和61年3月）	10	11	2	0	0	4		日本道路協会 共同溝設計指針（昭和61年3月）	
10	11	2	0	0	5		道路保全技術センタープレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領（案）（平成6年3月）	10	11	2	0	0	5			発行元が存在しないため、削除。
10	11	2	0	0	6		土木学会トンネル標準示方書シールド工法編・同解説（平成28年8月）	10	11	2	0	0	6		土木学会 トンネル標準示方書シールド工法編・同解説（平成28年8月）	
10	11	2	0	0	7		日本みち研究所補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）	10	11	2	0	0	7		日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）	
10	11	2	0	0	8		日本みち研究所景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）	10	11	2	0	0	8		日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）	
10	11	7	0	0	1	第7節	プレキャスト構築工	10	11	7	0	0	1	第7節	プレキャスト構築工	
10	11	7	2	0	1	10-11-7-2	プレキャスト躯体工	10	11	7	2	0	1	10-11-7-2	プレキャスト躯体工	
10	11	7	2	0	2		プレキャスト躯体工については、プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領（案）によるものとする。	10	11	7	2	0	2		プレキャスト躯体工については、「プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領（案）」によるものとする。	
10	12	0	0	0	1	第12章	電線共同溝	10	12	0	0	0	1	第12章	電線共同溝	
10	12	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	12	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
10	12	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	12	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	
10	12	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。	10	12	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。	
10	12	2	0	0	4		道路保全技術センター電線共同溝（平成7年11月）	10	12	2	0	0	4			発行元が存在しないため、削除。
10	12	2	0	0	5		日本みち研究所補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）	10	12	2	0	0	5		日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）	
10	12	2	0	0	6		日本みち研究所景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）	10	12	2	0	0	6		日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）	

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和2年版）							新条文（令和3年版）							改定理由		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	編	章	節	条	項	項以下	編章節条		新条文	
10	13	0	0	0	1	第13章	情報ボックス工	10	13	0	0	0	1	第13章	情報ボックス工	
10	13	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	13	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
10	13	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	13	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	
10	13	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。	10	13	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。	
10	13	2	0	0	4		道路保全技術センター電線共同溝（平成7年11月）	10	13	2	0	0	4			発行元が存在しないため、削除。
10	13	2	0	0	5		日本みち研究所補訂版道路のデザイナー－道路デザイン指針（案）とその解説－（平成29年11月）	10	13	2	0	0	5		日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー－道路デザイン指針（案）とその解説－（平成29年11月）	
10	13	2	0	0	6		日本みち研究所景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）	10	13	2	0	0	6		日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）	
10	14	0	0	0	1	第14章	道路維持	10	14	0	0	0	1	第14章	道路維持	
10	14	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	14	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
10	14	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	14	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	
10	14	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。	10	14	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。	
10	14	2	0	0	4		日本道路協会道路維持修繕要綱（昭和53年7月）	10	14	2	0	0	4		日本道路協会 道路維持修繕要綱（昭和53年7月）	
10	14	2	0	0	5		日本道路協会舗装再生便覧（平成22年11月）	10	14	2	0	0	5		日本道路協会 舗装再生便覧（平成22年11月）	
10	14	2	0	0	6		日本道路協会舗装調査・試験法便覧（平成31年3月）	10	14	2	0	0	6		日本道路協会 舗装調査・試験法便覧（平成31年3月）	
10	14	2	0	0	7		日本道路協会道路橋補修便覧（昭和54年2月）	10	14	2	0	0	7		日本道路協会 道路橋補修便覧（昭和54年2月）	
10	14	2	0	0	8		日本道路協会道路トンネル維持管理便覧（本体工編）（平成27年6月）	10	14	2	0	0	8		日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧（本体工編）（令和2年8月）	諸基準類の改定にともなう
10	14	2	0	0	9		日本道路協会道路トンネル維持管理便覧（付属施設編）（平成28年11月）	10	14	2	0	0	9		日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧（付属施設編）（平成28年11月）	
10	14	2	0	0	10		日本道路協会道路緑化技術基準・同解説（平成28年3月）	10	14	2	0	0	10		日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説（平成28年3月）	
10	14	2	0	0	11		日本道路協会舗装施工便覧（平成18年2月）	10	14	2	0	0	11		日本道路協会 舗装施工便覧（平成18年2月）	
10	14	2	0	0	12		日本道路協会舗装の構造に関する技術基準・同解説（平成13年9月）	10	14	2	0	0	12		日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説（平成13年9月）	
10	14	2	0	0	13		日本道路協会舗装設計施工指針（平成18年2月）	10	14	2	0	0	13		日本道路協会 舗装設計施工指針（平成18年2月）	
10	14	2	0	0	14		日本道路協会舗装設計便覧（平成18年2月）	10	14	2	0	0	14		日本道路協会 舗装設計便覧（平成18年2月）	
10	14	2	0	0	15		日本みち研究所補訂版道路のデザイナー－道路デザイン指針（案）とその解説－（平成29年11月）	10	14	2	0	0	15		日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー－道路デザイン指針（案）とその解説－（平成29年11月）	
10	14	2	0	0	16		日本みち研究所景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）	10	14	2	0	0	16		日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）	
10	14	7	0	0	1	第7節	標識工	10	14	7	0	0	1	第7節	標識工	
10	14	7	2	0	1	10-14-7-2	材料	10	14	7	2	0	1	10-14-7-2	材料	
10	14	7	2	4	1	4. 標示板	受注者は、標示板には設計図書に示す位置に補強材を標示板の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。アルミニウム合金材の溶接作業は（一社）軽金属溶接協会規格LWS P7903-1979「スポット溶接作業標準（アルミニウム及びアルミニウム合金）」（一社）日本溶接協会規格WES7302と同一規格）を参考に行うことが望ましい。	10	14	7	2	4	1	4. 標示板	受注者は、標示板には設計図書に示す位置に補強材を標示板の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。アルミニウム合金材の溶接作業は（一社）軽金属溶接協会規格LWSP7903-1979「スポット溶接作業標準（アルミニウム及びアルミニウム合金）」（一社）日本溶接協会規格WES7302と同一規格）を参考に行うことが望ましい。	
10	14	7	2	5	1	5. 標示板の下地処理	受注者は、標示板の下地処理にあつては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。	10	14	7	2	5	1	5. 標示板の下地処理	受注者は、標示板の下地処理にあつては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。	誤植
10	14	7	2	6	1	6. 標示板の文字・記号等	受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び「道路標識設置基準」（国土交通省 令和元年10月）による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	14	7	2	6	1	6. 標示板の文字・記号等	受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び「道路標識設置基準・同解説」（日本道路協会 令和2年6月）による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定にともなう
10	14	14	0	0	1	第14節	橋梁床版工	10	14	14	0	0	1	第14節	橋梁床版工	
10	14	14	3	0	1	10-14-14-3	床版補強工（鋼板接着工法）	10	14	14	3	0	1	10-14-14-3	床版補強工（鋼板接着工法）	
10	14	14	3	5	1	5. 油脂等の除去	受注者は、鋼板及びコンクリートの接合面の油脂及びゴミをアセトン等により除去しなければならない。	10	14	14	3	5	1	5. 油脂等の除去	受注者は、鋼板及びコンクリートの接合面の油脂及びゴミをアセトン等により除去しなければならない。	

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和2年版）							新条文（令和3年版）							改定理由		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	項以下	編章節条項	項以下	編章節条項	項以下	編章節条項	項以下			
10	15	0	0	0	1	第15章	雪寒	10	15	0	0	0	1	第15章	雪寒	
10	15	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	15	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
10	15	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	15	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	
10	15	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。	10	15	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。	
10	15	2	0	0	4		日本建設機械化協会除雪・防雪ハンドブック（除雪編）（平成16年12月）	10	15	2	0	0	4		日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（除雪編）（平成16年12月）	
10	15	2	0	0	5		日本道路協会道路維持修繕要綱（昭和53年7月）	10	15	2	0	0	5		日本道路協会 道路維持修繕要綱（昭和53年7月）	
10	15	2	0	0	6		日本建設機械化協会除雪・防雪ハンドブック（防雪編）（平成16年12月）	10	15	2	0	0	6		日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（防雪編）（平成16年12月）	
10	15	2	0	0	7		日本道路協会道路防雪便覧（平成2年5月）	10	15	2	0	0	7		日本道路協会 道路防雪便覧（平成2年5月）	
10	15	2	0	0	8		日本道路協会舗装設計施工指針（平成18年2月）	10	15	2	0	0	8		日本道路協会 舗装設計施工指針（平成18年2月）	
10	15	2	0	0	9		日本道路協会舗装の構造に関する技術基準・同解説（平成13年9月）	10	15	2	0	0	9		日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説（平成13年9月）	
10	15	2	0	0	10		日本道路協会舗装施工便覧（平成18年2月）	10	15	2	0	0	10		日本道路協会 舗装施工便覧（平成18年2月）	
10	15	2	0	0	11		日本みち研究所補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）	10	15	2	0	0	11		日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）	
10	15	2	0	0	12		日本みち研究所景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）	10	15	2	0	0	12		日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）	
10	16	0	0	0	1	第16章	道路修繕	10	16	0	0	0	1	第16章	道路修繕	
10	16	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	16	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
10	16	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	16	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	
10	16	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。	10	16	2	0	0	3		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。	
10	16	2	0	0	4		日本道路協会道路維持修繕要綱（昭和53年7月）	10	16	2	0	0	4		日本道路協会 道路維持修繕要綱（昭和53年7月）	
10	16	2	0	0	5		日本道路協会鋼道路橋防食便覧（平成26年3月）	10	16	2	0	0	5		日本道路協会 鋼道路橋防食便覧（平成26年3月）	
10	16	2	0	0	6		日本道路協会舗装調査・試験法便覧（平成31年3月）	10	16	2	0	0	6		日本道路協会 舗装調査・試験法便覧（平成31年3月）	
10	16	2	0	0	7		日本道路協会舗装再生便覧（平成22年11月）	10	16	2	0	0	7		日本道路協会 舗装再生便覧（平成22年11月）	
10	16	2	0	0	8		日本道路協会道路橋補修便覧（昭和54年2月）	10	16	2	0	0	8		日本道路協会 道路橋補修便覧（昭和54年2月）	
10	16	2	0	0	9		日本道路協会舗装施工便覧（平成18年2月）	10	16	2	0	0	9		日本道路協会 舗装施工便覧（平成18年2月）	
10	16	2	0	0	10		日本道路協会舗装の構造に関する技術基準・同解説（平成13年9月）	10	16	2	0	0	10		日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説（平成13年9月）	
10	16	2	0	0	11		日本道路協会舗装設計施工指針（平成18年2月）	10	16	2	0	0	11		日本道路協会 舗装設計施工指針（平成18年2月）	
10	16	2	0	0	12		日本道路協会舗装設計便覧（平成18年2月）	10	16	2	0	0	12		日本道路協会 舗装設計便覧（平成18年2月）	
10	16	2	0	0	13		日本みち研究所補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）	10	16	2	0	0	13		日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）	
10	16	2	0	0	14		日本みち研究所景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）	10	16	2	0	0	14		日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）	
10	16	9	0	0	1	第9節	標識工	10	16	9	0	0	1	第9節	標識工	
10	16	9	2	0	1	10-16-9-2	材料	10	16	9	2	0	1	10-16-9-2	材料	
10	16	9	2	6	1	6. 標示板の文字・記号等	受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び「道路標識設置基準」（ 国土交通省 令和元年10月）による色彩と寸法で、標示しなければならない。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	16	9	2	6	1	6. 標示板の文字・記号等	受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び「道路標識設置基準・ 同解説 」（ 日本道路協会 令和2年6月）による色彩と寸法で、標示しなければならない。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定にともなう

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行条文（令和2年版）						新条文（令和3年版）						改定理由				
編	章	節	条	項	項以下 編章節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項		項以下 編章節条 (項目見出し)	新条文		
16	0	0	0	0	1	第16編	農業農村整備編	16	0	0	0	0	1	第16編	農業農村整備編	
16	2	0	0	0	0	第2章	農道工事	16	2	0	0	0	0	第2章	舗装工事・道路改良工事	工種区分の更新
16	4	0	0	0	0	第4章	河川及び排水路工事	16	4	0	0	0	0	第4章	排水路工事・河川工事	工種区分の更新
16	4	1	0	0	0	第1節	適用	16	4	1	0	0	0	第1節	適用	
16	4	1	1	1	0	16-4-1-1 適用	本章は、河川及び排水路工事に係る矢板護岸工、法覆護岸その他これらに類する工種について適用するものとする。	16	4	1	1	1	0	16-4-1-1 適用	本章は、排水路工事・河川工事に係る矢板護岸工、法覆護岸その他これらに類する工種について適用するものとする。	工種区分の更新
18	0	0	0	0	1	第18編	林道編	18	0	0	0	0	1	第18編	林道編	
18	3	0	0	0	1	第3章	橋梁下部	18	3	0	0	0	1	第3章	橋梁下部	
18	3	8	0	0	1	第8節	鋼製橋脚工	18	3	8	0	0	1	第8節	鋼製橋脚工	
18	3	8	9	0	1	18-3-8-9	橋脚フーチング工	18	3	8	9	0	1	18-3-8-9	橋脚フーチング工	
18	3	8	9	4	1	4. 適用規定	受注者は、アンカーフレームの架設については、「鋼道路橋施工便覧IV架設編第3章架設工法」（日本道路協会、昭和60年2月）による。コンクリートの打込みによって移動することがないように据付け方法を定め、施工計画書に記載しなければならない。 また、フーチングのコンクリート打設が終了するまでの間、アンカーボルト・ナットが損傷を受けないように保護しなければならない。	18	3	8	9	4	1	4. 適用規定	受注者は、アンカーフレームの架設については、「鋼道路橋施工便覧IV架設編第3章架設工法」（日本道路協会、平成27年3月）による。コンクリートの打込みによって移動することがないように据付け方法を定め、施工計画書に記載しなければならない。 また、フーチングのコンクリート打設が終了するまでの間、アンカーボルト・ナットが損傷を受けないように保護しなければならない。	国基準書（森林整備保全事業工事標準仕様書）との整合

土木工事共通仕様書新旧対照表(図表)

現行 (令和2年版)		改定案 (令和3年版)	
表 1-1 主任技術者又は監理技術者の資格		表 1-1 主任技術者又は監理技術者の資格	
<u>予定価格</u>	主任技術者又は監理技術者の資格	<u>当初工事請負代金額</u>	主任技術者又は監理技術者の資格
8,000万円以上	当該工事の施工にかかる業種について、次のイ、ロ又はハに掲げる者 イ. 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定（以下「技術検定」という。）の1級に合格した者 ロ. 技術士法（昭和32年法律第124号）による2次試験に合格した者 ハ. 建設業法第15条2号ハの規定により国土交通大臣が同条2号のイと同等以上の能力を有するものと認定した者（平成元年建設省告示128号に規定された者）	8,000万円以上	当該工事の施工にかかる業種について、次のイ、ロ又はハに掲げる者 イ. 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定（以下「技術検定」という。）の1級に合格した者 ロ. 技術士法（昭和32年法律第124号）による2次試験に合格した者 ハ. 建設業法第15条2号ハの規定により国土交通大臣が同条2号のイと同等以上の能力を有するものと認定した者（平成元年建設省告示128号に規定された者）
2,500万円以上 8,000万円未満	主任技術者	主任技術者	主任技術者
	当該工事の施工にかかる業種について、次のイ又はロに掲げる者 イ. 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定の1級又は2級に合格した者 ロ. 上欄ロ、ハに掲げる者	当該工事の施工にかかる業種について、次のイ又はロに掲げる者 イ. 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定の1級に合格した者 ロ. 上欄ロ、ハに掲げる者	当該工事の施工にかかる業種について、次のイ又はロに掲げる者 イ. 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定の1級に合格した者 ロ. 上欄ロ、ハに掲げる者

土木工事共通仕様書新旧対照表(図表)

現行 (令和2年版)

改定案 (令和3年版)

表 2-2-3 砕石の粒度

表 2-2-3 砕石の粒度

ふるい目の開き 粒度範囲 (mm)		ふるいを通るものの質量分率 (%)																								
		106mm	75mm	63mm	53mm	37.5mm	31.5mm	26.5mm	19mm	13.2mm	4.75mm	2.36mm	1.18mm	425 μm	75 μm											
単 粒 度 砕 石	S-80(1号)	80~60	100	85~ 100	0~ 15																					
	S-60(2号)	60~40		100	85~ 100	-	0~ 15																			
	S-40(3号)	40~30				100	85~ 100	0~ 15																		
	S-30(4号)	30~20					100	85~ 100	-	0~ 15																
	S-20(5号)	20~13							100	85~ 100	0~ 15															
	S-13(6号)	13~5								100	85~ 100	0~ 15														
	S-5(7号)	5~2.5									100	85~ 100	0~ 25	0~ 5												
粒 度 調 整 砕 石	M-40	40~0				100	95~ 100	-	-	60~ 90	-	30~ 65	20~ 50	-	10~ 30	2~ 10										
	M-30	30~0					100	95~ 100	-	60~ 90	-	30~ 65	20~ 50	-	10~ 30	2~ 10										
	M-25	25~0						100	95~ 100	-	55~ 85	30~ 65	20~ 50	-	10~ 30	2~ 10										
ク ラ ッ シ ャ ラ ン	C-40	40~0				100	95~ 100	-	-	50~ 80	-	15~ 40	5~ 25													
	C-30	30~0					100	95~ 100	-	55~ 85	-	15~ 45	5~ 30													
	C-20	20~0							100	95~ 100	60~ 90	20~ 50	10~ 35													

ふるい目の開き 粒度範囲 (mm)		ふるいを通るものの質量分率 (%)																								
		106mm	75mm	63mm	53mm	37.5mm	31.5mm	26.5mm	19mm	13.2mm	4.75mm	2.36mm	1.18mm	425 μm	75 μm											
単 粒 度 砕 石	S-80(1号)	80~60	100	85~ 100	0~ 15																					
	S-60(2号)	60~40		100	85~ 100	-	0~ 15																			
	S-40(3号)	40~30				100	85~ 100	0~ 15																		
	S-30(4号)	30~20					100	85~ 100	-	0~ 15																
	S-20(5号)	20~13							100	85~ 100	0~ 15															
	S-13(6号)	13~5								100	85~ 100	0~ 15														
	S-5(7号)	5~2.5									100	85~ 100	0~ 25	0~ 5												
粒 度 調 整 砕 石	M-40	40~0								100	95~ 100	-	-	60~ 90	-	30~ 65	20~ 50	-	10~ 30	2~ 10						
	M-30	30~0									100	95~ 100	-	60~ 90	-	30~ 65	20~ 50	-	10~ 30	2~ 10						
	M-25	25~0										100	95~ 100	-	55~ 85	30~ 65	20~ 50	-	10~ 30	2~ 10						
ク ラ ッ シ ャ ラ ン	C-40	40~0									100	95~ 100	-	-	50~ 80	-	15~ 40	5~ 25								
	C-30	30~0										100	95~ 100	-	55~ 85	-	15~ 45	5~ 30								
	C-20	20~0											100	95~ 100	60~ 90	20~ 50	10~ 35									

土木工事共通仕様書新旧対照表(図表)

現行 (令和2年版)

改定案 (令和3年版)

表 2-2-27 封入レンズ型反射シートの反射性能

観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑
12' (0.2°)	5°	70	50	15	4.0	9.0
	30°	30	22	6.0	1.7	3.5
	40°	10	7.0	2.0	0.5	1.5
20' (0.33°)	5°	50	35	10	2.0	7.0
	30°	24	16	4.0	1.0	3.0
	40°	9.0	6.0	1.8	0.4	1.2
2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6
	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3
	40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2

表 2-2-27 封入レンズ型反射シートの反射性能

観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑
12' (0.2°)	5°	70	50	15	4.0	9.0
	30°	30	22	6.0	1.7	3.5
	40°	10	7.0	2.0	0.5	1.5
20' (0.33°)	5°	50	35	10	2.0	7.0
	30°	24	16	4.0	1.0	3.0
	40°	9.0	6.0	1.8	0.4	1.2
2.0°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6
	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3
	40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2

表 2-2-28 カプセルレンズ型反射シートの反射性能

観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑
12' (0.2°)	5°	250	170	45	20	45
	30°	150	100	25	11	25
	40°	110	70	16	8.0	16
20' (0.33°)	5°	180	122	25	14	21
	30°	100	57	14	7.0	11
	40°	95	54	13	7.0	11
2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6
	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3
	40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2

表 2-2-28 カプセルレンズ型反射シートの反射性能

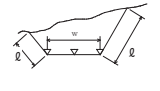
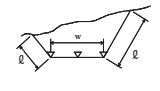
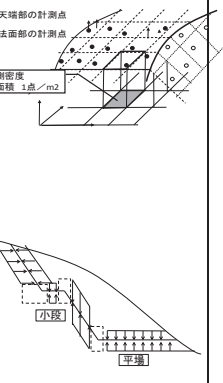
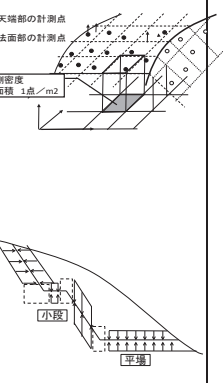
観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑
12' (0.2°)	5°	250	170	45	20	45
	30°	150	100	25	11	25
	40°	110	70	16	8.0	16
20' (0.33°)	5°	180	122	25	14	21
	30°	100	67	14	7.0	11
	40°	95	64	13	7.0	11
2.0°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6
	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3
	40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2

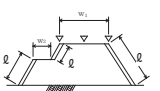
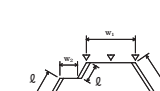
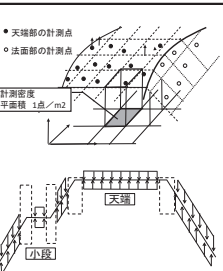
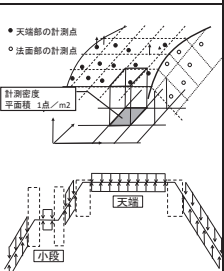
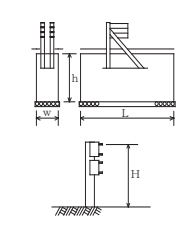
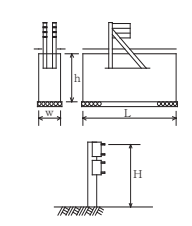
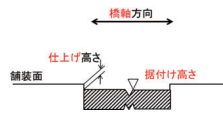
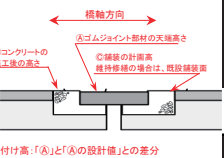
現行（令和2年度）	改定案（令和3年度）	改定理由
<p style="text-align: center;">建設工事施工管理基準（案）</p> <p>1. ～ 6. （省略）</p> <p>7. その他</p> <p>(1) 工事写真</p> <p>受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準(案)により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。</p> <p>(2) 情報化施工</p> <p>土工において、情報化施工技術を用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、<u>「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」</u>、「TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）」の規定によるものとする。</p> <p>(3) 3次元データによる出来形管理</p> <p>土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、<u>「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」</u>、「<u>空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」</u>、「<u>無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」</u>、「<u>TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」</u>、「<u>TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」</u>、「<u>地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」</u>または「<u>RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」</u>の規定によるものとする。</p> <p>また、舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、<u>「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」</u>、「<u>TS等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」</u>、「<u>地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」</u>または「<u>TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」</u>の規定によるものとする。</p> <p>河川浚渫工においては、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、<u>「音響測深機器を用いた出来形管理要領（河川浚渫工事編）（案）」</u>または「<u>施工履歴データを用いた出来形管理要領（河川浚渫工事編）（案）」</u>の規定によるものとする。</p> <p>なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。</p>	<p style="text-align: center;">建設工事施工管理基準（案）</p> <p>1. ～ 6. （省略）</p> <p>7. その他</p> <p>(1) 工事写真</p> <p>受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準(案)により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。</p> <p>(2) 情報化施工</p> <p>土工において、情報化施工技術を用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、<u>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編」</u>、「TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）」の規定によるものとする。</p> <p>(3) 3次元データによる出来形管理</p> <p>土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、<u>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 多点計測技術（面管理の場合）」</u>または「<u>3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 計測技術（断面管理の場合）」</u>の規定によるものとする。</p> <p>また、舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、<u>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」</u>または「<u>3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 計測技術（断面管理の場合）」</u>の規定によるものとする。</p> <p>河川浚渫工においては、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、<u>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）河川浚渫工編」</u>の規定によるものとする。</p> <p>なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。</p>	<p>3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>

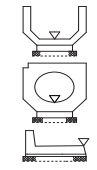
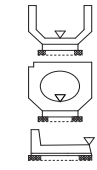
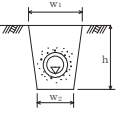
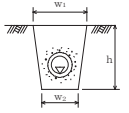
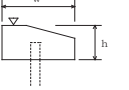
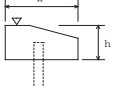
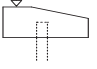
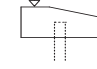
資料 2 - 2 新旧対照表
出来形管理基準及び規格値

現行（令和2年度）	改定案（令和3年度）	改定理由
<p>※（2）情報化施工及び（3）3次元データによる出来形管理を実施する上での技術基準類は国土交通省のものを使用するものとする。その他、（3）に記載のない工種において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、必要な技術基準類は国土交通省のものを使用するものとする。</p> <p>（国土交通省HP） https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000031.html</p> <p>（4）施工箇所が点在する工事</p> <p>施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。</p> <p>なお、これにより難しい場合は、監督員と協議しなければならない。</p>	<p>※（2）情報化施工及び（3）3次元データによる出来形管理を実施する上での技術基準類は国土交通省のものを使用するものとする。その他、（3）に記載のない工種において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、必要な技術基準類は国土交通省のものを使用するものとする。</p> <p>（国土交通省HP） https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000031.html</p> <p>（4）施工箇所が点在する工事</p> <p>施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。</p> <p>なお、これにより難しい場合は、監督員と協議しなければならない。</p>	

現行（令和2年版）														改定案（令和3年版）														改定理由						
単位：mm														単位：mm																				
編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目		規格値		測定基準		測定箇所		概要		編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目		規格値		測定基準		測定箇所		概要		
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2	1	掘削工		基準高▽		±50		施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。				1-2-3-2 (粒径による考え方省略)		1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2	1	掘削工		基準高▽		±50		施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。				1-2-3-2 (粒径による考え方省略)		3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。
							法長θ	θ<5m	-200		ただし、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「R T K-G N S Sを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書に示す測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。													θ<5m	法長-4%		ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。							
								θ≧5m																										
2	掘削工（面管理の場合）		平均値		個々の計測値		1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「T S（クレーン方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「R T K-G N S Sを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。		2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。		3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。		4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。		5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。			1-2-3-2		3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。														
			平場	標高較差	±50		±150																											
			法面（小段含む）	水平または標高較差	±70		±160																											
3	掘削工（水中部）（面管理の場合）		平均値		個々の計測値		1. 3次元データによる出来形管理において「音響測深機器を用いた出来形管理要領（河川浸透）（案）」、「施工測量データを用いた出来形管理要領（河川浸透工事編）（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、そのほか本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。		2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。		3. 計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。				1-2-3-2		3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。																	
			平場	標高較差	±50		±300以下																											
			法面（小段含む）	水平または標高較差	±70		±300以下																											
3	掘削工（水中部）（面管理の場合）		平均値		個々の計測値		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）河川浸透工事編」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、そのほか本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。		2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。		3. 計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。				1-2-3-2		3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。																	
			平場	標高較差	±50		±300以下																											
			法面（小段含む）	水平または標高較差	±70		±300以下																											

現行 (令和2年版)										改定案 (令和3年版)										改定理由		
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-2	1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-2	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
						法長ℓ	ℓ<5m -200 ℓ≥5m 法長-4%										法長-4%					
	幅 w	-100	-100																			
				2	掘削工 (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-4-2	1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	1	掘削工 (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-4-2	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
平場	標高較差	±50	±150	±50	±150																	
法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±160	±70	±160																	
法面 (軟岩I) (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±330	±70	±330																	

現行 (令和2年版)										改定案 (令和3年版)												
単位: mm										単位: mm												
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	概要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	概要	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4	1	路体盛土工 路床盛土工	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。		1-2-4-3 1-2-4-4	1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4	1	路体盛土工 路床盛土工	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。		1-2-4-3 1-2-4-4	3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) の策定による改定。
					法長 ϕ	$\phi < 5m$ -100 $\phi \geq 5m$ 法長-2%	ただし、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領 (土工編) (案) または「R T K-G N S Sを用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は、道路中心線及び端部で測定。															
				2	路体盛土工 路床盛土工 (面管理の場合)	平均値 個々の計測値	±50 ±150 ±80 ±190	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」、「空中型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」、「無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」、「T S (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領 (土工編) (案) または「R T K-G N S Sを用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。		1-2-4-3 1-2-4-4					2	路体盛土工 路床盛土工 (面管理の場合)	平均値 個々の計測値	±50 ±150 ±80 ±190	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 土工編 多点計測所 (面管理の場合)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。		1-2-4-3 1-2-4-4	3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) の策定による改定。
				5	緑石工 (緑石・アスカーブ)	延長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所 ただし、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		3-2-3-5					5	緑石工 (緑石・アスカーブ)	延長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 舗装工事編 計測技術 (断面管理の場合)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		3-2-3-5	3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) の策定による改定。
				8	路側防護柵工 (ガードケーブル)	幅 w 高さ h 延長 L ケーブル取付高 H	-30 -30 -100 +30 -20	1ヶ所/1基礎毎 1ヶ所/1施工箇所		3-2-3-8					8	路側防護柵工 (ガードケーブル)	幅 w 高さ h 延長 L ケーブル取付高 H	-30 -30 -100 +30 -20	1ヶ所/1基礎毎 1ヶ所/1施工箇所		3-2-3-8	ワイヤロープ式LD種【レーンディバイダー】実施要領 (案) では「土木工事共通仕様書 (国土交通省) 土木工事共通編「路側防護柵工」(ガードケーブル) の工種に準拠する。」となっているため。
				24	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据付け高さ 表面の凹凸 仕上げ高さ	±3 3 舗装面に対し 0~2	高さについては車道端部及び中央部の3点 表面の凹凸は長手方向 (横軸直角方向) に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		3-2-3-24					24	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据付け高さ 表面の凹凸 仕上げ高さ	±3 3 舗装面に対し 0~2	高さについては車道端部及び中央部の3点 表面の凹凸は長手方向 (横軸直角方向) に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		3-2-3-24	測定箇所を表す挿絵が不明瞭なため改定。

現行 (令和2年版)										改定案 (令和3年版)										改定理由				
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所					
3	2	3	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「T S等光波方式を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-29	3	2	3	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 舗装工事編 計測技術 (断面管理の場合)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-29	3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) の策定による改定。		
						延長 L	-200										1ヶ所/1施工箇所 ただし、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。	延長 L					-200	1ヶ所/1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 舗装工事編 計測技術 (断面管理の場合)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。
3	2	3	29	3	側溝工 (暗渠工)	基準高▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「T S等光波方式を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-29	3	2	3	29	3	側溝工 (暗渠工)	基準高▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 舗装工事編 計測技術 (断面管理の場合)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-29	3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) の策定による改定。		
						幅 w ₁ , w ₂	-50										1施工箇所毎 ただし、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。	幅 w ₁ , w ₂					-50	
						深さ h	-30											深さ h					-30	
						延長 L	-200											延長 L					-200	
3	2	4	3	1	基礎工 (護岸) (現場打)	基準高▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「T S等光波方式を用いた出来形管理要領 (護岸工事編) (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-4-3	3	2	4	3	1	基礎工 (護岸) (現場打)	基準高▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 護岸工事編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-4-3	3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) の策定による改定。		
						幅 w	-30										幅 w	-30						
						高さ h	-30										高さ h	-30						
						延長 L	-200										延長 L	-200						
3	2	4	3	2	基礎工 (護岸) (プレキャスト)	基準高▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「T S等光波方式を用いた出来形管理要領 (護岸工事編) (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-4-3	3	2	4	3	2	基礎工 (護岸) (プレキャスト)	基準高▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 護岸工事編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-4-3	3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) の策定による改定。		
						延長 L	-200										延長 L	-200						

現行 (令和2年版)										改定案 (令和3年版)										改定理由			
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要	
3	2	5	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 【T S等光波方式を用いた出来形管理要領(護岸工編)(案)】の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3	3	2	5	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 【3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工編】の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	
						法長 ϕ	$\phi < 3m$										-50	$\phi \geq 3m$					-100
						厚さ(ブロック積張) t_1											-50						
						厚さ(裏込) t_2											-50						
						延長 L											-200						
3	2	5	3	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 【T S等光波方式を用いた出来形管理要領(護岸工編)(案)】の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3	3	2	5	3	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 【3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工編】の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	
						法長 ϕ											-100						
						延長 L_1, L_2											-200						
3	2	5	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 【T S等光波方式を用いた出来形管理要領(護岸工編)(案)】の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3	3	2	5	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 【3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工編】の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	
						幅 w											-100						
						延長 L											-200						
3	2	5	4	緑化ブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 【T S等光波方式を用いた出来形管理要領(護岸工編)(案)】の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-4	3	2	5	4	緑化ブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 【3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工編】の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-4	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。			
					法長 ϕ	$\phi < 3m$									-50	$\phi \geq 3m$					-100		
					厚さ(ブロック) t_1										-50								
					厚さ(裏込) t_2										-50								
					延長 L										-200								
3	2	5	5	石積(張)工	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 【T S等光波方式を用いた出来形管理要領(護岸工編)(案)】の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-5	3	2	5	5	石積(張)工	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 【3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工編】の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-5	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。			
					法長 ϕ	$\phi < 3m$									-50	$\phi \geq 3m$					-100		
					厚さ(石積・張) t_1										-50								
					厚さ(裏込) t_2										-50								
					延長 L										-200								

現行（令和2年版）														改定案（令和3年版）														改定理由								
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要									
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均												個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均													
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下											中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下												
3	2	6	7	2	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「T.S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3	2	6	7	2	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工事編 多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3	2	6	7	2	厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。
					厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15																											
3	2	6	7	4	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「T.S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3	2	6	7	4	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工事編 多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3	2	6	7	4	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。
					厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10																											

現行 (令和2年版)										改定案 (令和3年版)																		
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均												個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下											中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
							単位: mm														単位: mm							
3	2	6	7	6	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」または「T.S (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7	3	2	6	7	6	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 舗装工事編 多点計測技術 (面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7	3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)の策定による改定。
3	2	6	7	8	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」または「T.S (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7	3	2	6	7	8	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 舗装工事編 多点計測技術 (面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7	3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)の策定による改定。

現行 (令和2年版)														改定案 (令和3年版)														
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均												個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下											中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
							単位: mm														単位: mm							
3	2	6	7	10	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「T.S.(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-7	3	2	6	7	10	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-7	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
3	2	6	7	12	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「T.S.(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-7	3	2	6	7	12	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-7	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
					平坦性	—	3m ² 以下(足付き) (a)2.4mm以下 (a)1.75mm以下																					

現行 (令和2年版)										改定案 (令和3年版)																							
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由					
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均												個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均										
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下											中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下									
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	2	半たわみ性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「T.S.(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	2	半たわみ性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	2	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15										厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15									
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	4	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「T.S.(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	4	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	4	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
						厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10										厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10									

現行 (令和2年版)														改定案 (令和3年版)														
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均												個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下											中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
							単位: mm														単位: mm							
3	2	6	8	6	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」または「T.S. (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8	3	2	6	8	6	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 舗装工事編 多点計測技術 (面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8	3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) の策定による改定。
3	2	6	8	8	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」または「T.S. (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8	3	2	6	8	8	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 舗装工事編 多点計測技術 (面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8	3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) の策定による改定。

現行 (令和2年版)										改定案 (令和3年版)																					
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	単 位 : mm	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	単 位 : mm	改定理由	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均													個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均							
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下												中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
3	2	6	8	10	半たわみ性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「T.S.(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8	3	2	6	8	10	半たわみ性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編-多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。			
3	2	6	8	12	半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「T.S.(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-8	3	2	6	8	12	半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編-多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-8	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。			
					平坦性	—	3m ² ×7467-9-(a)2.4mm以下直読式(足付き) (a)1.75mm以下		—	—	—	—								平坦性	—	3m ² ×7467-9-(a)2.4mm以下直読式(足付き) (a)1.75mm以下		—	—	—	—				

現行 (令和2年版)										改定案 (令和3年版)																			
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均												個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均						
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下											中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下					
							単位: mm														単位: mm								
3	2	6	9	2	排水性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「ITS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9	3	2	6	9	2	排水性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9	3	次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
					厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15	厚さあるいは標高較差									±90	±90	+40 -15	+50 -15							
3	2	6	9	4	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「ITS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9	3	2	6	9	4	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9	3	次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
					厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	厚さあるいは標高較差									-54	-63	-8	-10							

現行 (令和2年版)														改定案 (令和3年版)														
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均												個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下											中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
							単位: mm														単位: mm							
3	2	6	9	6	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定 処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」または「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」または「T.S. (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。	3-2-6-9	3	2	6	9	6	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定 処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 舗装工事編 多点計測技術 (面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。	3-2-6-9	3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) の策定による改定。
3	2	6	9	8	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定 処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」または「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」または「T.S. (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。	3-2-6-9	3	2	6	9	8	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定 処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 舗装工事編 多点計測技術 (面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。	3-2-6-9	3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) の策定による改定。

現行 (令和2年版)										改定案 (令和3年版)																		
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均												個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下											中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	2	6	9	10	排水性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-26	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「T.S.(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9	3	2	6	9	10	排水性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-26	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
3	2	6	9	12	排水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「T.S.(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9	3	2	6	9	12	排水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。

現行 (令和2年版)															改定案 (令和3年版)															改定理由									
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要														
							個々の測定値 (X)		測定値の平均											個々の測定値 (X)		測定値の平均																	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上											中規模以上	小規模以下	中規模以上																	
3	2	6	10	2	透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	t < 15cm	+90 -70	+50 -10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「T.S.(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-10	3	2	6	10	2	透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	t < 15cm	+90 -70	+50 -10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編—多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-10	3	2	6	10	2	透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	t < 15cm	+90 -70	+50 -10	t ≥ 15cm	+90 -15	+50 -15	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
						厚さあるいは標高較差	t < 15cm	+90 -70	+50 -10										t ≥ 15cm	+90 -15	+50 -15																		
3	2	6	10	4	透水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「T.S.(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-10	3	2	6	10	4	透水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編—多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-10	3	2	6	10	4	透水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。						
						厚さあるいは標高較差	-20	-3																															

現行 (令和2年版)														改定案 (令和3年版)														
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	改定理由
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均												個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下											中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
							単位: mm	単位: mm	単位: mm	単位: mm											単位: mm	単位: mm	単位: mm	単位: mm				
3	2	6	11	2	グーアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「T.S.(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3-2-6-11	3	2	6	11	2	グーアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3-2-6-11	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。		
3	2	6	11	4	グーアスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「T.S.(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3-2-6-11	3	2	6	11	4	グーアスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3-2-6-11	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。		

現行 (令和2年版)														改定案 (令和3年版)																
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	単 位 : mm	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	単 位 : mm	改定理由
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均													個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均						
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下												中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下					
3	2	6	11	6	グーラスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「T.S.(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-11	3	2	6	11	6	グーラスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編-多点計測法(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-11	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。		
					平坦性	—	—	—	—	3m ² 以下 (a)2.4mm以下 直読式(足付き) (a)1.75mm以下																				
3	2	6	12	2	コンクリート舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「T.S.(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。	3-2-6-12	3	2	6	12	2	コンクリート舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編-多点計測法(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。	3-2-6-12	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。		
					厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15																					

現行 (令和2年版)														改定案 (令和3年版)														
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均												個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下											中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	2	6	12	8	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「T.S.(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12	3	2	6	12	8	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編-多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。		
3	2	6	12	10	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-22	-3.5	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「T.S.(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12	3	2	6	12	10	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-22	-3.5	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編-多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。				
					平坦性	—			コンクリートの硬化後 3㎡ ² のレベルメータにより機械舗設の場合 (σ)2.4mm以下 人力舗設の場合 (σ)3mm以下	2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。																	
					目地段差	±2			隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。																			

現行 (令和2年版)														改定案 (令和3年版)																		
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由				
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均												個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均									
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下											中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下								
3	2	6	12	12	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工 (面管理の場合)	基準高▽ 厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「T S (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12	3	2	6	12	12	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工 (面管理の場合)	基準高▽ 厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編-多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12	3	2	6	12	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
3	2	6	12	14	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8		1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「T S (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12	3	2	6	12	14	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編-多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12	3	2	6	12	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
3	2	6	12	16	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8		1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「T S (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12	3	2	6	12	16	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編-多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12	3	2	6	12	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。

現行 (令和2年版)														改定案 (令和3年版)														
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均												個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下											中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	2	6	12	18	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「T S (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12	3	2	6	12	18	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編-多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。		
3	2	6	12	20	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-32	-4.5	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「T S (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12	3	2	6	12	20	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-32	-4.5	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編-多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。				
					平坦性	—	—	—	—	—	—								—	—	—	—	—					
					目地段差	±2	±2	±2	±2	隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。								±2	±2	±2	±2	隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。					

現行（令和2年版）										改定案（令和3年版）										改定理由											
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要								
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 (X̄)											個々の測定値 (X)					測定値の平均 (X̄)							
3	2	6	17	2	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。</p>	3-2-6-17	3	2	6	17	2	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。</p>	3-2-6-17	3	2	6	17	2	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
						平坦性	—	3m ² あたり (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下									3m ² あたり (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下														

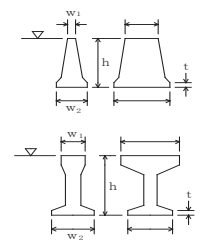
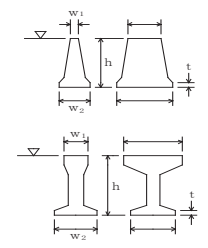
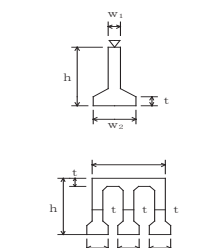
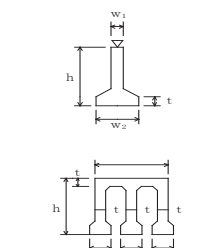
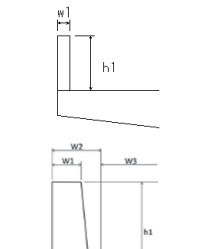
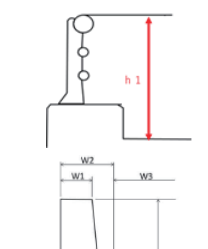
現行 (令和2年版)										改定案 (令和3年版)										改定理由		
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所			
3	2	7	2		路床安定処理工	基 準 高 ∇	± 50	延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 〔施工履歴データを用いた出来形管理要領(表層安定処理等・中層地盤改良工事編)(案)〕による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、天端幅w、天端延長Lを確認(実測は不要)。		3-2-7-2	3	2	7	2		路床安定処理工	基 準 高 ∇	± 50	延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 〔3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)表層安定処理等・固結工(中層混合処理)編〕による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、天端幅w、天端延長Lを確認(実測は不要)。		3-2-7-2	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
						施 工 厚 さ t	-50										施 工 厚 さ t	-50				
						幅 w	-100										幅 w	-100				
						延 長 L	-200										延 長 L	-200				
3	2	7	4	2	表層安定処理工 (ICT施工の場合)	基 準 高 ∇	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 〔施工履歴データを用いた出来形管理要領(表層安定処理・中層地盤改良工事編)(案)〕に記載の全体改良平面図を用いて天端幅w、天端延長Lを確認(実測は不要)		3-2-7-4	3	2	7	4	2	表層安定処理工 (ICT施工の場合)	基 準 高 ∇	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 〔3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)表層安定処理等・固結工(中層混合処理)編〕に記載の全体改良平面図を用いて天端幅w、天端延長Lを確認(実測は不要)		3-2-7-4	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
						法 長 θ	-500										法 長 θ	-500				
						天 端 幅 w	-300										天 端 幅 w	-300				
						天 端 延 長 L	-500										天 端 延 長 L	-500				
3	2	7	9	3	固結工 (中層混合処理)	基 準 高 ∇	設計値以上	1,000m ³ ~4,000m ³ につき1ヶ所、又は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 1,000m ³ 以下、又は施工延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。 〔施工履歴データを用いた出来形管理要領(表層安定処理等・中層地盤改良工事編)(案)〕による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、幅w、延長Lを確認(実測は不要)。		3-2-7-9	3	2	7	9	3	固結工 (中層混合処理)	基 準 高 ∇	設計値以上	1,000m ³ ~4,000m ³ につき1ヶ所、又は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 1,000m ³ 以下、又は施工延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。 〔3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)表層安定処理等・固結工(中層混合処理)編〕による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、幅w、延長Lを確認(実測は不要)。		3-2-7-9	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
						施 工 厚 さ t	設計値以上										施 工 厚 さ t	設計値以上				
						幅 w	設計値以上										幅 w	設計値以上				
						延 長 L	設計値以上										延 長 L	設計値以上				

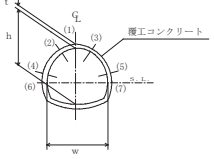
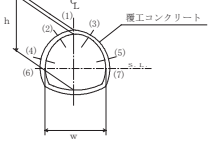
現行(令和2年版)										改定案(令和3年版)										改定理由		
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	単位:mm	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	単位:mm
3	2	14	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生土工) (人工張芝工) (植生穴工)	切土法長 ℓ	ℓ<5m	-200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。ただし、計測手法については、従来管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリ)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	3-2-14-2	3	2	14	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生土工) (人工張芝工) (植生穴工)	切土法長 ℓ	ℓ<5m	-200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	3-2-14-2	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
						盛土法長 ℓ	ℓ<5m	-100														
						盛土法長 ℓ	ℓ≥5m	法長の-2%														
						延長 L	-200															
3	2	14	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法長 ℓ	ℓ<5m	-200	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。ただし、計測手法については、従来管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリ)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	3-2-14-2	3	2	14	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法長 ℓ	ℓ<5m	-200	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	3-2-14-2	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
						法長 ℓ	ℓ≥5m	法長の-4%														
						厚さ t	t<5cm	-10														
						厚さ t	t≥5cm	-20														
						延長 L	-200															

現行(令和2年版)										改定案(令和3年版)												
単位:mm										単位:mm												
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	14 法面 工 共通	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	ℓ<3m	-50	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。ただし、計測手法については、従来管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリ)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-2-14-3	3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	14 法面 工 共通	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	ℓ<3m	-50	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-2-14-3	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
						ℓ≥3m	-100															
						t<5cm	-10															
						t≥5cm	-20															
						延長 L	-200															
						ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上																
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	14 法面 工 共通	4	1	法枠工 (現場打枠工) (現場吹付法枠工)	ℓ<10m	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形計測要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-2-14-4	3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	14 法面 工 共通	4	1	法枠工 (現場打枠工) (現場吹付法枠工)	ℓ<10m	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-2-14-4	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
						ℓ≥10m	-200															
						幅 w	-30															
						高さ h	-30															
						枠中心間隔 a	±100															
						延長 L	-200															
ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上																						
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	14 法面 工 共通	6		アンカー工	削孔深さ ℓ	設計値以上	全数		3-2-14-6	3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	14 法面 工 共通	6		アンカー工	削孔深さ ℓ	設計値以上	全数		3-2-14-6	法面工の鉄筋挿入工の出来形管理項目がないため。 ※鉄筋挿入工にも適用する
						配置誤差 d	100															
						せん孔方向 θ	±2.5度															
d = √(x² + y²)										d = √(x² + y²)												

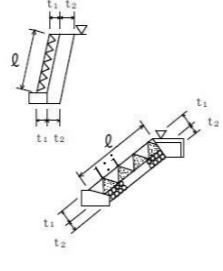
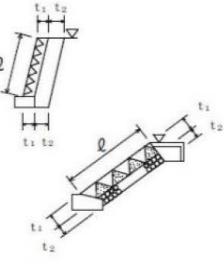
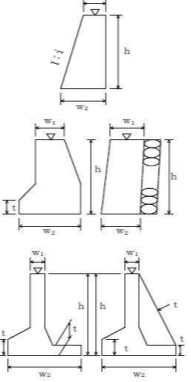
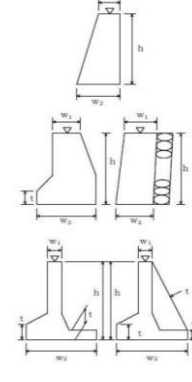
現行(令和2年版)										改定案(令和3年版)												
単位:mm										単位:mm												
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	概要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	概要	改定理由
3	土木工事	共通	15	3	補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-15-3	3	土木工事	共通	15	3	補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-15-3	誤解を招く可能性があるため控え長さは、補強材の設計長とすると記載。
						高さh	h<3m										-50					
						h≥3m	-100															
						鉛直度△	±0.03hかつ ±300以内															
						控え長さ	設計値以上															
延長L	-200	1施工箇所毎																				
3	土木工事	共通	16	3	浚渫船運転工 (バックホウ浚渫船) (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「超音波測深機器を用いた出来形管理要領(河川浚渫)(案)」、「施工履歴データを用いた出来形管理要領(河川浚渫)(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。	3-2-16-3	3	土木工事	共通	16	3	浚渫船運転工 (バックホウ浚渫船) (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)河川浚渫工種」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。	3-2-16-3	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。		
						標高較差	0以下									+400以下						
						標高較差	0以下									+400以下						
6	河川編	1	7	4	護岸付属物工	幅 w	-30		6-1-7-4	6	河川編	7	4	護岸付属物工	幅 w	-30	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工種の規定による測点の管理方法を用いることができる。	6-1-7-4	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。			
						高さ h	-30															
7	河川海岸編	1	6	4	海岸コンクリートブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「TSS等光波方式を用いた出来形管理要領(護岸工種)(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		7-1-6-4	7	河川海岸編	6	4	海岸コンクリートブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工種」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	7-1-6-4	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。		
						法長ℓ	ℓ<5m									-100						
						ℓ≥5m	ℓ×(-2%)															
						厚さ t	-50															
						延長 L	-200															
7	河川海岸編	1	6	5	コンクリート被覆工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「TSS等光波方式を用いた出来形管理要領(護岸工種)(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		7-1-6-5	7	河川海岸編	6	5	コンクリート被覆工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工種」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	7-1-6-5	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。		
						法長ℓ	ℓ<3m									-50						
						ℓ≥3m	-100															
						厚さ t	t<100									-20						
						t≥100	-30															
						裏込材厚 t'	-50															
						延長 L	-200															
裏込材厚 t'	-50																					

現行 (令和2年版)										改定案 (令和3年版)										改定理由				
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所					
10 道路 編	2 舗装	5 排水 構造 物工	9		排水性舗装用路肩排水工	基準高▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 なお、従来管理のほかに「 <u>T S等光波方式を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)</u> 」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		10-2-5-9	10 道路 編	2 舗装	5 排水 構造 物工	9		排水性舗装用路肩排水工	基準高▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 なお、従来管理のほかに「 <u>3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 舗装工事編 計測技術 (断面管理の場合)</u> 」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		10-2-5-9	3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) の策定による改定。		
						延長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所 なお、従来管理のほかに「 <u>T S等光波方式を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)</u> 」の規定による測点の管理方法を用いることができる。									延長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所 なお、従来管理のほかに「 <u>3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 舗装工事編 計測技術 (断面管理の場合)</u> 」の規定による測点の管理方法を用いることができる。					
10 道路 編	3 橋梁 下部	6 橋台 工	8		橋台躯体工	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。		10-3-6-8	10 道路 編	3 橋梁 下部	6 橋台 工	8		橋台躯体工	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。 なお、従来管理のほかに「 <u>3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 橋造物工編 (試行)</u> 」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く)		10-3-6-8	3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) の策定による改定。		
						厚 さ t	-20										厚 さ t	-20						
						天 端 幅 w ₁ (橋軸方向)	-10										天 端 幅 w ₁ (橋軸方向)	-10						
						天 端 幅 w ₂ (橋軸方向)	-10										天 端 幅 w ₂ (橋軸方向)	-10						
						敷 幅 w ₃ (橋軸方向)	-50										敷 幅 w ₃ (橋軸方向)	-50						
						高 さ h ₁	-50										高 さ h ₁	-50						
						胸壁の高さ h ₂	-30										胸壁の高さ h ₂	-30						
						天 端 長 l ₁	-50										天 端 長 l ₁	-50						
						敷 長 l ₂	-50										敷 長 l ₂	-50						
						胸壁間距離 θ	±30										胸壁間距離 θ	±30						
						支 間 長 及 び 中心線の変位	±50										支 間 長 及 び 中心線の変位	±50						
						支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計画高										+10~-20	支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値					計画高	+10~-20
							平面位置										±20						平面位置	±20
							ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度										1/50以下						ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度	1/50以下

現行 (令和2年版)										改定案 (令和3年版)										改定理由		
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
10 道路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。		10-3-7-9	10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)橋造物工種(試行)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く)		10-3-7-9	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
						厚 さ t	-20															
						天 端 幅 w_1 (橋軸方向)	-20															
						敷 幅 w_2 (橋軸方向)	-50															
						高 さ h	-50															
						天 端 長 ℓ_1	-50															
						敷 長 ℓ_2	-50															
						橋脚中心間距離 ℓ	± 30															
						支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50															
						支 承 部 ア ン ー カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計 画 高										+10~-20					
平 面 位 置	± 20																					
ア ン ー カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度	1/50以下																					
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。		10-3-7-9	10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)橋造物工種(試行)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く)		10-3-7-9	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
						厚 さ t	-20															
						天 端 幅 w_1	-20															
						敷 幅 w_2	-20															
						高 さ h	-50															
						長 さ ℓ	-20															
						橋脚中心間距離 ℓ	± 30															
						支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50															
						支 承 部 ア ン ー カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計 画 高										+10~-20					
							平 面 位 置										± 20					
ア ン ー カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度	1/50以下																					
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	6	7	橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	天 端 幅 w_1	-5~+10	1径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。		10-4-8-6 10-4-8-7	10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	6	7	橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	天 端 幅 w_1	-5~+10	1径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。		10-4-8-6 10-4-8-7	ブロックアウト型高欄に測定箇所を見直し
						地 覆 の 幅 w_2	-10~+20															
						高 さ h_1	-20~+30															
						高 さ h_2	-10~+20															
						有 効 幅 員 w_3	0~+30															

現行（令和2年版）										改定案（令和3年版）										改定理由	
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所		
10	6	5	3		覆工コンクリート工	基準高▽（拱頂）	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (4) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (5) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (6) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに1ヶ所、(2)～(3)は100mに1ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。 計測手法については、従来管理のほか「3次元計測技術を用いた出来形計測要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	10-6-5-3	10	6	5	3	覆工コンクリート工	基準高▽（拱頂）	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (4) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (5) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (6) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに1ヶ所、(2)～(3)は100mに1ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。 計測手法については、従来管理のほか「3次元計測技術を用いた出来形計測要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	10-6-5-3	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。		
						幅 w（全幅）	-50									幅 w（全幅）	-50				
						高さ h（内法）	-50									高さ h（内法）	-50				
						厚さ t	設計値以上									厚さ t	設計値以上				
						延長 L	—									延長 L	—				
																					

資料2-2 新旧対照表
出来形管理基準及び規格値

現行 (令和2年度)										改定案 (令和3年度)										改定理由						
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	改定理由				
18 林道 編	1 道路 開設 ・ 改良	8 石・ ブロック 積 (張 工	3		コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張)	基準高▽	±50	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。				18 林道 編	1 道路 開設 ・ 改良	8 石・ ブロック 積 (張 工	3		コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張)	基準高▽	±50	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。				国基準書 (森林整備保全事業施工管理基準) との整合		
						法長	ℓ < 3m											-50	ℓ < 3m						-50	
						ℓ	ℓ ≥ 3m											-100	ℓ ≥ 3m						-100	
						厚さ (ブロック積張) t1	-20											厚さ (ブロック積張) t1	-50							
						厚さ (裏込め) t2	-30											厚さ (裏込め) t2	-50							
						延長 L	-200											延長 L	-200							
						のり勾配 i	±0.3分											(削る)	(削る)							
18 林道 編	1 道路 開設 ・ 改良	7 擁壁工	5		現場打擁壁工	基準高▽	±50	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。				18 林道 編	1 道路 開設 ・ 改良	7 擁壁工	5		現場打擁壁工	基準高▽	±50	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。				国基準書 (森林整備保全事業施工管理基準) との整合		
						厚さ t	-20											厚さ t	-20							
						裏込厚さ	-50											裏込厚さ	-50							
						幅 w1, w2	-30											幅 w1, w2	-30							
						高さ	h < 3m											-50	高さ						h < 3m	-50
						h	h ≥ 3m											-100	h						h ≥ 3m	-100
						法勾配 i	±0.2分											(削る)	(削る)							
						延長 L	-200											1施工箇所毎。	延長 L						-200	1施工箇所毎。

品質管理基準及び規格値

工 程	現 行 (令 和 2 年 版)									改 定 案 (令 和 3 年 版)									改定理由			
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	適用基準	工 程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認		適用基準	(参考)	
4 プレキャストコンクリート製品 (その他)	材 料	トその他ヘクリートJISをマーク表示されたレイミックス	コンクリート用混和材・化学混和剤	JIS A 6201 JIS A 6202 JIS A 6204 JIS A 6206 JIS A 6207	JIS A 6201 (フライアッシュ) JIS A 6202 (膨張材) JIS A 6204 (化学混和剤) JIS A 6206 (高炉スラグ微粉末) JIS A 6207 (シリカフューム)	1回/月以上 ただし、JIS A 6202 (膨張材) は1回/月以上、JIS A 6204 (化学混和剤) は1回/6ヶ月以上	試験成績表による。			4 プレキャストコンクリート製品 (その他)	材 料	トその他ヘクリートJISをマーク表示されたレイミックス	コンクリート用混和材・化学混和剤	JIS A 6201 JIS A 6202 JIS A 6204 JIS A 6206 JIS A 6207	JIS A 6201 (フライアッシュ) JIS A 6202 (膨張材) JIS A 6204 (化学混和剤) JIS A 6206 (高炉スラグ微粉末) JIS A 6207 (シリカフューム)	1回/月以上 ただし、JIS A 6202 (膨張材) は1回/月以上、JIS A 6204 (化学混和剤) は1回/6ヶ月以上	試験成績表による。				諸基準値の改定にともなう	
11 アスファルト舗装	プ ラ ン ト	必 須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 【印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日】	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P263, 250~251	11 アスファルト舗装	プ ラ ン ト	必 須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 【印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日】	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P263, 250~251			試験基準の記載で改行されていない部分があり、誤解が生じる記載となっているため
11 アスファルト舗装	プ ラ ン ト	必 須	粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい：±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 【印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日】	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P263, 250~251	11 アスファルト舗装	プ ラ ン ト	必 須	粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい：±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 【印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日】	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P263, 250~251			試験基準の記載で改行されていない部分があり、誤解が生じる記載となっているため
11 アスファルト舗装	プ ラ ン ト	必 須	アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 【印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日】	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が102t以上のもの	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P263, 250~251	11 アスファルト舗装	プ ラ ン ト	必 須	アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 【印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日】	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が102t以上のもの	○	舗装施工便覧 平成18年2月 P263, 250~251			試験基準の記載で改行されていない部分があり、誤解が生じる記載となっているため
14 路床安定処理工	施 工	そ の 他	平板載荷試験	JIS A 1215		延長40mにつき1ヶ所の割で行う。	・セメントコンクリートの路床に適用する。		道路土工一盛土工指針 平成22年4月 P220	14 路床安定処理工	施 工	そ の 他	平板載荷試験	JIS A 1215		延長40mにつき1ヶ所の割で行う。	・セメントコンクリートの路床に適用する。		道路土工一盛土工指針 平成22年4月 P220			誤植
17 アンカー工	施 工	必 須	モルタルのフロー値試験	JIS B 5201		繰りませ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。			グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 平成24年5月 P96	17 アンカー工	施 工	必 須	モルタルのフロー値試験	JIS B 5201-2018	10~18段フロー値 【(グラウンドアンカー設計施工マニュアルに合わせる)】	繰りませ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。			グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 平成24年5月 P96			試験基準の記載にともなう
18 補強土壁工	施 工	必 須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm：砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径>53mm：舗装調査・試験法便覧 [4]-256 突砂法	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) もしくは90%以上(締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法)。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上、1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・橋台背面アブローチ面における規格値は、下記の通りとする。 【締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法】 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上		道路土工一盛土工指針 平成22年4月 P218~222 道路土工一擁壁工指針 平成24年7月 P280	18 補強土壁工	施 工	必 須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm：砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径>53mm：舗装調査・試験法便覧 [4]-256 突砂法	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) もしくは90%以上(締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法)。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上、1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・橋台背面アブローチ面における規格値は、下記の通りとする。 【締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法】 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上		道路土工一盛土工指針 平成22年4月 P218~222 道路土工一擁壁工指針 平成24年7月 P280			試験基準の記載にともなう

品質管理基準及び規格値

工 程	現 行 (令 和 2 年 版)							改 定 案 (令 和 3 年 版)							改定理由						
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	適用基準 ※新旧対照表のみ記載	工 程	種別	試験区分	試験項目	試験方法		規格値	試験時期・頻度	摘 要 ※新旧対照表のみ記載	試験成績表等による確認	適用基準	(参考)
18 補強土 壁工	施 工	必 須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3 種類)のいずれか を実施する。	または、 R1計器を用いた盛 土の締固め管理要 領(案)	次の密度への締固め可能な範囲の含水 比において、1管理単位の現場乾燥密度 の平均値が最大乾燥密度の97%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) も しくは92%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法)。 ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理 は、標準の施工仕様よりも締固めエネル ギーの大きな転圧方法(例えば、標準よ りも転圧力の大きな機械を使用する場 合)に適用する。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」) に分割して管理単位ごとに管理を行うもの とする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工 面積を基準とする。管理単位の面積は 1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が 2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管 理単位以上に分割するものとする。1管 理単位あたりの測定点数の日安を以下に 示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点 または、設計図書による。	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格 値を著しく下回っている点が存在した場 合は、監督職員と協議の上で、(再)転 圧を行うものとする。 ・橋台背面アブローチ部における規格値 は、下記の通りとする。 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法) 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルパット構造の橋台背 面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	R1計器を用いた盛土の締固め管理要領 (案) 平成8年8月 補強土(テールアルメ) 壁工法設計・施 工マニュアル 平成26年8月 P250	18 補強土 壁工	施 工	必 須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3 種類)のいずれか を実施する。	または、 R1計器を用いた盛 土の締固め管理 要領(案)	次の密度への締固め可能な範囲の含水 比において、1管理単位の現場乾燥密度 の平均値が最大乾燥密度の97%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) も しくは92%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法)。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」) に分割して管理単位ごとに管理を行うもの とする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工 面積を基準とする。管理単位の面積は 1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が 2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管 理単位以上に分割するものとする。1管 理単位あたりの測定点数の日安を以下に 示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格 値を著しく下回っている点が存在した場 合は、監督職員と協議の上で、(再)転 圧を行うものとする。 ・橋台背面アブローチ部における規格値 は、下記の通りとする。 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法) 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルパット構造の橋台背 面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	R1計器を用いた盛土の締固め管理要領 (案) 平成8年8月 補強土(テールアルメ) 壁工法設計・施 工マニュアル 平成26年8月 P250	試験基準の記載ともなう			
24 道路土 工	施 工	必 須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3 種類)のいずれか を実施する。	最大粒径≦53mm： 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径>53mm： 舗装調査・試験法便 覧【4】-256 実砂法	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固め可能な範 囲の含水比において、最大乾燥密度の 90%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度へ の締固め可能な範囲の含水比におい て、最大乾燥密度の95%以上 (締固め試 験 (JIS A 1210) A・B法) もしくは90% 以上 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・ E法)。 【粘性土】 ・路体：自然含水またはトラフィカビ リティーが確保できる含水比において、 空気間隙率Vaが2%≦Va≦10%または飽 和度Srが85%≦Sr≦95%。 ・路床及び構造物取付け部：トラフィカ ビリティーが確保できる含水比におい て、空気間隙率Vaが2%≦Va≦8%。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂 質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000m ³ につき1回の割合 で行う。ただし、5,000m ³ 未満の工事 は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、 1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以 上、1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最 低値で判定を行う。	道路土工-盛土工指針 平成22年4月 P218~222	24 道路土 工	施 工	必 須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3 種類)のいずれか を実施する。	最大粒径≦53mm： 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径>53mm： 舗装調査・試験法 便覧【4】-256 実砂法	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固め可能な範 囲の含水比において、最大乾燥密度の 90%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度へ の締固め可能な範囲の含水比におい て、最大乾燥密度の95%以上 (締固め試 験 (JIS A 1210) A・B法) もしくは90% 以上 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・ E法)。 【粘性土】 ・路体：自然含水またはトラフィカビ リティーが確保できる含水比において、 空気間隙率Vaが2%≦Va≦10%または飽 和度Srが85%≦Sr≦95%。 ・路床及び構造物取付け部：トラフィカ ビリティーが確保できる含水比におい て、空気間隙率Vaが2%≦Va≦8%。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂 質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000m ³ につき1回の割合 で行う。ただし、5,000m ³ 未満の工事 は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、 1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以 上、1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最 低値で判定を行う。	道路土工-盛土工指針 平成22年4月 P218~222	試験基準の記載ともなう					
24 道路土 工	施 工	必 須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3 種類)のいずれか を実施する。	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固め可能な範 囲の含水比において、1管理単位の現場 乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の 92%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度へ の締固め可能な範囲の含水比におい て、1管理単位の現場乾燥密度の平均値 が最大乾燥密度の97%以上 (締固め試 験 (JIS A 1210) A・B法) もしくは92% 以上 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・ E法)。 ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理 は、標準の施工仕様よりも締固めエネル ギーの大きな転圧方法(例えば、標準よ りも転圧力の大きな機械を使用する場 合)に適用する。 【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け部：自然 含水またはトラフィカビリティーが確 保できる含水比において、1管理単位の 現場空気間隙率の平均値が8%以下。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂 質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」) に分割して管理単位ごとに管理を行うもの とする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工 面積を基準とする。管理単位の面積は 1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が 2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管 理単位以上に分割するものとする。1管 理単位あたりの測定点数の日安を以下に 示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	R1計器を用いた盛土の締固め管理要領 (案) 平成8年8月	24 道路土 工	施 工	必 須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3 種類)のいずれか を実施する。	または、 R1計器を用いた 盛土の締固め管理 要領(案)	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固め可能な範 囲の含水比において、1管理単位の現場 乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の 92%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度へ の締固め可能な範囲の含水比におい て、1管理単位の現場乾燥密度の平均値 が最大乾燥密度の97%以上 (締固め試 験 (JIS A 1210) A・B法) もしくは92% 以上 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・ E法)。 【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け部：自然 含水またはトラフィカビリティーが確 保できる含水比において、1管理単位の 現場空気間隙率の平均値が8%以下。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂 質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」) に分割して管理単位ごとに管理を行うもの とする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工 面積を基準とする。管理単位の面積は 1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が 2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管 理単位以上に分割するものとする。1管 理単位あたりの測定点数の日安を以下に 示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	R1計器を用いた盛土の締固め管理要領 (案) 平成8年8月	試験基準の記載ともなう						
									35. 鉄筋挿入 工	材 質	必 須	品質検査 (芯材・ナット・ プレート等)	スルシート	設計図書による。		材料入荷時					新規追加
									35. 鉄筋挿入 工	材 質	必 須	遮音材のフローレ 試験	JSCR-F521-2018	γ=22dB	施工開始前1回および家屋材の材料や配 合変更時に実施。1回の試験は測定を2回 行い、測定値の平均をフローレ値とする。						新規追加
									35. 鉄筋挿入 工	材 質	その 他	外観検査 (芯材・ナット・ プレート等)	・目視 ・寸法計測	設計図書による。		材料入荷時					新規追加
									35. 鉄筋挿入 工	材 質	必 須	圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。		施工開始前1回および施工目ごと1回 (3本/回)					新規追加
									35. 鉄筋挿入 工	施 工	必 須	引き抜き試験	岡山補強土法設 計・施工マニュアル	設計図書による。		施工全数量の3%かつ3本以上を標準と する。 ・載荷サイクルは1サイクルとする。 ・地層ごとに3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは多サイクルを原則とす る。 ・初期荷重は、5.0kNもしくは計画最大 荷重の0.1倍程度とする。				新規追加	
									35. 鉄筋挿入 工	施 工	その 他	適合性試験	岡山補強土法設 計・施工マニュアル	設計図書による。							新規追加

現行（令和2年度）	改定案（令和3年度）	改定理由
<p style="text-align: center;">写真管理基準（案）</p> <p>1. 総 則</p> <p>1-1 適用範囲</p> <p>この写真管理基準は、建設工事施工管理基準（案）7に定める建設工事の工事写真による管理（デジタルカメラを使用した撮影～提出）に適用する。</p> <p><u>なお、フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合は、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）」による。</u></p> <p>また、写真を映像と読み替えることも可とする。</p> <p>1-2工事写真の分類</p> <p>工事写真は以下のように分類する。</p> <p>（略）</p> <p>2. 撮影</p> <p>2-1撮影頻度</p> <p>（略）</p> <p>2-2撮影方法</p> <p>（略）</p> <p>2-3情報化施工及び3次元データによる施工管理</p> <p><u>「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「施工履歴データを用いた出来形管理要領（路面切削工編）（案）」、「施工履歴データを用いた出来形管理要領（表層安定処理等・中層地盤改良工事編）（案）」、「施工履歴データを用いた出来形管理要領（固結工（スラリー攪拌工）編）（案）」、「3次元計測技術を用いた出来形計測要領（案）」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。</u></p> <p>また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。</p> <p>（※各要領は国土交通省のものを使用する。）</p>	<p style="text-align: center;">写真管理基準（案）</p> <p>1. 総 則</p> <p>1-1 適用範囲</p> <p>この写真管理基準は、建設工事施工管理基準（案）7に定める建設工事の工事写真による管理（デジタルカメラを使用した撮影～提出）に適用する。</p> <p>また、写真を映像と読み替えることも可とする。</p> <p>1-2工事写真の分類</p> <p>工事写真は以下のように分類する。</p> <p>（略）</p> <p>2. 撮影</p> <p>2-1撮影頻度</p> <p>（略）</p> <p>2-2撮影方法</p> <p>（略）</p> <p>2-3情報化施工及び3次元データによる施工管理</p> <p><u>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」</u></p> <p>による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。</p> <p>また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。</p> <p>（※各要領は国土交通省のものを使用する。）</p>	<p>国土交通省 別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）」の削除に伴う。</p> <p>3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）（国土交通省）の策定による改定。</p>

現行（令和2年度）	改定案（令和3年度）	改定理由
<p>2-4写真の省略 工事写真は以下の場合に省略する。 （略）</p> <p>2-5写真の編集等 写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、デジタル工事写真の 小黑板情報の電子的記入は、これに当たらない。</p> <p>2-6撮影の仕様 写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。 （1）写真はカラーとする。 （2）有効画素数は小黑板の文字が判読できることを指標とする。 （100万画素程度～300万画素程度＝1,200×900程度～2,000×1,500程度） 映像と読み替える場合は、以下も追加する。 （3）夜間など通常のカメラによる撮影が困難な場合は、赤外線カメラを用い る等確認可能な方法で撮影する。 （4）フレームレートは、実速度で撮影する場合は、30fps程度を基本とする。 高倍速での視聴を目的とする場合は、監督員と協議の上、撮影時に必要な 間隔でタイムラプス映像を撮影することができる。</p> <p>2-7撮影の留意事項 別紙撮影箇所一覧表の適用について、以下を留意するものとする。 （略）</p> <p>3. 整理提出 撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し、 監督員に提出するものとする。 写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法（各種仕様）は「デジタル写真管理 情報基準（国土交通省）」に基づくものとする。 <u>なお、電子媒体で提出しない場合は、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真 管理基準（案）」による。</u></p> <p>4. その他 撮影箇所一覧表の整理条件の用語の定義 <u>（1）代表箇所とは、当該工種の代表箇所その仕様が確認できる箇所をいう。</u> （2）適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のこと をいう。 <u>（3）不要とは、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）」を参照 のこと。</u></p>	<p>2-4写真の省略 工事写真は以下の場合に省略する。 （略）</p> <p>2-5写真の編集等 写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、デジタル工事写真の 小黑板情報の電子的記入は、これに当たらない。</p> <p>2-6撮影の仕様 写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。 （1）写真はカラーとする。 （2）有効画素数は小黑板の文字が判読できることを指標とする。 （100万画素程度～300万画素程度＝1,200×900程度～2,000×1,500程度） 映像と読み替える場合は、以下も追加する。 （3）夜間など通常のカメラによる撮影が困難な場合は、赤外線カメラを用い る等確認可能な方法で撮影する。 （4）フレームレートは、実速度で撮影する場合は、30fps程度を基本とする。 高倍速での視聴を目的とする場合は、監督員と協議の上、撮影時に必要な 間隔でタイムラプス映像を撮影することができる。</p> <p>2-7撮影の留意事項 別紙撮影箇所一覧表の適用について、以下を留意するものとする。 （略）</p> <p>3. 整理提出 撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し、 監督員に提出するものとする。 写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法（各種仕様）は「デジタル写真管理 情報基準（国土交通省）」に基づくものとする。</p> <p>4. その他 撮影箇所一覧表の整理条件の用語の定義 （1）適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のこと をいう。 <u>（2）フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合は、「写真管理基準（案）令和2年8月」 を参考に監督員と提出頻度等を協議の上、取扱いを定めるものとする。</u></p>	<p>国土交通省 別 紙「フィルムカ メラを使用した 場合の写真管理 基準（案）」の 削除に伴う。</p> <p>〃</p> <p>〃</p>

現行（令和2年版）					改定案（令和3年版）					改定理由
撮影箇所一覧表（全体）					撮影箇所一覧表（全体）					
区分	写真管理項目			概要	区分	写真管理項目			概要	改定理由
	撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度			撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度		
施工状況	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月1回 〔月末〕	不要	施工状況	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月1回 〔月末〕	不要	
		施工中の写真	工種、種別毎に設計図書、施工計画書に従い施工していることが確認できるように適宜 〔施工中〕	適宜			施工中の写真	工種、種別毎に設計図書、施工計画書に従い施工していることが確認できるように適宜 〔施工中〕	適宜	
			創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜 〔施工中〕	不要			創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出資料に添付	創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜 〔施工中〕	不要	
仮設（指定仮設）	使用材料、仮設状況、形状寸法	1 施工箇所に1回 〔施工前後〕	代表箇所 1枚		仮設（指定仮設）	使用材料、仮設状況、形状寸法	1 施工箇所に1回 〔施工前後〕	代表箇所 1枚		
図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて 〔発生時〕	不要	工事打合簿に添付する。	図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて 〔発生時〕	不要	工事打合簿に添付する。	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。
		ただし、 「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」 による場合は、撮影毎に1回 〔発生時〕	ただし、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」による場合は、写真測量に使用したすべての画像（ICONフォルダに格納）				ただし、 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）における空中写真測量（UAV）」 による場合は、撮影毎に1回（ 写真測量に使用したすべての画像（ICONフォルダに格納） ） 〔発生時〕			3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。
		ただし、 「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」 、 「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」 、 「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」 、 「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」 、 「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」 、 「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」 、 「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」 、 「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」 による場合は、計測毎に1回 〔発生時〕	ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」による場合は、代表箇所各1枚				ただし、 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）における地上型レーザースキャナー（TLS）」 、 「地上移動体搭載型レーザースキャナー（地上移動体搭載型LS）」 、 「無人航空機搭載型レーザースキャナー（UAVレーザー）」 、 「TS（ノンプリズム方式）」 、 「TS等光波方式、RTK-GNSS」 による場合は、計測毎に1回 〔発生時〕			3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の策定による改定。

資料2-2 新旧対照表

撮影箇所一覧表(全体)【第15編 水道・工業用水道編】

現行(令和2年度)					改定案(令和3年度)					改定理由
区分	写真管理項目			概要	区分	写真管理項目			概要	
	撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度			撮影項目	撮影頻度〔時期〕			
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前	200mに1回	着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前1回〔着手前〕	提出頻度の削除、撮影頻度の修正	
	完成	全景又は代表部分写真	完成時	200mに1回		完成	全景又は代表部分写真	施工完了後1回〔完成後〕		
安全管理写真	安全管理	各種標識類の設置状況	設置時	各種類毎に1回	安全管理写真	安全管理	各種標識類の設置状況	各種類毎に1回〔設置後〕		
		各種保安設備の設置状況	設置時	各種類毎に1回			各種保安設備の設置状況	各種類毎に1回〔設置後〕		
		交通整理員の設置作業状況	作業中	2～3回			交通整理員の設置作業状況	各1回〔作業中〕		
材料検取写真	使用材料	形状寸法	検取時	各品目ごと	材料検取写真	使用材料	形状寸法	各品目ごとに1回〔使用前〕		
		検査実施状況	検査時	各品目ごと			検査実施状況	各品目ごとに1回〔検査時〕		
品質管理写真	路盤支持力測定	試験実施状況	試験実施中	各1回	品質管理写真	路盤支持力測定	試験実施状況	各1回〔試験実施中〕		
出来形管理写真	舗装切断	舗装カッター切断状況	施工	2～3回	出来形管理写真	舗装切断	舗装カッター切断状況	2～3回〔施工中〕		
		掘削	掘削状況	掘削中			2～3回	掘削		掘削状況
	掘削幅、掘削深、床幅		矢板建込中 基面整正	2測点に1回		掘削幅、掘削深、床幅	2測点に1回〔矢板建込中〕 2測点に1回〔基面整正後〕			
	転石	幅、高さ、長さ	発生時	各箇所1回		転石	幅、高さ、長さ	各箇所1回〔発生時〕		
		転石破碎状況	施工中	5～6回			転石破碎状況	5～6回〔施工中〕		
	残土	残土処分状況	処分中	2～3回		残土	残土処分状況	2～3回〔処分中〕		
	基面整正工(人力床均し)	施工状況	施工中	2測点に1回		基面整正工(人力床均し)	施工状況	2測点に1回〔施工中〕		
	管布設	布設状況	施工中	2測点に1回		管布設	布設状況	2測点に1回〔施工中〕		
	溶接	各工程	施工中	5リングに1回		溶接	各工程	5リングに1回〔施工中〕		
	ダクタイル鋳鉄管接合	各工程	施工中	100mに1回		ダクタイル鋳鉄管接合	各工程	100mに1回〔施工中〕		
	管切断	管切断状況	施工中	2～3回		管切断	管切断状況	2～3回〔施工中〕		
		切断長さ	切断前	各切断毎1回			切断長さ	各切断毎1回〔切断前後〕		
		切管設置状況	設置後	各箇所1回			切管設置状況	各箇所1回〔設置後〕		
	空気弁、仕切弁	据付状況	施工中	各箇所毎1回		空気弁、仕切弁	据付状況	各箇所毎1回〔施工中〕		
		据付完了写真	据付後	各箇所毎1回			据付完了写真	各箇所毎1回〔据付後〕		
	埋戻し	各層毎の施工状況	施工中	2測点に1回		埋戻し	各層毎の施工状況	2測点に1回〔施工中〕		
	舗装路盤	施工状況、転圧状況	施工中	2測点に1回		舗装路盤	施工状況、転圧状況	2測点に1回〔施工中〕		
	アスコン	舗装状況	施工中	2測点に1回		アスコン	舗装状況	2測点に1回〔施工中〕		
		舗装厚さ	舗装完了後	2測点に1回			舗装厚さ	2測点に1回〔舗装完了後〕		
	矢板工	施工状況、設置状況	施工中、後	2測点に1回		矢板工	施工状況、設置状況	2測点に1回〔施工中、後〕		
支保工	施工状況、設置状況	施工中、後	2測点に1回	支保工	施工状況、設置状況	2測点に1回〔施工中、後〕				
水替工	水替状況	施工中	2～3回	水替工	水替状況	2～3回〔施工中〕				
その他	図面との不一致	図面と現地の不一致の写真	発生時	必要時	その他	図面との不一致	図面と現地の不一致の写真	必要に応じて〔発生時〕		
	機械掘削			2測点に1回		機械掘削		2測点に1回		
	人力掘削			2測点に1回		人力掘削		2測点に1回		
	人力埋戻し			2測点に1回		人力埋戻し		2測点に1回		
	機械埋戻し			2測点に1回		機械埋戻し		2測点に1回		
	管布設			2測点に1回		管布設		2測点に1回		
	工事用道路			2測点に1回		工事用道路		2測点に1回		
	土留め矢板			2測点に1回		土留め矢板		2測点に1回		

現行（令和2年版） 撮影箇所一覧表（出来形管理）										改定案（令和3年版） 撮影箇所一覧表（出来形管理）										改定理由
【第1編 共通編】										【第1編 共通編】										
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度								撮影項目	撮影頻度[時期]			
1	2	3	3		盛土工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕	代表箇所 各1枚	1-2-3-3	1	2	3	3		盛土工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕	1-2-3-3	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	
							「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要													
						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回 〔締固め時〕									締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回 〔締固め時〕			
						法長幅 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕									法長幅 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕			
							「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は1工事に1回〔施工後〕		・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影								「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編多点計測技術(面管理の場合)」による場合は1工事に1回〔施工後〕		・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影	
							「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。										「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。			

現行（令和2年版）										改定案（令和3年版）										改定理由
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										
【第1編 共通編】										【第1編 共通編】										
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目				
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度								撮影項目	撮影頻度[時期]	摘要		
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	代表箇所 各1枚	1-2-4-2	1 共通編	2 土工	4 道路土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	1-2-4-2		
						法長 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所 に1回 〔掘削後〕		<ul style="list-style-type: none"> ・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況（プリズムが必要な場合のみ）がわかるように撮影 							<ul style="list-style-type: none"> ・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況（プリズムが必要な場合のみ）がわかるように撮影 				
						「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」 、 「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」 、 「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」 、 「地上型レーザースカナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」 、 「無人航空機搭載型レーザースカナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」 、 「地上移動体搭載型レーザースカナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」 による場合は 1工事に1回 〔掘削後〕	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編多点計測技術(面管理の場合)」 による場合は 1工事に1回 〔掘削後〕										「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編多点計測技術(面管理の場合)」 に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。			

現行（令和2年版）										改定案（令和3年版）										改定理由
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										
【第1編 共通編】										【第1編 共通編】										
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度								撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4		路体盛土工 路床盛土工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕	代表箇所 各1枚	1-2-4-3	1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4		路体盛土工 路床盛土工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕	1-2-4-3	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	
							「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要									「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要				
						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回 〔締固め時〕									締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回 〔締固め時〕			
					法長 幅 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		<ul style="list-style-type: none"> ・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影 						法長 幅 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		<ul style="list-style-type: none"> ・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影 			
					「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」 、 「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」 、 「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」 、 「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」 、 「無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」 、 「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」 による場合は1工事に1回〔施工後〕		「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編多点計測技術(面管理の場合)」 による場合は1工事に1回〔施工後〕													
					「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」 に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。		「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編多点計測技術(面管理の場合)」 に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。													

現行（令和2年版）										改定案（令和3年版）										改定理由
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										
【第3編 土木工事共通編】										【第3編 土木工事共通編】										
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度								撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
3	2	6	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	代表箇所 各1枚	3-2-6-7	3	2	6	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	3-2-6-7	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	
						整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]									整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]			
						厚さ	各層毎200mに1回 [整正後] ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 [整正後]									厚さ	各層毎200mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 [整正後]			
					幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回 [整正後]								幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 [整正後]					

現行（令和2年版）										改定案（令和3年版）										改定理由
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										
【第3編 土木工事共通編】										【第3編 土木工事共通編】										
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目				
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度								撮影項目	撮影頻度[時期]	摘 要		
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-7	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-7		
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕									修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕			
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)」、「地上型レーザース キャナーを用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」、「地 上移動体搭載型レーザース キャナーを用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」、 「TS(ノンプリズム方式)を用 いた出来形管理要領(舗装工 事編)(案)」により「厚さある いは標高較差」を管理する場 合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕									厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案) 舗装工編 多点計測技術(面 管理の場合)」により「厚さある いは標高較差」を管理する場 合は 各層毎1工事に1回 〔修正後〕			
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装 工事編)(案)」、「地上型レー ザースキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型 レーザースキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事 編)(案)」、「TS(ノンプリズム 方式)を用いた出来形管理要 領(舗装工事編)(案)」による 場合は 各層毎1工事に1回 〔修正後〕							幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案) 舗装工編 多点計測技術(面 管理の場合)」による場合は 各層毎1工事に1回 〔修正後〕						

現行（令和2年版）										改定案（令和3年版）										改定理由
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										
【第3編 土木工事共通編】										【第3編 土木工事共通編】										
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度								撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
3	2	6	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-7	3	2	6	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-7	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕									転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕			
						厚さ	1,000㎡に1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕									厚さ	1,000㎡に1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕			
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕					

現行（令和2年版）										改定案（令和3年版）										改定理由
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										
【第3編 土木工事共通編】										【第3編 土木工事共通編】										
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目				
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度								撮影項目	撮影頻度[時期]	摘 要		
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-7	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-7	3次元計測技術 を用いた出来形 管理要領(案)の 策定による改 定。	
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕									修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕			
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装 工事編)(案)」、「地上型レー ザースキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型 レーザースキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事 編)(案)」、「TS(ノンプリズム 方式)を用いた出来形管理要 領(舗装工事編)(案)」による 場合は 各層毎1工事に1回 〔修正後〕									幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術 を用いた出来形管理要領(案) 舗装工編 多点計測技術(面 管理の場合)」による場合は 各層毎1工事に1回 〔修正後〕			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	5	アスファルト舗装工 (基層工)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-7	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	5	アスファルト舗装工 (基層工)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	3-2-6-7	3次元計測技術 を用いた出来形 管理要領(案)の 策定による改 定。	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕									タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕			
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装 工事編)(案)」、「地上型レー ザースキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型 レーザースキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事 編)(案)」、「TS(ノンプリズム 方式)を用いた出来形管理要 領(舗装工事編)(案)」による 場合は 各層毎1工事に1回 〔修正後〕									幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術 を用いた出来形管理要領(案) 舗装工編 多点計測技術(面 管理の場合)」による場合は 各層毎1工事に1回 〔修正後〕			

現行（令和2年版）										改定案（令和3年版）										改定理由
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										
【第3編 土木工事共通編】										【第3編 土木工事共通編】										
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目				
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度								撮影項目	撮影頻度[時期]	摘 要		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-8	3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-8	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕									整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕			
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕									厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕			
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕									幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕			

現行（令和2年版）										改定案（令和3年版）										改定理由
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										
【第3編 土木工事共通編】										【第3編 土木工事共通編】										
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目				
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度								撮影項目	撮影頻度[時期]	摘要		
3	2	6	8	2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-8	3	2	6	8	2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-8	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕									修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕			
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕									厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕			
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕					

現行（令和2年版）										改定案（令和3年版）										改定理由
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										
【第3編 土木工事共通編】										【第3編 土木工事共通編】										
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目				
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度								撮影項目	撮影頻度[時期]	摘要		
3	2	6	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-8	3	2	6	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-8	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕									整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕			
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕									厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕			
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕							幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕						

現行（令和2年版）										改定案（令和3年版）										改定理由
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										
【第3編 土木工事共通編】										【第3編 土木工事共通編】										
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目				
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度								撮影項目	撮影頻度[時期]	摘 要		
3	2	6	8	4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-8	3	2	6	8	4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-8	3次元計測技術 を用いた出来形 管理要領(案)の 策定による改 定。	
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕									修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕			
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用 いた出来形管理要領(舗装 工事編)(案)」、「地上型レー ザースキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型 レーザースキャナーを用いた 出来形管理要領(舗装工事 編)(案)」、「TS(ノンプリズム 方式)を用いた出来形管理要 領(舗装工事編)(案)」による 場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕									幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を 用いた出来形管理要領(案) 舗装工編 多点計測技術(面 管理の場合)」による場合は 各層毎1工事に1回 〔修正後〕			

現行（令和2年版）										改定案（令和3年版）										改定理由
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										
【第3編 土木工事共通編】										【第3編 土木工事共通編】										
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目				
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度								撮影項目	撮影頻度[時期]	摘 要		
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	1	排水性舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-9	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	1	排水性舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-9		
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕									修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕			
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースカナードを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースカナードを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕									厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕			
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースカナードを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースカナードを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕					

現行（令和2年版）										改定案（令和3年版）										改定理由
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										
【第3編 土木工事共通編】										【第3編 土木工事共通編】										
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目				
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度								撮影項目	撮影頻度[時期]	摘 要		
3	2	6	9	2	排水性舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-9	3	2	6	9	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-9	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕									修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕			
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕									厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕			
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕					

現行（令和2年版）										改定案（令和3年版）										改定理由
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										
【第3編 土木工事共通編】										【第3編 土木工事共通編】										
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目				
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度								撮影項目	撮影頻度[時期]	摘 要		
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	3	排水性舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-9	3	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-9		
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕									修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕			
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕									厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕			
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕									幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕			
						ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕									3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。					
						ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕														
						ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕														
						ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕														

現行（令和2年版）										改定案（令和3年版）										改定理由
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										
【第3編 土木工事共通編】										【第3編 土木工事共通編】										
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目				
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度								撮影項目	撮影頻度[時期]	摘 要		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-9	3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-9		
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕									修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕			
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TIS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕									幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕			

現行（令和2年版）										改定案（令和3年版）										改定理由
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										
【第3編 土木工事共通編】										【第3編 土木工事共通編】										
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目				
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度								撮影項目	撮影頻度[時期]	摘 要		
3	2	6	10	1	透水性舗装工 路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-9	3	2	6	10	1	透水性舗装工 路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-9		
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕									修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕			
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕									厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕			
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕					

現行（令和2年版）										改定案（令和3年版）										改定理由
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										
【第3編 土木工事共通編】										【第3編 土木工事共通編】										
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目				
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度								撮影項目	撮影頻度[時期]	摘 要		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-11	3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-11		
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕									修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕			
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕									幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕			

現行（令和2年版）										改定案（令和3年版）										改定理由
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										
【第3編 土木工事共通編】										【第3編 土木工事共通編】										
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目				
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度								撮影項目	撮影頻度[時期]	摘 要		
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	1	コンクリート舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	1	コンクリート舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-12		
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕									整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕			
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕									厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕			
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕					

現行（令和2年版）										改定案（令和3年版）										改定理由
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										
【第3編 土木工事共通編】										【第3編 土木工事共通編】										
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度								撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
3	2	6	12	2	コンクリート舗装工(粒度調整路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12	3	2	6	12	2	コンクリート舗装工(粒度調整路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-12	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕									修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕			
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕									厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕			
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕					

現行（令和2年版）										改定案（令和3年版）										改定理由
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										
【第3編 土木工事共通編】										【第3編 土木工事共通編】										
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目				
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度								撮影項目	撮影頻度[時期]	摘 要		
3	2	6	12	3	コンクリート舗装工(セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12	3	2	6	12	3	コンクリート舗装工(セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-12		
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕									修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕			
						厚さ	1,000㎡に1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕									厚さ	1,000㎡に1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕			
幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕	幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕																	

現行（令和2年版）										改定案（令和3年版）										改定理由
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										
【第3編 土木工事共通編】										【第3編 土木工事共通編】										
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目				
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度								撮影項目	撮影頻度[時期]	摘 要		
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	4	コンクリート舗装工(アスファルト中間層)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	3-2-6-12	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕									タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕			
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕									幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	5	コンクリート舗装工(コンクリート舗装版工)	石粉、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	石粉、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	3-2-6-12	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	
						スリップバー、 タイバー寸法、 位置	80mに1回 〔据付後〕									スリップバー、 タイバー寸法、 位置	80mに1回 〔据付後〕			
						鉄網寸法 位 置	80mに1回 〔据付後〕									鉄網寸法 位 置	80mに1回 〔据付後〕			
						平坦性	1工事に1回〔実施中〕									平坦性	1工事に1回 〔実施中〕			
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕									厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕			
						目地段差	1工事に1回									目地段差	1工事に1回			

現行（令和2年版）										改定案（令和3年版）										改定理由
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										
【第3編 土木工事共通編】										【第3編 土木工事共通編】										
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目				
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度								撮影項目	撮影頻度[時期]	摘 要		
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	6	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工) 下層路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-12		
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕									整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕			
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕									厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕			
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕					

現行（令和2年版）										改定案（令和3年版）										改定理由
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										
【第3編 土木工事共通編】										【第3編 土木工事共通編】										
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目				
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度								撮影項目	撮影頻度[時期]	摘 要		
3	2	6	12	7	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12	3	2	6	12	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-12		
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕									転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕			
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースカナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースカナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕									厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕			
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースカナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースカナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕					

現行（令和2年版）										改定案（令和3年版）										改定理由
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										
【第3編 土木工事共通編】										【第3編 土木工事共通編】										
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目				
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度								撮影項目	撮影頻度[時期]	摘要		
3	2	6	12	8	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12	3	2	6	12	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-12		
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕									修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕			
						厚さ	1,000㎡に1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースカナードを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースカナードを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕									厚さ	1,000㎡に1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕			
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースカナードを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースカナードを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕					

現行（令和2年版）										改定案（令和3年版）										改定理由
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										
【第3編 土木工事共通編】										【第3編 土木工事共通編】										
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目				
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度								撮影項目	撮影頻度[時期]	摘 要		
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	9	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	3-2-6-12	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕									タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕			
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕									幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	10	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工)	敷均し厚さ 転圧状況	400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	敷均し厚さ 転圧状況	400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-12	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕									厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕			
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕									平坦性	1工事に1回 〔実施中〕			

現行（令和2年版）										改定案（令和3年版）										改定理由
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										
【第3編 土木工事共通編】										【第3編 土木工事共通編】										
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度								撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
3	2	6	12	11	コンクリート舗装工(連続鉄筋コンクリート舗装工)	石粉、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12	3	2	6	12	11	コンクリート舗装工 (連続鉄筋コンクリート舗装工)	石粉、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	3-2-6-12	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	
						鉄網寸法、位置	80mに1回 〔据付後〕									鉄網寸法、位置	80mに1回 〔据付後〕			
						膨張目地部、ダウエルバー寸法、位置	1施工箇所に1回 〔据付中〕									膨張目地部、ダウエルバー寸法、位置	1施工箇所に1回 〔据付中〕			
						縦そり突合せ目地部・縦そりダミー目地部 タイバー寸法、位置	80mに1回 〔据付後〕									縦そり突合せ目地部・縦そりダミー目地部 タイバー寸法、位置	80mに1回 〔据付後〕			
						平坦性	1工事に1回〔実施中〕									平坦性	1工事に1回〔実施中〕			
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 〔スリップフォーム工法の場合は打設前後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型レーザースカンナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースカンナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕									厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 〔スリップフォーム工法の場合は打設前後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕			
目地段差	1工事に1回	目地段差	1工事に1回																	
3	2	6	13	1	薄層カラー舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-13	3	2	6	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-13	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕									整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕			
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕									厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕			
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕									幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回〔整正後〕			

現行（令和2年版）										改定案（令和3年版）										改定理由
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										
【第3編 土木工事共通編】										【第3編 土木工事共通編】										
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目				
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度								撮影項目	撮影頻度[時期]	摘 要		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	2	薄層カラー舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-13	3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-13	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕									転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕			
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕									修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕			
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕				
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	3	薄層カラー舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-13	3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-13	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕									転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕			
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕									修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕			
						厚さ	1,000㎡に1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要								厚さ	1,000㎡に1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要				
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	4	薄層カラー舗装工(加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-13	3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-13	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕									転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕			
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕									修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕			
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕				

現行（令和2年版）										改定案（令和3年版）										改定理由
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										
【第3編 土木工事共通編】										【第3編 土木工事共通編】										
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目				
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度								撮影項目	撮影頻度[時期]	摘 要		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	5	薄層カラー舗装工(基層工)	改正状況	400mに1回 〔改正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-13	3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	改正状況	400mに1回 〔改正後〕	3-2-6-13	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕									タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕			
						厚さ	1,000㎡に1回 〔改正後〕									厚さ	1,000㎡に1回 〔改正後〕			
						幅	各層毎80mに1回 〔改正後〕 ただし、「 TTS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案) 」による場合は各層毎1工事に1回〔改正後〕									幅	各層毎80mに1回 〔改正後〕 ただし、「 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合) 」による場合は各層毎1工事に1回〔改正後〕			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	1	ブロック舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-14	3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	1	ブロック舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-14	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	
						改正状況	各層毎400mに1回 〔改正後〕									改正状況	各層毎400mに1回 〔改正後〕			
						厚さ	各層毎200mに1回 〔改正後〕									厚さ	各層毎200mに1回 〔改正後〕			
						幅	各層毎80mに1回 〔改正後〕 ただし、「 TTS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案) 」による場合は各層毎1工事に1回〔改正後〕									幅	各層毎80mに1回 〔改正後〕 ただし、「 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合) 」による場合は各層毎1工事に1回〔改正後〕			

現行（令和2年版）										改定案（令和3年版）										改定理由
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										
【第3編 土木工事共通編】										【第3編 土木工事共通編】										
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目				
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度								撮影項目	撮影頻度[時期]	摘 要		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	2	ブロック舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-14	3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-14	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕									転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕			
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕									厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕			
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「 TSE等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案) 」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕									幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合) 」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	3	ブロック舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-14	3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-14	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕									転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕			
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要									厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要			
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「 TSE等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案) 」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕									幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合) 」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕			

現行（令和2年版）										改定案（令和3年版）										改定理由
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										
【第3編 土木工事共通編】										【第3編 土木工事共通編】										
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度								撮影項目	撮影頻度[時期]	摘要		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-14	3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-14	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕									修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕			
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「 TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案) 」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕									幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合) 」による場合は各層毎1工事に1回〔修正後〕			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	15		路面切削工	幅 厚さ(基準高)	1施工箇所 に1回 〔施工後〕 ただし、「 TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案) 」による場合は1工事に1回〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-15	3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	15		路面切削工	幅 厚さ(基準高)	1施工箇所 に1回 〔施工後〕 ただし、「 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合) 」による場合は1工事に1回〔施工後〕	3-2-6-15	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	

現行（令和2年版）										改定案（令和3年版）										改定理由
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）										
【第3編 土木工事共通編】										【第3編 土木工事共通編】										
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目				
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度								撮影項目	撮影頻度[時期]	摘 要		
3	2	7	9	1	固結工 (粉末噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	位置・間隔 杭径	1施工箇所1回 〔打込後〕	代表箇所 各1枚	3-2-7-9	3	2	7	9	1	固結工 (粉末噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (生石灰パイル工)	位置・間隔 杭径	1施工箇所1回 〔打込後〕	3-2-7-9	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	
						深度	1施工箇所1回 〔打込前後〕													
							ただし、「スラリー攪拌工」において、「 施工履歴データを用いた出来形管理要領(固結工(スラリー攪拌工)編)(案) 」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。													
3	2	7	9	2	固結工 (中層混合処理)	施工厚さ 幅	1,000m3～4,000m3につき1回、又は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1回。 〔施工厚さ 施工中〕 〔幅 施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-7-9	3	2	7	9	2	固結工 (中層混合処理)	施工厚さ 幅	1,000m3～4,000m3につき1回、又は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1回。 〔施工厚さ 施工中〕 〔幅 施工後〕	3-2-7-9	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	
							ただし、「 施工履歴データを用いた出来形管理要領(表層安定処理等・中層地盤改良工事編)(案) 」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。													
3	2	14	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長 幅 高さ 枠中心間隔	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-14-4	3	2	14	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長 幅 高さ 枠中心間隔	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	3-2-14-4	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	
							ただし、「 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案) 」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。													
							ただし、「 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編 」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。													

現行（令和2年版） 撮影箇所一覧表（出来形管理）										改定案（令和3年版） 撮影箇所一覧表（出来形管理）										改定理由
【第10編 道路編】										【第10編 道路編】										
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度								撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
10	3	6	8		橋台躯体工	厚さ 天端幅(橋軸方向) 敷幅(橋軸方向) 高さ 胸壁の高さ 天端長 敷長	全数量 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	10-3-6-8	10	3	6	8		橋台躯体工	厚さ 天端幅(橋軸方向) 敷幅(橋軸方向) 高さ 胸壁の高さ 天端長 敷長	全数量 〔型枠取外し後〕 <u>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)構造物工編(試行)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形計測状況を1工事1回</u>	10-3-6-8	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	
10	3	7	9	1	橋脚躯体工 (張出式)	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 天端長 敷長	全数量 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	10-3-7-9	10	3	7	9	1	橋脚躯体工 (張出式)	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 天端長 敷長	全数量 〔型枠取外し後〕 <u>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)構造物工編(試行)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形計測状況を1工事1回</u>	10-3-7-9	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	
10	3	7	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 長さ	全数量 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	10-3-7-9	10	3	7	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 長さ	全数量 〔型枠取外し後〕 <u>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)構造物工編(試行)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形計測状況を1工事1回</u>	10-3-7-9	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	

現行（令和2年版）						改定案（令和3年版）						改定理由							
撮影箇所一覧表（出来形管理）						撮影箇所一覧表（出来形管理）													
撮影箇所一覧表（その他）						撮影箇所一覧表（その他）													
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度								撮影項目	撮影頻度[時期]	摘要	
その他					維持修繕工関係 街路樹剪力	出来ばえ	街路樹50本に1回、グリーンベルト100mに1回 〔施工前後〕	適宜	その他	その他					維持修繕工関係 街路樹剪定	出来ばえ	街路樹50本に1回、グリーンベルト100mに1回 〔施工前後〕	その他	誤植

資料2-2 新旧対照表
出来形管理写真撮影箇所一覧表

現行(令和2年度)							改定案(令和3年度)							改定理由					
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	編	章	節	条		枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度									撮影項目	撮影頻度[時期]	
16	2	6	8		小型擁壁工	裏込厚さ	100m又は1施工箇所1回 (施工中)	代表箇所 各1枚		16	2	6	8		小型擁壁工	裏込厚さ	100m又は1施工箇所1回 (施工中)		工種区分更新
						幅 高さ 厚さ 法勾配	100m又は1施工箇所1回 (型枠取外し後)	代表箇所 各1枚								幅 高さ 厚さ 法勾配	100m又は1施工箇所1回 (型枠取外し後)		
16	4	8	2		柵渠工 (コンクリートブロック積み水路)	基礎関係 裏込 幅 高さ その他必要箇所	施工延長おおむね50～ 100mにつき1回 上記未满是2回 (施工後)	適宜		16	4	8	2		柵渠工 (コンクリートブロック積み水路)	基礎関係 裏込 幅 高さ その他必要箇所	施工延長おおむね50～ 100mにつき1回 上記未满是2回 (施工後)		工種区分更新
					柵渠工 (鉄筋コンクリート柵渠)	アーム間隔 柵板設置 その他必要箇所	施工延長おおむね50～ 100mにつき1回 上記未满是2回 (施工後)	適宜							柵渠工 (鉄筋コンクリート柵渠)	アーム間隔 柵板設置 その他必要箇所	施工延長おおむね50～ 100mにつき1回 上記未满是2回 (施工後)		

現行（令和2年度）	改定案（令和3年度）	改定理由		
<p style="text-align: center;"><u>別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）」</u></p> <p>1. 総則 1-1 適用範囲 <u>この写真管理基準は、建設工事施工管理基準(案)に定める建設工事の工事写真による管理(フィルムカメラを使用した撮影～提出)に適用する。</u></p> <p>1-2 工事写真の分類 <u>工事写真は以下のように分類する。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; vertical-align: middle;">工事写真</td> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> — 着手前及び完成写真（既済部分写真等含む） — 施工状況写真 — 安全管理写真 — 使用材料写真 — 品質管理写真 — 出来形管理写真 — 災害写真 — 事故写真 — その他（公害、環境、補償等） </td> </tr> </table> </div> <p>2. 撮影 2-1 撮影頻度 <u>工事写真は、写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。</u></p> <p>2-2 撮影方法 <u>写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 工事名 ② 工種等 ③ 測点(位置) ④ 設計寸法 ⑤ 実測寸法 ⑥ 略図 <p><u>小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理する。また、特殊な場合で監督員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。</u></p> <p>2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理 <u>「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。</u> <u>また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。</u> <u>(※各要領は国土交通省のものを使用する。)</u></p>	工事写真	<ul style="list-style-type: none"> — 着手前及び完成写真（既済部分写真等含む） — 施工状況写真 — 安全管理写真 — 使用材料写真 — 品質管理写真 — 出来形管理写真 — 災害写真 — 事故写真 — その他（公害、環境、補償等） 		
工事写真	<ul style="list-style-type: none"> — 着手前及び完成写真（既済部分写真等含む） — 施工状況写真 — 安全管理写真 — 使用材料写真 — 品質管理写真 — 出来形管理写真 — 災害写真 — 事故写真 — その他（公害、環境、補償等） 			

現行（令和2年度）	改定案（令和3年度）	改定理由
<p style="text-align: center;"><u>別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）」</u></p> <p>2-4 写真の省略 <u>工事写真は以下の場合に省略するものとする。</u> (1) <u>品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。</u> (2) <u>出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。</u> (3) <u>監督員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。</u></p> <p>2-5 撮影の仕様 <u>写真の色彩や大きさは以下のとおりとする。</u> (1) <u>写真はカラーとする。</u> (2) <u>写真の大きさは、サービサイズ程度とする。</u> <u>ただし、監督員が指示するものは、その指示した大きさとする。</u></p> <p>2-6 留意事項 <u>写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表の適用について、以下の事項を留意するものとする。</u> (1) <u>「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督員の指示により追加、削減するものとする。</u> (2) <u>施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。</u> (3) <u>不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法含む)が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。</u> (4) <u>撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図(撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など)を工事写真帳に添付する。</u> (5) <u>写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督員と写真管理項目を協議のうえ取扱いを定めるものとする。</u></p> <p>3. 整理提出 <u>工事写真として、撮影写真の原本及び工事写真帳を各1部提出するものとし、その整理方法等は以下によるものとする。</u> (1) <u>撮影写真の原本</u> <u>撮影写真の原本とは、写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表「撮影頻度」に基づいて撮影した写真のネガをいい、密着写真とともに撮影内容がわかるようにネガアルバムに整理し提出するものとする。</u> (2) <u>工事写真帳</u> <u>工事写真帳は、写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表「撮影頻度」に基づいて撮影した写真のうち、「提出頻度」に示す写真をアルバム等に整理したものをいい、工事写真帳の大きさは、4切版又はA4版とする。</u></p> <p>4. その他 <u>写真管理基準(案)撮影箇所一覧表の用語の定義</u> (1) <u>代表箇所とは、当該工種の代表箇所でその仕様が確認できる箇所をいう。</u> (2) <u>適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。</u> (3) <u>不要とは工事写真帳として貼付整理し提出する必要がないことをいう。</u></p>		